

水源開発問題全国連絡会 第 16 回総会

総会資料（1）

2009年10月24日（土）

於 太郎兵衛旅館（秋田県・小安峡温泉）

総会資料（1）目次

・第16回水源連総会次第	1
・基調報告資料	
基調報告「新政権のダム政策～これまでとこれから」	2
民主党政策集	3
10.921年度ダム事業に関する前原大臣コメント	4
〃 補足資料	5
政権交代で何を変えるのか（岡田幹治）	15
・事務局からの報告・提案及び資料	
事務局からの報告	18
国土交通大臣あて	
「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」（案）	21
参考資料：1 計画中・工事中のダム事業を中止させる為の課題	23
参考資料：2 河川整備基本方針と	
河川整備計画の策定に関する諸課題	27
参考資料：3 全国ダム事業の現状（国土交通省関係）	32
参考資料：4 耐越流堤防について	43
参考資料：5 費用便益計算の抜本的改善を	48
参考資料：6 水需給計画の問題点	52
参考資料：7 穴あきダム問題	54
参考資料：8 補助ダム問題について	56
・各地からの報告	
サンルダム（北海道自然保護協会）	60
ハッ場ダム（ハッ場あしたの会）	63
〃 （ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会）	65
太田川ダム（太田川ダム研究会）	67
設楽ダム（設楽ダム建設中止を求める会）	69
徳山ダム導水路（徳山ダム建設中止を求める会）	72

水源開発問題全国連絡会第16回総会 次第

2009年10月24日(土)

太郎兵衛旅館(秋田県・小安峡温泉)

1. 基調報告 岡田幹治氏(ジャーナリスト)

「新政権のダム政策―これまでとこれから」

2. 議長選出

3. 事務局からの報告

活動報告

会計報告

4. 各地からの報告

補助ダム問題

浅川ダム(長野県)、太田川ダム(静岡県)、辰巳ダム(石川県)、内海ダム再開発(香川県)、平瀬ダム(山口県)、石木ダム、路木ダム、その他

直轄ダム問題

サンルダム・沙流川総合開発、成瀬ダム、渡良瀬遊水池掘削事業、八ッ場ダム、設楽ダム、木曾川水系連絡導水路+徳山ダム、山鳥坂ダム、川辺川ダム・荒瀬ダム、その他

5. 共通課題 政権交代を背景に「ムダなダム徹底見直し」実現へ

＝前原国土交通大臣に要請すること＝

- ① 徹底見直しの進め方
- ② 徹底見直し事項
- ③ そのほか

民主党 大河原雅子参議院議員、社民党 保坂展人副幹事長からの報告と意見交換を交えて

6. 運動の拡大・強化に向けて

特に情報の共有化についての検討

7. 今年度の役員体制

新政権のダム政策～これまでとこれから

09年10月24日 岡田 幹治

- 1 「民主党政案集 INDEX2009」
- 2 前原国土交通相が表明した方針
 - ・ハッ場ダムと川辺川ダムの中止
 - ・「特定地域の振興に関する特別措置法」の制定
 - ・143ダムの見直し
 - ・当面の進め方
- 3 課題（1）ハッ場ダムの中止～大型公共事業中止のモデル
 - ・基本計画廃止と6都県知事の同意
 - ・目的、費用対効果、安全性、減電補償などの検証
 - ・関連事業と生活支援事業の精査
- 4 課題（2）生活再建法案の制定
 - ・予定地住民の生活再建
 - ・十分な補償はできるか
 - ・民主党法案の欠点
- 5 課題（3）143ダムの見直し
 - ・再評価、再検討をどう進めるか
 - ・民主党内のダム推進派
 - ・淀川水系流域委員会と熊本県の住民討論集会の経験
- 6 課題（4）「公共事業コントロール法案」と「みどりのダム構想」
 - ・01年の2法案と水源連の意見書
 - ・21世紀にふさわしい河川整備へ
 - ・建設労働者の雇用確保
 - ・田中長野県政の「包括的公共事業改革」
- 7 「対策検討チーム」と「討議民主主義」の必要性
 - ・河川官僚をどう使うか

民 主 党 政 策 集

INDEX 2009

公共事業改革

省庁縦割りのムダを省くため、社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ「公共事業コントロール法」を制定します。これにより、ムダを省き効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。

大型公共事業の見直し

川辺川ダム、八ッ場ダム建設を中止し、生活再建を支援します。そのため、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法(仮称)」の制定を目指し、国が行うダム事業を廃止した場合等には、特定地域について公共施設の整備や住民生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定と福祉の向上を図ります。

治水政策の転換(みどりのダム構想)

ダムは、河川の流れを寸断して自然生態系に大きな悪影響をもたらすとともに、堆砂(砂が溜まること)により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは将来に大きな禍根を残すものです。自然の防災力を活かした流域治水・流域管理の考え方にに基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

なお、現在計画中または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります。

平成 21 年 10 月 9 日

平成 21 年度におけるダム事業の進め方などに関する

前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている 8 事業を除く 48 事業については、今後、平成 21 年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している 87 のダム事業の平成 21 年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成 22 年度における 136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

（注）平成 21 年度の 143 事業から、平成 21 年度完成の 6 事業と中止の 1 事業の合計 7 事業を除いたもの

平成21年10月9日
国土交通省
河川局治水課

平成21年度におけるダム事業の進め方について（補足説明）

10月9日に発表した大臣コメントについては、直轄事業と水資源機構事業の合計56事業のうち、既存施設の機能増強を目的とする8事業を除く48事業に対する予算執行の「考え方」を述べたものであり、一部で報道されている「48事業の凍結」を意味するものではありません。

そこで述べた「新たな段階に入らない」との考え方に照らせば、48事業は次のように分類できます。

- ① 当初予定していた新たな段階に入ることになる本体工事または本体関連工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 4事業（沙流川総合開発（平取ダム）、サンルダム、思川開発、木曾川水系連絡導水路）
- ② 当初予定していた新たな段階に入ることになる転流工の工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 1事業（小石原川ダム）
- ③ 当初予定していた新たな段階に入ることになる用地買収の着手を取りやめる事業
 - ・ 1事業（山鳥坂ダム）
- ④ 当初から新たな段階に入る予定がなく、当初計画どおり予算を執行する事業
 - ・ 42事業

お問い合わせ先

国土交通省河川局治水課企画専門官 森川、岩崎

TEL（代表）：（03）5253-8111

森川（内線：35515）

岩崎（内線：35652）

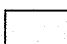


（直通）：（03）5253-8453, 5253-8456

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【直轄・水資源機構】(平成21年4月1日現在)

☆
☆

No	事業主体	段階	事業名	備考
1	北海道開発局	建設	幾春別川総合開発	(現段階を継続)
2	北海道開発局	建設	夕張シューパロダム	(現段階を継続)
3	北海道開発局	建設	沙流川総合開発	現段階を継続するとともに、平取ダムは、本体のための工事中用道路には着手しない。
4	北海道開発局	建設	サンルダム	現段階を継続するとともに、本体工事には着手しない。
5	北海道開発局	建設	留萌ダム	(現段階を継続し、平成21年度完成予定)
6	東北地整	建設	津軽ダム	(現段階を継続)
7	東北地整	建設	胆沢ダム	(現段階を継続)
8	東北地整	建設	森吉山ダム	(現段階を継続)
9	東北地整	建設	成瀬ダム	(現段階を継続)
10	東北地整	建設	長井ダム	(現段階を継続)
11	関東地整	建設	湯西川ダム	(現段階を継続)
12	関東地整	建設	霞ヶ浦導水	(現段階を継続)
13	関東地整	建設	ハツ場ダム	(現段階を継続)
14	北陸地整	建設	利賀ダム	(現段階を継続)
15	中部地整	建設	三峰川総合開発	
16	中部地整	建設	新丸山ダム	(現段階を継続)
17	中部地整	建設	横山ダム再開発	
18	中部地整	建設	設楽ダム	(現段階を継続)
19	中部地整	建設	天竜川ダム再編	
20	近畿地整	建設	足羽川ダム	(現段階を継続)
21	近畿地整	建設	大戸川ダム	(現段階を継続)
22	近畿地整	建設	大滝ダム	(現段階を継続)
23	近畿地整	建設	天ヶ瀬ダム再開発	
24	近畿地整	建設	紀の川大堰	(現段階を継続し、平成21年度完成予定)
25	中国地整	建設	殿ダム	(現段階を継続)
26	中国地整	建設	尾原ダム	(現段階を継続)
27	中国地整	建設	志津見ダム	(現段階を継続)

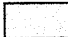


凡例

	: 既存施設の機能を増強する事業
	: 平成21年度完成予定
	: 平成22年度より中止
☆	: 平成21年度に新たな段階に入る予定だったが、該当する工事の契約や用地の買収などは行わない事業

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【直轄・水資源機構】(平成21年4月1日現在)

No	事業主体	段階	事業名	備考
28	四国地整	建設	長安口ダム改造	
29	四国地整	建設	中筋川総合開発	(現段階を継続)
☆ 30	四国地整	建設	山鳥坂ダム	現段階を継続するとともに、用地の買収には着手しない。
31	四国地整	建設	鹿野川ダム改造	
32	九州地整	建設	大分川ダム	(現段階を継続)
33	九州地整	建設	嘉瀬川ダム	(現段階を継続)
34	九州地整	建設	川辺川ダム	(現段階を継続)
35	九州地整	建設	立野ダム	(現段階を継続)
36	九州地整	建設	本明川ダム	(現段階を継続)
37	九州地整	建設	鶴田ダム再開発	
38	沖縄総合事務局	建設	沖縄東部河川総合開発	(現段階を継続)
39	沖縄総合事務局	建設	沖縄北西部河川総合開発	(現段階を継続)
☆ 40	水資源機構	建設	思川開発	現段階を継続するとともに、導水路工事には着手しない。
41	水資源機構	建設	武蔵水路改築	
42	水資源機構	建設	川上ダム	(現段階を継続)
43	水資源機構	建設	丹生ダム	(現段階を継続)
☆ 44	水資源機構	建設	小石原川ダム	現段階を継続するとともに、転流工には着手しない。
45	水資源機構	建設	大山ダム	(現段階を継続)
☆ 46	水資源機構	建設	木曾川水系連絡導水路	現段階を継続するとともに、導水路工事のための進入路には着手しない。
47	水資源機構	建設	滝沢ダム	(現段階を継続)
48	東北地整	実施計画調査	鳴瀬川総合開発	(現段階を継続)
49	東北地整	実施計画調査	鳥海ダム	(現段階を継続)
50	関東地整	実施計画調査	荒川上流ダム再開発	(現段階を継続)
51	関東地整	実施計画調査	吾妻川上流総合開発	(現段階を継続)
52	関東地整	実施計画調査	利根川上流ダム群再編	(現段階を継続)
53	中部地整	実施計画調査	上矢作ダム	(現段階を継続し、平成21年度で中止)
54	九州地整	実施計画調査	筑後川水系ダム群連携	(現段階を継続)
55	九州地整	実施計画調査	城原川ダム	(現段階を継続)
56	九州地整	実施計画調査	七滝ダム	(現段階を継続)

凡例

	: 既存施設の機能を増強する事業
	: 平成21年度完成予定
	: 平成22年度より中止
☆	: 平成21年度に新たな段階に入る予定だったが、該当する工事の契約や用地の買収などは行わない事業

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【補助】(平成21年4月1日現在)

基調報告資料

No	事業主体	段階	事業名
1	北海道	建設	徳富ダム
2	北海道	建設	当別ダム
3	北海道	建設	厚幌ダム
4	北海道	建設	西岡生活貯水池
5	青森県	建設	駒込ダム
6	青森県	建設	奥戸生活貯水池
7	岩手県	建設	築川ダム
8	岩手県	建設	津付ダム
9	岩手県	建設	遠野第二生活貯水池
10	宮城県	建設	筒砂子ダム
11	宮城県	建設	長沼ダム
12	宮城県	建設	弘川生活貯水池
13	秋田県	建設	砂子沢ダム
14	山形県	建設	最上小国川ダム
15	山形県	建設	留山川生活貯水池
16	福島県	建設	千五沢ダム(再)
17	茨城県	建設	藤井川生活貯水池再開発
18	群馬県	建設	倉淵ダム
19	群馬県	建設	増田川ダム
20	千葉県	建設	大多喜ダム
21	新潟県	建設	広神ダム
22	新潟県	建設	奥胎内ダム
23	新潟県	建設	儀明川ダム
24	新潟県	建設	常浪川ダム
25	新潟県	建設	鶴川ダム
26	新潟県	建設	新保川生活貯水池再開発
27	新潟県	建設	晒川生活貯水池
28	長野県	建設	浅川ダム
29	長野県	建設	角間ダム
30	長野県	建設	黒沢生活貯水池
31	長野県	建設	駒沢生活貯水池
32	長野県	建設	松川生活貯水池再開発
33	富山県	建設	舟川生活貯水池
34	石川県	建設	辰巳ダム
35	石川県	建設	北河内ダム
36	岐阜県	建設	丹生川ダム
37	岐阜県	建設	大島ダム
38	岐阜県	建設	内ヶ谷ダム
39	岐阜県	建設	水無瀬生活貯水池
40	静岡県	建設	布沢川生活貯水池
41	三重県	建設	鳥羽河内ダム
42	福井県	建設	河内川ダム
43	福井県	建設	日野川総合(吉野瀬川ダム)
44	福井県	建設	大津呂生活貯水池

凡例

: 平成21年度完成予定

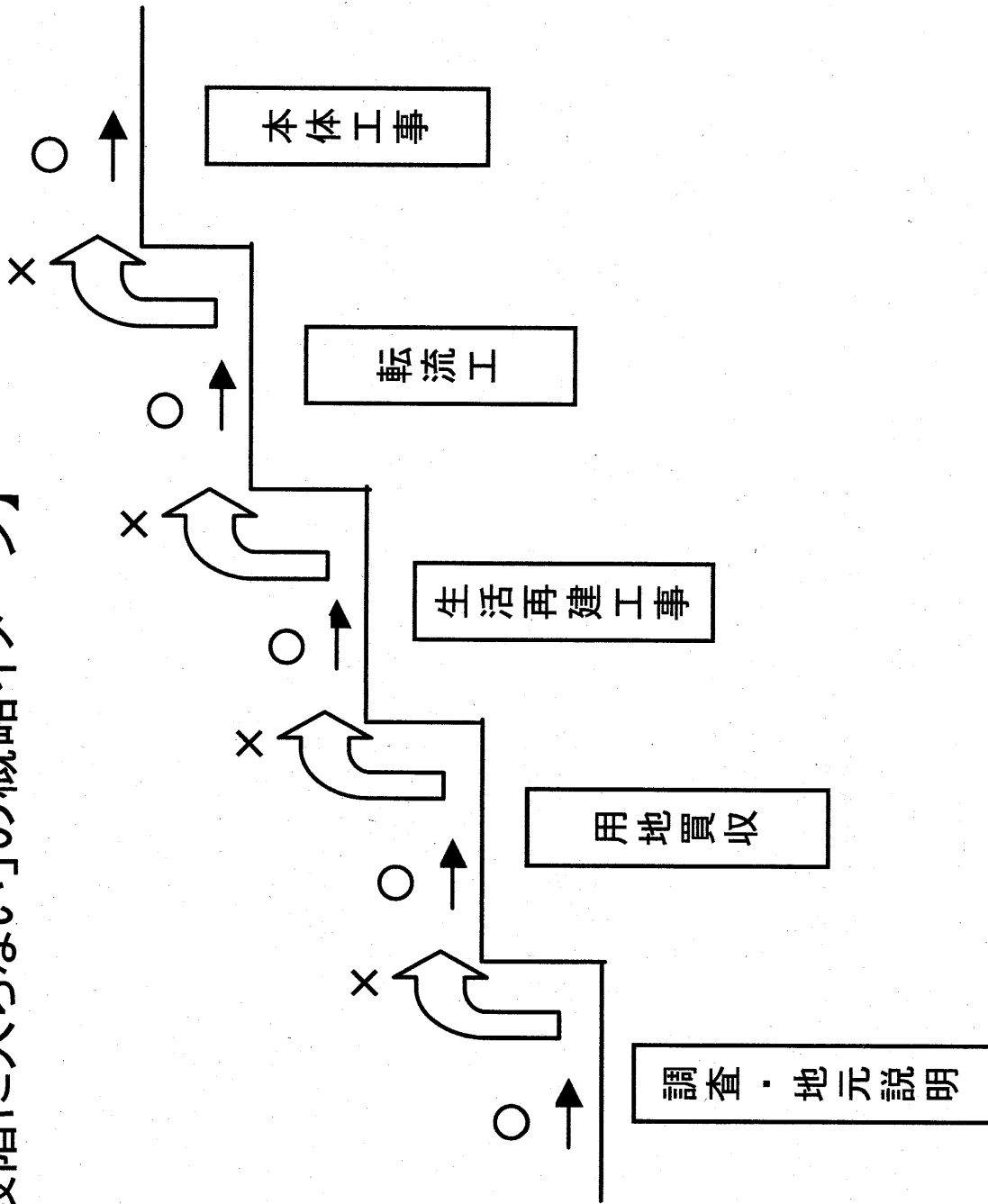
事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【補助】(平成21年4月1日現在)

No	事業主体	段階	事業名
45	滋賀県	建設	北川ダム
46	京都府	建設	畑川ダム
47	大阪府	建設	安威川ダム
48	大阪府	建設	槇尾川ダム
49	兵庫県	建設	金出地ダム
50	兵庫県	建設	武庫川ダム
51	兵庫県	建設	与布土生活貯水池
52	兵庫県	建設	西紀生活貯水池
53	奈良県	建設	大門生活貯水池
54	和歌山県	建設	切目川ダム
55	島根県	建設	浜田川総合
56	島根県	建設	波積ダム
57	岡山県	建設	大谷川生活貯水池
58	広島県	建設	仁賀ダム
59	広島県	建設	野間川生活貯水池
60	広島県	建設	庄原生活貯水池
61	山口県	建設	平瀬ダム
62	山口県	建設	大河内川ダム
63	山口県	建設	黒杭川上流生活貯水池
64	徳島県	建設	柴川生活貯水池
65	香川県	建設	椋川ダム
66	香川県	建設	五名ダム再開発
67	香川県	建設	内海ダム再開発
68	香川県	建設	綾川ダム群
69	高知県	建設	和食ダム
70	高知県	建設	春遠生活貯水池
71	福岡県	建設	五ヶ山ダム
72	福岡県	建設	伊良原ダム
73	福岡県	建設	藤波ダム
74	佐賀県	建設	井手口川ダム
75	長崎県	建設	石木ダム
76	長崎県	建設	長崎水害緊急
77	熊本県	建設	路木ダム
78	熊本県	建設	五木ダム
79	熊本県	建設	氷川生活貯水池再開発
80	大分県	建設	竹田水害緊急
81	鹿児島県	建設	西之谷ダム
82	沖縄県	建設	儀間川総合
83	青森県	実施計画調査	大和沢ダム
84	宮城県	実施計画調査	川内沢ダム
85	島根県	実施計画調査	矢原川ダム
86	山口県	実施計画調査	木屋川ダム再開発
87	佐賀県	実施計画調査	有田川総合

凡例

	: 平成21年度完成予定
--	--------------

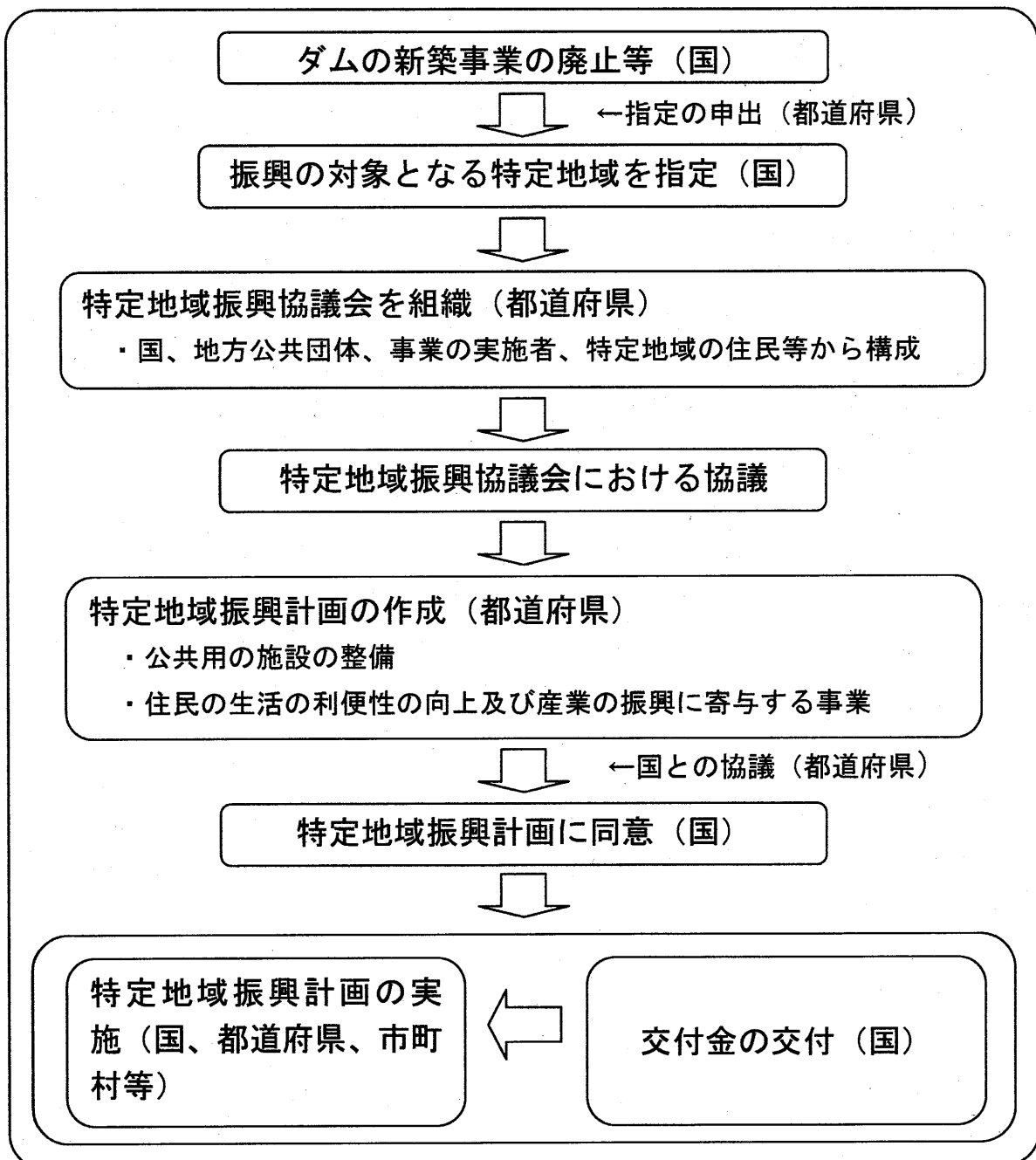
【「新たな段階に入らない」の概略イメージ】



ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）骨子案について

国が行うダムの建設事業を廃止した場合等においては、特定地域について公共用施設の整備や住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定及び福祉の向上を図る。

【特定地域振興の流れ】



ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称） 骨子（案）

第1 目的

この法律は、ダム事業によって、公共用の施設の整備が他の地域に比較して低位にあり、並びに住民の生活の利便性及び産業の発展が阻害された地域について、ダム事業の廃止等に伴う特定地域振興計画の作成、これに基づく事業の実施その他の特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

第2 特定地域の指定

- 1 主務大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、国又は独立行政法人水資源機構が行うダムの新築の事業（以下「ダム事業」という。）により水没することが予定された地域及びその周辺の地域であって、当該ダム事業の廃止その他当該ダム事業に関する計画の変更（当該ダム事業を長期間にわたって実施しない場合を含む。）に伴い公共用の施設の整備並びに住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図る必要があると認められる地域を特定地域として指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の申出をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないこと。
- 3 主務大臣は、特定地域を指定したときは、その旨を公示しなければならないこと。
- 4 1から3までは、特定地域を変更する場合について準用すること。

第3 特定地域振興計画

- 1 第2の1により特定地域の指定があったときは、都道府県は、当該特定地域について特定地域振興計画を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができること。
- 2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
 - ②特定地域内において実施する公共用の施設の整備（特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。）に関する事項
 - ③特定地域の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に関する事項

る事項

- 3 都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について第4の1の特定地域振興協議会において十分協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならないこと。
- 4 主務大臣は、特定地域振興計画につき1の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- 5 都道府県は、特定地域振興計画が1の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
- 6 都道府県は、1の同意を得た特定地域振興計画（以下「同意特定地域振興計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
- 7 3から5までは、6の場合について準用すること。

第4 特定地域振興協議会

- 1 都道府県は、特定地域振興計画の案及び同意特定地域振興計画の変更の案に関する協議並びに同意特定地域振興計画（同意特定地域振興計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施に係る連絡調整を行うため、特定地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
 - ① 1の都道府県
 - ② 国の関係行政機関
 - ③ 同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる地方公共団体（①を除く。）
 - ④ ①から③までのほか、同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる者
 - ⑤ 特定地域の住民
- 3 1の都道府県は、必要があると認めるときは、2に掲げる者のほか、協議会に、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有すると見込まれる者その他の当該都道府県が必要と認める者を構成員として加えることができること。
- 4 1の都道府県は、1により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。

- 5 同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有する者であつて、協議会の構成員でないものは、1の都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができること。
- 6 5による申出を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこと。
- 7 1から6までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

第5 事業の実施

同意特定地域振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとする。

第6 交付金の交付

- 1 国は、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 2 1の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

第7 特定地域振興計画の作成前に講ずべき措置

国は、第2の1により特定地域の指定があつたときは、第3の2②に規定する公共用の施設の整備であつて、特定地域振興計画を作成する前に行う特別の必要があると認められるものについて、関係地方公共団体と協議を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

第8 主務大臣等

- 1 この法律における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。

第9 その他

この法律の施行期日その他必要な事項について定めること。

政権交代で何を変えるのか

岡田幹治

(ハッ場ダムをストップさせる東京の会・ニュースNo.19 2009年10月8日 より)

鳩山由紀夫首相が「2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で20%削減する」と発表したのに続き、新閣僚たちが次々に、自民党政権の政策を覆す新政策を打ち出す——そんな光景に接し、「政権交代」とはこういうものかと得心した方が多いのではないだろうか。鳩山内閣は上々のスタートを切った。

もちろん不安も少なくない。あきらかに間違いと思える政策もあるし、個々の政策が単発的で、総合的な戦略やビジョンがないのも物足りない。そもそも、どの閣僚も大風呂敷を広げているが、本当に実行可能なのかとの疑問もわく。

そんな中で前原誠二・国土交通相が「ハッ場ダムと川辺川ダムの中止」の方針を明確にし、動き出したのは心強い。読売新聞など「御用メディア」を巻き込んだ「ダム推進派」の反発も激しくなっているが、インタビュー記事を読み限り前原さんの考えは的確であり、態度はゆるがないと思う。

今後は、地元住民の生活再建に力を尽くしながら、ハッ場ダムを中止し、「公共事業を国民の手に取り戻すモデル」にしなければならない。そのために、ハッ場ダムをストップする市民連絡会など市民団体は、正確な情報やアイデアを発信し、国交相を後押していくべきだ。

ことはハッ場ダムにとどまらない。国交相は全国143ダムの見直しを表明しており、ハッ場という点の動きを全国的な面の動きに広げていく好機である。だが、前途は決して生易しいものではないだろう。たとえば、「無意味なダムの典型」とされる設楽ダム（愛知県設楽町）の積極的な推進者の一人が民主党衆院議員なのだ。とりわけ地方では、公共事業依存の考え方がいまだに根強い。こうした意識をどうかえていくか。そうした点でも、市民団体は大きな役割を果たすべきだ。

「公共事業複合体」にとどめを刺せ

私は今年4月、「なぜダム建設は止まらないのか」と題する、ささやかな考察をまとめ、おおよそ次のようなことを書いた（宇沢弘文・大熊孝編『社会的共通資本としての川』に所収の予定だが、書物は未刊行）。

建設の根拠を失ったダム事業が止まらない最大の理由は、公共事業に依存する人々が既得権益集団となり、「公共事業複合体」をつくって政策形成に大きな影響力を行使しているからだ。複合体の中心にいる官僚は、ダムづくりにより有利になるように法と組織と財源制度をつくり、悪知恵の限りを尽くして、ダムや導水路といったムダな大型公共事業づくりに狂奔している（淀川水系では、有力技官OBを長とする「常道研究会」という裏組織が設置され、淀川水系流域委員会の結論を覆す戦術が練られたという）。本来なら、政府の政策評価制度や、自治体の議会、裁判所などが官僚の暴走にブレーキをかけるべきだが、いずれもこの国では形骸化し、まともには機能していない。

しかし、近年になって、ダム建設を促進してきた以上の要因にも変化がはっきりしてきた。建設業界の不振で公共事業複合体の力は衰えが目立つ。財源面からも逆風が吹きだした。そして「眠れる議会」にも改革の動きが出ている。こうしたダム建設見直しの流れを決定的にするのは、地方自治体と国政における政権交代だろう。7月の東京都議会議員選挙と9月までには行われる衆院議員選挙で民主党を先頭とする野党が多数を占めれば、脱ダムの流れが一挙に現実になる――。

都議選で野党が過半数を占め、衆院選では民主党が圧勝したいまこそ、公共事業複合体にとどめを刺すときだ。そしてこの国を、正確な情報に基づいて合理的な政策判断が行われる国に改めなければならない。そこに、政権交代の真の意義があると私は考えている。

河川行政についていえば、河川法の再改正も必要になるだろう。めざすべきは、21世紀にふさわしい河川整備である。変化の方向を淀川水系流域委員会は次のように示している。

▽「治水・利水・利用優先・環境配慮」から「環境・治水・利水・利用は一体」へ
 ▽「ダムと川で洪水を抑え込む防災」から「流域治水と堤防強化による減災」へ
 ▽「水資源開発」から「水需要管理」へ
 ▽「川のグランド化・公園化」から「河川の生態系と共生する利用」へ
 ▽ダムは原則としてつくらない

問題は公共事業だけではない

政・官・業が「複合体」を形成し、政策をゆがめているのは公共事業の世界だけの話ではない。たとえばエネルギー業界では、地域で市場を独占している全国10の電力会社と経済産業省が結び付き、関係の国会議員を巻き込んで、エネルギー政策をゆがめてきた。この「電力複合体」は、問題だらけの原子力発電を推進し、地球温暖化対策を骨抜きにしてきた。

やっかいなのは、企業とむすびついた労働組合の連合体である電力総連が民主党の支持母体であることだ。だから民主党はマニフェストで「原子力利用について着実に取り組む」とし、(電力業界に都合の悪い)再生可能エネルギーの導入についてはあいまいな言い方しかしていない。エネルギー分野での複合体崩しは容易なことではなさそうである。

エネルギー行政を担当する産業経済相に就任したのは、産業界に理解のある自動車総連出身の直嶋正行氏だ。経産相は早速、温室効果ガス削減のための有力な手段である「国内排出量取引」の導入について慎重な考え方を示し、エネルギー多消費の旧来型産業への配慮を示した。民主党との関係が薄い日本経団連などは、彼を窓口にして新内閣に接近することを検討中とも伝えられる。これが鳩山内閣の欠点の一つである。先行きに危うさを感じるのは私一人ではあるまい。

いずれにせよ、さまざまな分野で「複合体」の力が衰えていくこれからの日本で、政策形成に大きな影響力を發揮するのは、省益や業界益にはとらわれず、ときには国益さえ超えた「人類益・地球益」を追求するNGO・NPOなどの市民団体だ。ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会の役割はいよいよ重くなる。

事務局からの報告・提案・資料

事務局からの報告	18
国土交通大臣あて	
「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」(案)	21
参考資料：1 計画中・工事中のダム事業を中止させる為の課題	23
参考資料：2 河川整備基本方針と	
河川整備計画の策定に関する諸課題	27
参考資料：3 全国ダム事業の現状(国土交通省関係)	32
参考資料：4 耐越流堤防について	43
参考資料：5 費用便益計算の抜本的改善を	48
参考資料：6 水需給計画の問題点	52
参考資料：7 穴あきダム問題	54
参考資料：8 補助ダム問題について	56

1 事務局からの報告

1. はじめに

8月30日の衆議院選挙で与野党が大逆転し、9月16日に民主党・社民党・国民新党からなる連立政権が発足しました。この選挙の4ヶ月前の4月25日、東京で開催した「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」で、私たちは自民党・公明党以外の各政党から、「ムダな公共事業徹底見直し」の決意表明を受けました。その決意は衆議院選挙における各党のマニフェストに盛り込まれ、選挙の争点の一つとなりました。民主党が総選挙で圧勝して、政権交代が実現しました。八ッ場ダムと川辺川ダムの中止が組閣直後に表明され、現在計画・着工中の国土交通省関係140余基のダム事業の見直しも発表されました。10月9日には「平成21年度におけるダム事業の進め方について」（下記）が発表されました。

平成21年度におけるダム事業の進め方などに関する前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している56のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている8事業を除く48事業については、今後、平成21年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している87のダム事業の平成21年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成22年度における136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

（注）平成21年度の143事業から、平成21年度完成の6事業と中止の1事業の合計7事業を除いたもの

平成21年10月9日

ダム事業の見直しを進めている間は「新たな段階に入らないこと」というルールは1995年に発足したダム等事業審議委員会、2001年に発足した淀川水系流域委員会で採用されたものです。しかし、すでにダム本体工事に入っているダム事業の工事はこのルールではストップできませんので、来年度予算に向けて厳しい見直しが必要です。

待ちに待った「ダム事業」の見直しがようやく始まりましたが、これはこれまでの各地でダム反対運動を進めてきた成果と言えるものです。これからもダム事業を中止させるために、更なる取り組みが求められています。

この一年、全国のダム反対運動は、昨年秋における川辺川ダムや大戸川ダムに対する関係知事からの白紙撤回の要求や、名古屋市長になった河村たかし氏が木曾川水系連絡導水路に反対を表明されたことなど、「脱・ダム依存」が進み始める一方で、八ッ場ダム訴訟における行政に勝たせるための恣意的な判決、長崎県が石木ダムについて土地収用法適用の準備を進めるなど「ダム依存」の固執、というように相反する動きがあります。

辰巳ダムと内海ダム再開発に土地収用法が適用されています。両ダム計画とも補助ダムであること、事業目的が喪失していること、流域住民の公開討論会開催要請をそれぞれの起業者（石川県・香川県）が徹底して拒否していることなどが共通しています。起業者が説明責任をまったく放棄し、土地収用法を適用して強行しているダムに補助金をつける国の責任を追及することも必要です。起業者と補助金をつける国に対して、説明責任の履行を強く求めていかねばなりません。これらの補助ダムも140余基の見直しダム群に含まれているものの、工事等が新たな段階に入ることを防ぐために来年度予算の凍結を求めていかねばなりません。

この一年の取組みで特筆できるのは、4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」の開催と成功です。衆議院選挙に向けて、全国の「ムダな公共事業」中止に取り組んでいる幅広い分野の皆さんと実行委員会を結成して準備を進め、当時のすべての野党の代表から「ムダな公共事業徹底見直し」の取組みの決意をいただきました。当時の各野党はマニフェストに「ムダな公共事業徹底見直し」を掲げて衆議院選挙を闘い、与野党逆転が実現しました。水源連はこの第2弾ダム特集版として、今回の総会と全国集会を位置付けています。そして10月26日には総会・全国集会で確認した要請書を国土交通大臣に提出することになっています。

2. 活動報告

2008年総会以降の水源連関係の主な活動・出来事を順を追って記します。

詳しくは「水源連だより」48,49,50,51号をご覧ください。

- ◇ 08年10月28日 財務省、サンルダム関連予算執行に「漁協の全面的な同意が得られなければ予算執行保留」をヒアリングで明言
- ◇ 08年12月17日 「公共事業チェック議員の会」例会で、ダム問題全国の状況報告と協力要請
- ◇ 09年1月13日 第一回「ダムによらない治水を検討する場」開催
- ◇ 09年1月下旬から 長崎県、石木ダムに土地収用法適用の動きを活発化
- ◇ 09年2月6日 四国地方整備局、内海ダム再開発事業に事業認定を与える→不服審査請求(3月2日)→事業認定取り消し訴訟(6月30日)
- ◇ 09年2月10日から3月2日
淀川水系流域関係2府4県それぞれの知事が淀川水系河川整備計画(案)に意見書提出。
6知事の意見を総合すると「大戸川ダム→不要、丹生ダム→検討中につき判断不能、川上ダム→推進」。淀川水系流域委員会の意見よりも大幅に後退しているが、地元知事たちが足並みをそろえて「大戸川ダムは不要」としたことは評価できるのではないかと。
- ◇ 09年2月26日 荒崎水害訴訟不当判決
- ◇ 09年3月3日 霞ヶ浦導水差し止め請求
- ◇ 09年3月10日 北陸地方整備局、JR東日本の信濃川発電所に関わる水利権取り消し
- ◇ 09年4月10日 「成瀬ダムをストップさせる会」住民訴訟提訴
- ◇ 09年4月18,19日 東京アースデイ参加
- ◇ 09年4月25日 「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会」
- ◇ 09年5月13,14日 最上小国ダム・成瀬ダム予定地視察
- ◇ 09年5月15日 河村たかし新名古屋市長、木曾川水系導水路事業からの撤退表明
- ◇ 09年5月～6月 八ッ場ダム訴訟、東京地裁・前橋地裁・水戸地裁が相次いで不当判決
- ◇ 09年6月 民主党、生活再建法案「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の進行に関する特別措置法案(仮称)」についてパブコメ募集
- ◇ 09年7月2日 当時の野党各党に4月25日採択の要請書を提出
- ◇ 09年9月27日 「高木仁三郎市民科学基金」報告会
「穴あきダム特別調査チーム」、中間発表

水源連活動全般を支える資金として「パタゴニア日本支社」の助成金を今年度も申請し、年間386,000円の助成を受けることができました。この助成金を有効に活用します。

II 共通課題

政権交代を背景に「ムダなダム徹底見直し」実現へ

＝前原国土交通大臣に要請すること＝

計画中・工事中のダム事業を中止させるための提案

1 ページからの「＝前原国土交通大臣に要請すること＝」を参照してください。

III 水源連活動

1. 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年4回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価100円）の活用
- ⑤ 海外との連携（水源連は RWESA-JAPAN に加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
→ RWESA-J の意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページの充実

2. 今年度の役員体制〔案〕

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士） 新設

2009年10月26日

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津 暉之
共同代表 遠藤 保男

河川行政の徹底見直しを実現するための提言 (案)

ダム事業を所与とする河川行政を徹底的に見直し、合理的かつ民主的な河川行政に転換しようとする前原国土交通大臣の取組みに、深く敬意を表します。

水源開発問題全国連絡会は、不合理なダム事業の徹底見直しを求め活動する、全国の市民団体の集まりです。1994年の発足以来、「公共事業チェック議員の会」等の超党派国会議員とも協力し、河川行政の問題点を明らかにしてきました。

その結果、得られた知見に基づき、河川行政を見直すに当たり必要と思われる事項について、以下のとおり提言を取りまとめました。

つきましては、国務のご参考としていただくよう要望いたします。

- ① 国土交通大臣の下に専門家からなる「河川行政見直しタスクフォース」を設け、事業の是非や検討のルール等、河川行政見直しの全般について調査審議させ、大臣に勧告させること。
- ② 「タスクフォース」では、客観的基準に基づく「中止勧告基準」を策定し、それに満たない事業・補助事業については、一律の中止を大臣に勧告すること。
- ③ 「中止勧告基準」を満たす直轄事業については、「タスクフォース」の下に事業ごとの「部会」を事業地域に設け、情報公開・住民参加により、あらゆる角度から事業を徹底的に精査した上で、中止・縮小・続行の勧告をすること。
- ④ 「中止勧告基準」を満たす補助事業については、「タスクフォース」で見直しルールを策定し、それに基づく事業精査を事業者に課すこと。この事業精査を受け入れない補助事業については、国の予算において計上及び執行をしないこと。
- ⑤ 「中止勧告基準」の策定、「部会」及び補助事業の見直しに際しては、「聖域なき情報公開」「住民参加の徹底」「見直し中の工事凍結」の三原則を基本とし、住民や事業見直しを求める専門家、市民団体等が、事業者の主張をタスクフォース外部からも徹底的に検証できるようにすること。
- ⑥ 「タスクフォース」及び「部会」には、社会資本整備審議会や事業評価監視委員会等の委員として従来の河川行政に協力してきた専門家を入れないこと。

- ⑦ 河川整備基本方針について、基本的に将来の課題とするものの、球磨川水系河川整備基本方針のように、事実上、ダム事業以外の代替手段を阻む方針については早急に見直すこと。
- ⑧ 各事業のあり方について、「タスクフォース」の勧告に基づき国土交通大臣が決定次第、速やかに河川整備計画及び水資源開発基本計画（フルプラン）等、関係する行政計画に反映させること。
- ⑨ 水需給計画について、「タスクフォース」の監視の下で、水需要予測や保有水源評価の方法、渇水年の保有水源減少率の適正算出法等、水需給計画策定のガイドラインを策定すること。
- ⑩ 都道府県に対し、上記ガイドラインに基づく水需給計画の見直しを求めるとともに、国土交通省はその状況について「タスクフォース」に報告すること。
- ⑪ 水利権のあり方について、国土交通大臣のリーダーシップで関係する府省の副大臣・大臣政務官らを含めた会議を設け、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、見直しに着手すること。
- ⑫ 事業の費用便益計算について、「タスクフォース」の監視の下で、実際に起こりうる氾濫を再現できるよう治水経済調査マニュアルを抜本的に改正するなど、計算方法を適正かつ合理的なものに改め、各事業の再計算を行うこと。
- ⑬ ダムに拠らない治水対策を確立するため、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、正しい流下能力の計算方法や耐越水堤防の技術、その他の治水対策技術の検討を進めること。

以上

【参考資料：1】

計画・工事中のダム事業を中止させるための課題

1 法的にダムを中止させるために

(1) 治水について

A. 河川整備計画

治水でダム事業を位置づけているのは、河川整備計画である。河川整備計画から除外されれば、当該ダムは廃止の手続きがとられる（例、淀川水系の余野川ダム）。

- ① 河川整備計画が未策定の水系（八ッ場ダム、思川開発等の利根川水系、川辺川ダムの球

磨川水系など）

河川整備計画は当該ダムを必要としないものを策定させる必要がある。

- ② 川整備計画が策定済みの水系（山鳥坂ダムの肱川水系、設楽ダムの豊川水系など）

河川整備計画の再策定を求め、当該ダムを必要としない整備計画を策定させる必要がある。

B. 河川整備基本方針

河川整備基本方針は現実離れしたひどく過大な基本高水流量が設定され、多くのダム建設を予定していることが多いが、あくまで長期的な方針であって、新規のダム名は明記されておらず、個々のダム事業を位置づけるものではない。

よって、次のような例外以外の水系は、河川整備基本方針の抜本的な改定はいずれ行うものとし、当面は据え置くものとする。

例外 基本方針がダムの代替手段を阻むように策定されている水系（例 球磨川水系の川辺川ダム）

球磨川水系河川整備基本方針では、人吉地点の基本高水流量が 7,000 m³/秒、計画高水流量が 4,000m³/秒となっている。川辺川ダムの有効な代替手段は河床の掘削による河道の流下能力のアップであるが、計画高水流量（将来の流下能力）が 4,000m³/秒に設定され、流下能力を 4,000m³/秒よりも高めることができないように仕組まれている（現状の流下能力は 3,900m³/秒）。

川辺川ダムが要らない治水計画を策定するためには、基本方針を改定して、計画高水流

量を大幅に高める必要がある。

(2) 利水面について

A. 水需給計画について

a. フルプラン対象地域のダム

(利根川・荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、筑後川水系のダム)

(吉野川水系は新規のダム計画がない。)

各水系のフルプラン(水需給計画)によって、利水面での新規のダム事業が位置づけられているので、当該ダムを必要としないフルプランを策定し直す必要がある。

(ア) 水需給計画策定のガイドラインの策定

次のガイドラインをたとえば国交省水資源部で策定する。

- ① 水需要予測の方法(実績とかけ離れた予測を排除するルール)
- ② 保有水源の評価方法(地下水の水源量の適正評価、不安定水利権とされているものの評価方法等)
- ③ 10年に1回の渇水年の保有水源減少率の適正な算出法

(イ) ガイドラインによる都府県別の水需給計画の策定し直し

上記のガイドラインに基づき、各都府県に対してそれぞれの水需給計画の再策定を求める。同時に、国交省水資源部でも都府県別の水需給計画を策定して、各都府県で行った水需給計画を検証する。

b. フルプランの対象地域以外のダム

フルプランの対象地域以外のダムについては当該ダムを利水面で位置づける水需給計画は法的には存在しないが、当該ダムを実質的に位置づけている水需給計画を改定する必要がある。

そこで、国交省の管轄外であるが、上記のガイドラインをフルプラン対象外の都道府県に、さらに厚生労働省水道課を通して各水道事業者、経済産業省を通して各工業用水道事業者へ送って、ガイドラインに沿った水需給計画の再策定を求める。(当該ダムを必要としない水需給計画の再策定)

B. 暫定水利権について

ダム建設を前提とした暫定水利権によってダム事業への参加を余儀なくされている水道異業者、工業用水道事業者が少なからずある。その暫定水利権の大半は実態としては今まで取水に支障をきたしたことがなく、安定水利権と変わらないものであるため、不合理な水利許可制度を改めて、一定の条件の下に安定水利権に変えるようにする。

a. 現行の水利権許可制度の問題点の整理

b. 新たな水利権許可のルールの方策（取水の実態に合わせた水利権許可のルール）

(3) ダムの費用便益計算

当該ダムの中止を決定するためには、政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）に基づき、第三者機関（事業評価監視委員会等）から「中止が妥当」という答申が出なければならない。この判断基準は当該ダムの費用便益比が 1 を超えているかどうかである。

ところが、この費用便益計算はきわめて恣意的のものであって、最初から 1 を超えるような計算が行われるようになっているので、計算方法のルールを抜本的に改善する必要がある。

A. 治水経済調査マニュアルの改正

洪水の便益計算は、治水経済調査マニュアルに基づいて行われており、このマニュアル自体に大きな問題がある。特に改正すべきことは次の通りである。

- ① 対象流域をいくつかのブロックに分けて氾濫計算を行うが、マニュアルでは各ブロックそれぞれで氾濫するという前提で計算することになっている。実際には一つのブロックで氾濫すれば、洪水水位が下がり、他のブロックでは氾濫が起きにくくなる。
- ② マニュアルでは計画高水位を超えれば堤防が決壊することになっているが、実際には余裕高があるから、氾濫することは決してない。

実際に起こりうる氾濫を再現するマニュアルに改正する必要がある。

B. 「流水の正常な機能の維持」の便益の計算方法の確立

「流水の正常な機能の維持」の便益についてはその計算方法がないということで身替り建設費が使われている。身替り建設費は費用そのものであるから、この方法では「流水の正常な機能の維持」単独の費用便益比は必ず 1 になってしまう。

「流水の正常な機能の維持」の便益について合理的な計算方法を確立する必要がある。

C. ダム建設によるマイナス面の費用の計算方法の確立

ダム建設によるマイナス面（堆砂の除去費用、地すべり対策工事費など）の費用もダムの費用に加算できるように、その計算方法を確立する。

D. 各ダムの費用便益比の再計算

上記の 1) ～ 3) を踏まえて、各ダムの事業者が費用便益比の再計算を行うようにする。

2 ダムによらない治水対策技術の確立

(1) 洪水をできるだけ河道で処理するための見直し

A. 正しい流下能力の計算方法の確立

今までは河道の流下能力が過小評価されることが多かったので、実績洪水のデータに合わせて、河道流下能力を正しく計算する方法を確立する。

B. 耐越水堤防の技術の確立

円山川等で実施されている耐越水堤防の技術を確立する。必ずしも完全な耐越水堤防を求めめるのではなく、現実の河川予算で実施できる範囲のものを選択する。

耐越水堤防の技術が確立されれば、計画高水位ではなく、堤防天端までの洪水位の流下が可能となり、流下能力を大幅に増やすことができる。

さらに、堤防を超える洪水に対しても一定の安全度を確保することが可能となる。

(2) ダムによらないその他の治水対策技術の検討

遊水地、霞堤など、その他の治水対策技術を検討する。

3 当該ダムの地域において徹底した議論が行える場の設定

当該ダムの地域でダム事業者側とダム見直し側が公開の場でダム事業の是非について徹底した議論が行えるようにする。

参考になるのは淀川水系流域委員会と川辺川ダムの住民討論集会である。

(1) 淀川水系流域委員会方式

- ① 流域委員会の委員 : 一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定（第一次、二次委員会まで）。
- ② 流域委員会の運営 : 委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当
- ③ 公開性 : 会議、会議資料、議事録等はすべて公開
- ④ 一般住民の意見 : 一般住民からも意見書が提出され、会議では傍聴席からも意見を述べる時間がとられた。

(2) 川辺川ダム住民討論集会方式

- ① 登壇者 : ダム事業者側とダム見直し側からそれぞれ数人登壇して、討論を行った。
- ② コーディネーター : 熊本県の理事がつとめた。
- ③ 公開性 : 討論の場、集会の資料などはすべて公開
- ④ 一般住民の意見 : 会場からも意見が言う場が設けられた。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題

1 河川整備基本方針

2008年度末までに全国の一級水系109水系のすべてについて、国直轄区間の河川整備基本方針が策定された。

二級水系の河川整備基本方針の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。なお、一級水系の都道府県管理区間(指定区間)は河川整備計画のみが策定されることになっている。

(1) 従来の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量(最大洪水流量の想定値)の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによって本来は不要なダム建設を進める口実をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまったため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないうまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

一級水系における河川整備基本方針の基本高水流量の設定状況は表1のとおりで、基本高水流量を従来の値より小さくした水系は皆無である。

工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲した水系	97水系
工事実施基本計画の基本高水流量より大きくした水系	12水系
工事実施基本計画の基本高水流量より小さくした水系	0水系

(2) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針(利根川、多摩川などの多くの水系)

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実には実施することが困難な計画になっていることが多い。たとえば、多摩川は基本高水流量(石原地点)が毎秒8,700m³、計画高水流量が6,500m³であって、洪水調節必要量が2,200m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200m³の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。(表2参照)

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³(石原地点)、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国交省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害をもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針(球磨川水系)

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけが大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくても川辺川ダムを前提とした内容になっている。

従来の工事实施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム(400m³/秒の効果)と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっていた。現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒であるから、工事实施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっていた。

河川整備基本方針はこの基本高水流量と計画高水流量をそのまま踏襲したため、川辺川ダムの名を記載しなくても、工事实施基本計画と同様、川辺川ダムを前提としたものとなっている。

したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設を中止させるためには河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の数字を見直すことが必要である。

2 河川整備計画

全国の一級水系109水系のうち、今までに河川整備計画が策定された水系は表2のとおり、2009年10月現在で56水系である。

二級水系および一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の河川整備計画の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。

(1) 河川整備計画の内容

① 計画目標流量

策定された一級水系の河川整備計画の内容を見ると、表2のとおり、ほとんどの水系では計画目標流量(想定最大洪水流量)として戦後最大流量や観測後最大流量、第二位流量を採用している。ただし、戦後最大流量や観測後最大流量などといっても、実際の観測流量そのものではなく、計算流量であったり、氾濫戻しを加えたりして、実際の観測流量よりかなり水増しされていることが多い。

計画目標流量と河川整備基本方針の基本高水流量との関係を見ると、28水系の計画目標流量は基本高水流量の8割以下になっており、基本高水流量が達成困難な過大な数字になっていることを物語っている。基本高水流量との比が最も小さいのは、上述の多摩川の52%、次いで岩木川(青森県)の53%、三番目が由良川(京都府等)の55%である。

② ダム計画

56水系のうち、28水系で新規のダム計画(ダム再開発を含む)が河川整備計画に盛り込まれている。

多くの水系では整備計画の計画目標流量が基本高水流量よりもかなり小さくなっているにもかかわらず、すでにダム計画がある水系ではダム計画がしっかりと整備計画に位置づけられている。

特に、28水系のうちの11水系では、計画目標流量が河川整備基本方針の計画高水流量(河道で対応する最大流量)以下であって、整備計画段階で河道の整備を優先的に進めれば、ダム計画が不要になるにもかかわらず、逆にダム計画を優先する計画になっている。

〔補足〕 都道府県が策定する河川整備基本方針と河川整備計画

(1) 二級水系の場合

都道府県が河川整備基本方針と河川整備計画を策定する。

策定に当たって都道府県知事は国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。(河川法第七十九条)

仮に都道府県が河川整備基本方針で従来の基本高水流量(工事実施基本計画の値)を切り下げようとしても、国土交通省の同意という関門がある。その結果、二級水系の場合も基本高水流量はほとんど従来の値かまたはそれより大きい値が設定されている。

(2) 一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の場合

都道府県は河川整備計画のみを策定する(河川法施行令第二の二)。国が策定する一級水系の河川整備基本方針は国直轄区間だけであるので、指定区間は基本方針がないままとなる。なお、改正前の河川法でも、工事実施基本計画の策定は都道府県への委任事項から外されていた。

都道府県はこの河川整備計画の策定に当たって、国土交通大臣の認可を得なければならない。(河川法第七十九条)

国は河川整備計画の認可に際して都道府県に将来の目標流量(基本高水流量)も聞き、従来の基本高水流量^{〔注1〕}を下げることはないかどうかをチェックしているようである。

長野県の浅川(一級水系・信濃川水系の県管理区間)で浅川ダム計画が復活した背景として、浅川の河川整備計画に対して国の認可が下りなかったことがあるとされている。

〔注2〕

〔注1〕 従来の基本高水流量は工事実施基本計画ではなく、補助金申請のための「全体計画」(正式名称は「河川改良工事全体計画」)で定められたものである。

〔注2〕 浅川の河川整備計画は、計画規模を従来と同じ1/100とし、従来の基本高水流量と同じ値を整備目標流量として、浅川ダムの洪水調節が必要であるとしている。しかし、同じ長野県の砥川と上川(一級水系・天竜川水系の県管理区間)の河川整備計画では、計画規模を従来の1/100から1/50に落とし、従来の基本高水流量より小さい値を整備目標流量とした。それにより、蓼科ダム、下諏訪ダムを当面は必要がないものとし、実質的に中止するようにした。同じ手法をなぜ浅川で使わなかったのか。やはり、浅川ダム計画が先にあったということである。

〔参考〕 河川整備基本方針と河川整備計画について

1997年の河川法の改正で各水系の河川整備基本方針と河川整備計画が策定されることになった。

- 河川整備基本方針 河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。
- 河川整備計画 河川整備基本方針の目標の範囲で今後20～30年間に行う河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

全国のダム事業の状況（国土交通省関係）

（2009年10月現在）

継続中のダム事業

中止になったダム事業

		事業数
直轄事業 (国交省)	ダム	47
	流況調整河川事業	2
水資源機構事業		7
補助事業 (都道府県)	ダム	62
	生活貯水池	25
計		143

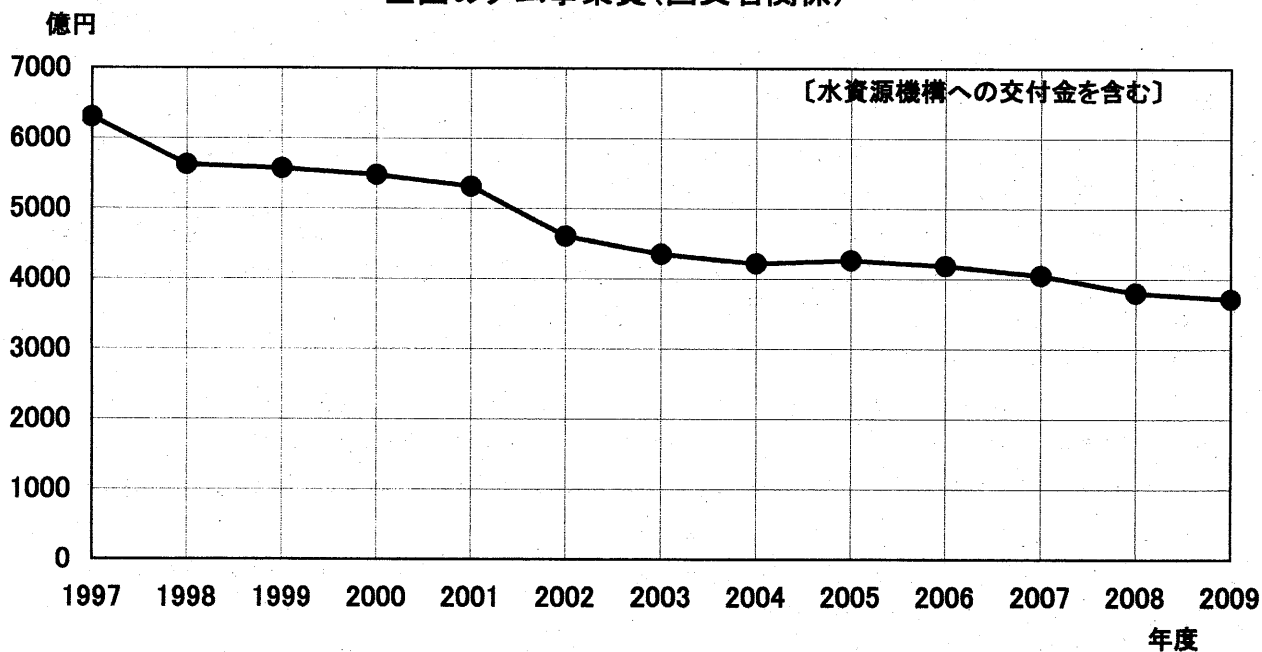
中止決定年	ダム	生活貯水池	計
1996年度	4	0	4
1997年度	3	3	6
1998年度	4	3	7
1999年度	0	0	0
2000年度	33	14	47
2001年度	3	5	8
2002年度	12	2	14
2003年度	8	2	10
2004年度	1	2	3
2005年度	5	0	5
2006年度	2	2	4
2007年度	2	0	2
2008年度	2	0	2
2009年度	3	0	3
計	82	33	115

（生活貯水池：有効貯水容量が100万m³以下のダム）

農林水産省関係

	事業数
継続中のダム	21

全国のダム事業費（国交省関係）



中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2009年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
<p>〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)</p>	<p>〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p>	<p>〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>
<p>2000年度から</p> <p>〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p>	<p>2001年度から(続)</p> <p>〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザリ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)</p>	<p>2002年度から</p> <p>〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p>
<p>2001年度から</p> <p>〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕</p>		<p>2003年度から</p> <p>〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)</p> <p>〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p>
<p>2004年度から</p> <p>〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)</p>	<p>〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉淵ダム(群馬)[凍結]</p>	<p>2005年度から</p> <p>〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜)</p> <p>〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)</p>
<p>2006年度から</p> <p>〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野)</p>	<p>2007年度から</p> <p>〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)</p>	<p>2008年度から</p> <p>〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)</p>
<p>2009年度から</p> <p>〔直轄事業〕 余野川ダム(大阪) 上矢作ダム(岐阜)</p> <p>〔補助事業〕 芹谷ダム(滋賀県)</p>		

表1 一級水系の河川整備基本方針(2009年10月現在)

(太字は工事実施基本計画の値と異なっているものを示す。)

No.	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
1	天塩川	北海道	5,590	1/100	蒼平	6,400	6,400	5,700	5,700	700	1987年	2002年度	2007年度
2	若狭川	北海道	1,240	1/100	上渚滑	1,300	1,300	1,300	1,300	0	1970年	2008年度	
3	湧別川	北海道	1,480	1/100	開盛	1,800	1,800	1,800	1,800	0	1969年	2007年度	
4	常呂川	北海道	1,930	1/100	北見	1,900	1,900	1,600	1,600	300	1968年	2006年度	
5	網走川	北海道	1,380	1/100	美幌	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1960年	2006年度	
6	留萌川	北海道	270	1/100	大和田	1,300	1,300	800	800	500	1988年	1999年度	2001年度
7	石狩川	北海道	14,330	1/150	石狩大橋	18,000	18,000	14,000	14,000	4,000	1982年	2004年度	2005年度~
8	尻別川	北海道	1,640	1/100	名駒	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1984年	2007年度	
9	釧路川	北海道	1,270	1/100	鶴川	3,600	3,600	3,600	3,600	0	1967年	2007年度	
10	後志利別川	北海道	720	1/100	今金	1,600	1,600	1,250	1,250	350	1969年	2005年度	
11	沙流川	北海道	1,350	1/100	平取	5400(1/100)	6,600	3,900	5,000	1,600	1978年	2005年度	2004年度
12	釧路川	北海道	2,510	1/100	標茶	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1967年	2006年度	2007年度
13	十勝川	北海道	9,010	1/150	茂岩	15,200	15,200	13,700	13,700	1,500	1980年	2006年度	
14	岩木川	青森県	2,540	1/100	五所川原	5,500	5,500	3,800	3,800	1,700	1973年	2005年度	2006年度
15	高瀬川	青森県	887	1/100	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	ピーク水位 1.70m	計画高水位 1.70m	計画高水位 1.70m	0	1978年	2004年度	2005年度
16	馬淵川	青森県等	2,050	1/100	大橋	3,500	3,500	2,700	3,200	300	1991年	2007年度	
17	北上川	岩手県等	10,150	1/150	狐禅寺	13,000(1/100)	13,600	8,500	8,500	5,100	1973年	2006年度	
18	南瀬川	宮城県	1,130	1/100	三本木	4,100	4,100	3,100	3,300	800	1980年	2005年度	2008年度
19	名取川	宮城県	939	1/150	名取橋	4,700	4,700	3,400	3,800	900	1985年	2006年度	
20	阿武隈川	福島県等	5,400	1/150	岩沼	10,700	10,700	9,200	9,200	1,500	1974年	2003年度	2006年度
21	米代川	秋田県等	4,100	1/100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	8,200	1,000	1973年	2002年度	2004年度
22	雄物川	秋田県	4,710	1/150	橋川	9,800	9,800	8,700	8,700	1,100	1974年	2007年度	
23	子吉川	秋田県	1,190	1/150	二十六木橋	3,100	3,100	2,300	2,300	800	1987年	2004年度	2006年度
24	最上川	山形県	7,040	1/150	両羽橋	9,000	9,000	8,000	8,000	1,000	1974年	1999年度	2002年度
25	赤川	山形県	857	1/100	熊出	5,300	5,300	3,000	3,000	2,100	1976年	2008年度	
26	久慈川	茨城県等	1,490	1/100	山方	4,000	4,000	3,400	4,000	0	1966年	2007年度	
27	那珂川	茨城県等	3,270	1/100	野口	8,500	8,500	6,600	6,600	1,900	1993年	2006年度	
28	利根川	群馬県等	16,840	1/200	八斗島	22,000	22,000	16,000	16,500	5,500	1980年	2005年度	
29	荒川	埼玉県等	2,940	1/200	岩淵	14,800	14,800	7,000	7,000	7,800	1973年	2006年度	
30	多摩川	東京都等	1,240	1/200	石原	8,700	8,700	6,500	6,500	2,200	1975年	2000年度	2006年度
31	鶴見川	神奈川県等	235	1/150	末吉橋	2,600	2,600	1,800	1,800	800	1994年	2005年度	2006年度
32	相模川	神奈川県等	1,680	1/150	厚木	10,100	10,100	7,300	7,300	2,800	1974年	2007年度	
33	荒川	新潟県等	1,150	1/100	花立	8,000	8,000	6,500	6,500	1,500	1968年	2002年度	2003年度
34	阿賀野川	新潟県等	7,710	1/150	馬下	15,500	15,700	13,000	13,000	2,700	1985年	2007年度	
35	信濃川	長野県	11,900	1/100	立ヶ花	11,500	11,500	9,000	9,000	2,500	1974年	2008年度	
		新潟県		1/150	小千谷	13,500	13,500	11,000	11,000	2,500	1974年	2008年度	
36	関川	新潟県等	1,140	1/100	高田	3,700	3,700	3,700	3,700	0	1987年	2006年度	

No.	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		ダム等の治水調節量 (河川整備基本方針)	工業実施基本計画策定年	河川整備基本方針策定年	河川整備計画策定年
						工業実施基本計画	河川整備基本方針				
37	姫川	新潟県等	722	1/100	山本	5,000	5,000	0	1969年	2008年度	2008年度
38	黒部川	富山県	682	1/100	敦本	7,200	6,200	700	1975年	2006年度	2006年度
39	常陸寺川	富山県	368	1/150	瓶岩	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	2005年度
40	神通川	富山県等	2,720	1/150	神通大橋	9,700	7,700	2,000	1979年	2008年度	2008年度
41	庄川	富山県等	1,180	1/150	雄神	6,500	5,800	700	1987年	2007年度	2007年度
42	小矢部川	富山県等	667	1/100	津沢	1,300	1,300	300	1967年	2007年度	2007年度
43	手取川	石川県	809	1/100	鶴来	6,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	2006年度
44	梯川	石川県	271	1/100	小松大橋	1,700	1,000	700	1966年	2008年度	2008年度
45	狩野川	静岡県	652	1/100	大仁	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	2005年度
46	富士川	静岡県等	3,990	1/150	北松野	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	2006年度
47	安倍川	静岡県	567	1/150	手越	5,500(1/80)	5,500	0	1966年	2004年度	2007年度
48	大井川	静岡県	1,280	1/100	神座	11,500	9,500	2,000	1974年	2006年度	2006年度
49	菊川	静岡県	158	1/100	国安	1,500	1,500	0	1974年	2005年度	2005年度
50	天竜川	長野県等	5,090	1/150	鹿島	19,000	14,000	4,000	1973年	2008年度	2001年度
51	斐川	愛知県	724	1/150	石田	7,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	2006年度
52	矢作川	愛知県等	1,830	1/150	岩津	8,100	6,400	1,700	1974年	2006年度	2007年度
53	庄内川	愛知県等	1,010	1/200	枇杷島	4,700	4,200	300	1975年	2005年度	2007年度
54	木曾川	岐阜県等	9,100	1/200	犬山	16,000(1/100)	12,500	6,000	1969年	2007年度	2007年度
55	長良川	岐阜県等		1/100	志節	8,900(既往最大)	7,500	600	1965年	2007年度	2007年度
56	揖斐川	岐阜県		1/100	万石	6,300	3,900	2,400	1969年	2007年度	2007年度
57	鈴鹿川	三重県	323	1/150	高岡	3,900	3,900	0	1971年	2008年度	2008年度
58	雲出川	三重県	550	1/100	雲出橋	8,000	6,100	1,900	1986年	2006年度	2006年度
59	榑田川	三重県	461	1/100	両郡橋	4,800	4,300	500	1968年	2003年度	2005年度
60	宮川	三重県	920	1/100	岩出	8,400	7,600	800	1976年	2007年度	2007年度
61	由良川	京都府等	1,880	1/100	福知山	6,500	5,800	900	1966年	1999年度	2003年度
62	淀川	滋賀県等	8,240	1/200	秋方	17,000	12,000	5,500	1971年	2007年度	2007年度
63	大和川	奈良県等	1,070	1/200	柏原	5,200	5,200	400	1976年	2008年度	2008年度
64	円山川	兵庫県	1,300	1/100	立野	6,400	5,400	800	1988年	2007年度	2007年度
65	加古川	兵庫県	1,780	1/150	国包	9,000	7,400	1,600	1982年	2008年度	2008年度
66	揖保川	兵庫県	810	1/100	鞆野	3,900	3,300	500	1988年	2006年度	2006年度
67	紀の川	和歌山県等	1,750	1/150	船戸	16,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	2005年度
68	新宮川(熊野川)	和歌山県等	2,360	1/100	相賀	19,000	19,000	0	1970年	2008年度	2008年度
69	九頭竜川	福井県等	2,930	1/150	中角	8,600	5,500	3,100	1979年	2005年度	2006年度
70	北川	滋賀県	211	1/100	高塚	1,900	1,900	100	1971年	2008年度	2007年度
71	千代川	鳥取県	1,190	1/100	行徳	6,300	5,500	600	1984年	2006年度	2007年度
72	天神川	鳥取県	490	1/100	小田	3,500	3,500	0	1968年	2006年度	2006年度
73	日野川	鳥取県	870	1/100	車尾	5,100	4,600	500	1989年	2008年度	2008年度
74	斐伊川	島根県等	2,070	1/150	上島	5,100	4,500	600	1976年	2002年度	2002年度

河川番号	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
73	江の川	広島県等	3,900	1/100	江津	14,500	10,700	10,700	10,700	3,800	1973年	2007年度	
74	高津川	島根県	1,080	1/100	高角	5,200(高津)(既往最大)	4,200(高津)	4,900	4,900	300	1968年	2006年度	
75	吉井川	岡山県	2,110	1/150	岩戸	11,000	7,500	8,000	8,000	3,000	1973年	2008年度	
76	旭川	岡山県	1,810	1/150	下牧	8,000	6,000	6,000	6,000	2,000	1992年	2007年度	
77	高梁川	岡山県等	2,670	1/150	船穂	13,700	12,200	13,400	13,400	300	1989年	2007年度	
78	声田川	広島県	860	1/100	山手	3,500	2,800	2,800	2,800	700	1970年	2004年度	
79	太田川	広島県	1,710	1/200	玖村	12,000	7,500	8,000	8,000	4,000	1975年	2006年度	
80	小瀬川	広島県等	340	1/100	西国橋	3,400	1,000	1,000	1,000	2,400	1974年	2008年度	
81	佐波川	山口県	460	1/100	新橋	3,500	2,900	2,900	2,900	600	1974年	2006年度	
82	吉野川	徳島県等	3,750	1/150	岩津	24,000	18,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
83	那賀川	徳島県	874	1/100	古庄	11,200	9,000	9,300	9,300	1,900	1998年	2006年度	2007年度
84	土器川	香川県	140	1/100	祇川橋	1,700	1,350	1,700	1,700	0	1990年	2007年度	
85	重徳川	愛媛県	445	1/150	出合	3,300	3,000	3,000	3,000	300	1995年	2006年度	
86	腋川	愛媛県	1,210	1/100	大洲	6,800	4,700	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度	2004年度
87	物部川	高知県	508	1/100	深淵	5,400	5,400	4,740	4,900	500	1968年	2006年度	
88	仁淀川	高知県等	1,560	1/100	伊野	17,000	14,000	14,000	14,000	3,000	1989年	2007年度	
89	津川(四方十川)	高知県	2,270	1/100	具同	17,000	14,000	14,000	14,000	3,000	1983年	2008年度	
90	通運川	福岡県	1,026	1/150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	2007年度
91	山国川	大分県	540	1/100	下唐原	4,800	4,300	4,300	4,300	500	1968年	2006年度	
92	筑後川	佐賀県等	2,863	1/150	荒瀬	10,000	6,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度	2006年度
93	矢部川	福岡県等	647	1/100	船小屋	3,500	3,000	3,000	3,000	500	1971年	2007年度	
94	松浦川	佐賀県	446	1/100	松浦橋	3,800	3,400	3,400	3,400	300	1975年	2006年度	
95	六角川	佐賀県	341	1/100	住ノ江橋	2,200	2,000	2,000	2,000	600	1970年	2008年度	
96	嘉瀬川	佐賀県	368	1/100	官人橋	3,400	3,400	2,500	2,500	900	1973年	2006年度	2007年度
97	本明川	長崎県	87	1/100	暮山	1,070	810	810	810	280	1991年	2000年度	2004年度
98	菊池川	熊本県	996	1/100	玉名	4,500	3,800	3,800	3,800	700	1970年	2007年度	
99	白川	熊本県	480	1/150	代継橋	3,400	3,000	3,000	3,000	400	1980年	2000年度	2002年度
100	緑川	熊本県	1,100	1/150	城南	5,300	4,200	4,200	4,200	1,100	1989年	2007年度	
101	球磨川	熊本県	1,880	1/80	人吉	7,000	4,000	4,000	4,000	3,000	1966年	2007年度	
102	大分川	大分県	650	1/100	府内大橋	5,700	5,000	5,000	5,000	700	1979年	2005年度	2006年度
103	大野川	大分県等	1,465	1/100	白滝橋	11,000	9,500	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度	2000年度
104	香匠川	大分県	464	1/100	香匠橋	3,000(既往最大減量)	3,000	3,600	3,600	0	1967年	2003年度	2006年度
105	五ヶ瀬川	宮崎県	1,820	1/100	三輪	7,200	6,000	6,000	7,200	0	1966年	2003年度	2007年度
106	小丸川	宮崎県	474	1/100	高城	5,700	3,000	4,700	4,700	1,000	1967年	2007年度	
107	大淀川	宮崎県等	2,230	1/150	柏田	8,700	7,000	8,700	8,700	1,000	1965年	2002年度	2005年度
108	川内川	鹿児島県等	1,600	1/100	川内	9,000	7,000	7,000	7,000	2,000	1963年	2007年度	
109	肝属川	鹿児島県	485	1/100	俣瀬	2,500	2,300	2,500	2,500	0	1981年	2006年度	

表2 一級水系の河川整備計画(2009年10月現在)

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/③	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)	
			① 計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模	③ 計画高水流量(m ³ /秒)				
1 天塩川	北海道	豊平	4,400	戦後最大	500	(岩内ダム)、サウルダム	2007年度	6,400	1/100	5,700	0.69	0.77	観測	3,760
2 常呂川	北海道	北見	1,400	戦後最大	100	(鹿ノ子ダム)	2008年度	1,900	1/100	1,600	0.74	0.88	観測	1,030
3 留萌川	北海道	大和田	1,050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水池	2001年度	1,300	1/100	800	0.81	1.31	観測+氾濫戻し	710
4 石狩川下流	北海道	石狩大橋	14,400	戦後最大	2,700	(既設ダム群)、夕張ニュー・トロダム、新緑沢ダム、三尊屋ムベツダム、千歳川遊水池、中流遊水池	2007年度	18,000	1/150	14,000	0.80	1.03	観測(氾濫戻し加算) (12,080)	11,330
5 後志利別川	北海道	今金	1,200	戦後最大	200	(美利河ダム)	2007年度	1,600	1/100	1,250	0.75	0.96	観測	1,130
6 釧路川	北海道	釧路	3,000	戦後最大	0		2008年度	3,600	1/100	3,600	0.83	0.83	観測	2,981
7 沙流川	北海道	平取	6,100	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム	2007年度	6,800	1/100	5,000	0.92	1.22	観測	5,240
8 釧路川	北海道	標茶	780	戦後最大	0		2007年度	1,200	1/100	1,200	0.65	0.65	観測	778
9 岩木川	青森県	五所川原	2,900	戦後最大	400	津軽ダム	2006年度	5,500	1/100	3,800	0.53	0.76	観測+氾濫戻し	3,680
10 高瀬川	青森県	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	1/100洪水	0		2005年度	ピーク水位 1.70m	1/100					
11 名取川	宮城県	名取橋	3,400	戦後最大	700	(釜房ダム、大倉ダム)	2008年度	4,700	1/150	3,400	0.72	1.00	観測+氾濫戻し+ダ ム調節	3,080
12 鳴瀬川	宮城県	三本木	3,400	戦後最大	600	(南川ダム)、田川ダム、新砂子ダ ム	2008年度	4,100	1/100	3,300	0.83	1.03	観測	3,370
13 阿武隈川	福島県等	岩沼	9,100	戦後最大	1,000	既設遊水池の拡充と900万m ³ の 遊水池の新設	2006年度	10,700	1/150	9,200	0.85	0.99	観測	7,580
14 米代川	秋田県等	二ツ井	7,800	戦後最大	600	森山ダム、砂子沢ダム	2004年度	9,200	1/100	8,200	0.85	0.95	観測	6,800
15 子吉川	秋田県等	二十六木橋	2,400	戦後最大	400	鳥渡ダム	2005年度	3,100	1/150	2,300	0.77	1.04	再設計算	2,430
16 最上川	山形県	高羽橋	7,600	戦後最大	600	(善河江ダム、白川ダム)、長井ダ ム	2002年度	9,000	1/150	8,000	0.84	0.95	再設計算	7,800
17 多摩川	東京都等	石原	4,500	戦後最大	0		2009年度	8,700	1/200	6,500	0.52	0.69	観測	4,100
18 鶴見川	神奈川県等	末吉橋	1,880	戦後最大	380	遊水池等	2006年度	2,800	1/150	1,800	0.72	1.03	観測	1,050
19 荒川	新潟県等	花立	7,500	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、横川ダム	2003年度	8,000	1/100	6,500	0.94	1.15	戦後最大の再設計 算	8,000
20 庄川	富山県等	雄神	4,200	戦後最大	200	利賀ダム	2006年度	6,500	1/150	5,800	0.65	0.72	観測	3,396
21 手取川	石川県	鶴来	6,000	1/100洪水	1,000	(大日川ダム、手取川ダム)	2006年度	6,000	1/100	5,000	1.00	1.20	戦後最大 観測	4,000
22 狩野川	静岡県	大仁	3,100	1/50洪水	0		2005年度	4,000	1/100	4,000	0.78	0.78	観測	4,000
23 富士川	静岡県等	北松野	14,300	戦後最大	0		2006年度	16,600	1/150	16,000	0.86	0.89	推定	14,300
24 安倍川	静岡県	手越	4,900	観測後最大	0		2007年度	6,000	1/150	6,000	0.82	0.82	観測	4,900
25 天竜川	長野県等	鹿島	15,000	戦後最大	1,500	(美和ダム)天竜川ダム群等	2009年度	19,000	1/150	15,000	0.79	1.00	観測+氾濫戻し+ダ ム調節	11,630
26 豊川	愛知県	石田	4,650	戦後最大	550	豊島ダム	2001年度	7,100	1/150	4,100	0.65	1.13	観測	4,500
27 矢作川	愛知県等	岩津	6,200	戦後最大	600	[矢作ダム]	2009年度	8,100	1/150	6,400	0.77	0.97	観測+氾濫戻し+ダ ム調節	6,200

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/②	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)
			計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模	計画高水流量(m ³ /秒)			
28 庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	戦後最大	200	小里川ダム、小田井治水橋等	2007年度	4,700	1/200	4,400	0.83	0.89	観測(記差戻し加算) 3,500(3,800)
29 木曾川	岐阜県等	犬山	16,500	戦後最大	4,000	(既設)丸山ダム	2007年度	19,500	1/200	13,500	0.65	1.22	観測 14,099
30 長良川	岐阜県等	忠節	8,100	戦後最大	400	治水橋等	2007年度	8,900	1/100	8,300	0.91	0.98	観測 7,667
31 揖斐川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(備)山ダム、備山ダム開閉弁	2007年度	6,300	1/100	3,900	0.79	1.28	観測 4,540
32 榑田川	三重県	高部橋	4,100	戦後最大	600	(蓮)ダム	2005年度	4,800	1/100	4,300	0.65	0.95	観測 3,800
33 関川	新潟県等	高田	2,800	戦後最大	0		2008年度	3,700	1/100	3,700	0.70	0.70	観測+記差戻し 2,580
34 由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0		2003年度	6,500	1/100	5,600	0.55	0.64	観測 3,636
35 淀川	滋賀県等	枚方	8,500程度	戦後最大	?	(日吉ダム等)川上ダム等	2008年度	17,500	1/200	12,000	—	—	観測 7,800
36 九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(丸山ダム、真名川ダムなどの有効活用、足羽川ダム)	2008年度	8,600	1/150	5,500	0.94	1.47	観測+記差戻し+ダム調節 6,200
37 千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	既設ダム	2007年度	6,300	1/100	5,700	0.68	0.75	観測 4,300
38 高津川	鳥取県	高角	4,900	既往第二位	0		2008年度	5,200	1/100	4,900	0.94	1.00	推定 5,000
39 芦田川	広島県	山手	2,600	戦後第二位	500	(八田原ダム)	2009年度	3,600	1/100	2,800	0.74	0.93	(第二位)観測+記差戻し 1,650
40 吉野川	徳島県等	岩津	19,400	戦後最大	2,800	(早明浦・富郷・新宮・築瀬・池田ダム)	2009年度	24,000	1/150	18,000	0.81	1.08	観測 16,400
41 那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の長安口ダムの改修	2007年度	11,200	1/100	9,300	0.80	0.97	推定 9,000
42 重信川	愛媛県	出合	2,500	戦後最大	0		2008年度	3,300	1/150	3,000	0.76	0.83	観測 2,240
43 肱川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、黒野川ダム)、山鳥坂ダム	2004年度	6,300	1/100	4,700	0.79	1.06	推定 5,000
44 中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、徳瀬川ダム	2001年度	1,200	1/100	850	0.63	1.18	再設計算 1,000
45 遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大(1/40)洪水	0		2007年度	4,800	1/150	4,800	0.79	0.79	再設計算 3,243
46 筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下基ダム)、大山ダム	2008年度	10,000	1/150	6,000	0.69	1.15	再設計算 9,100
47 松浦川	佐賀県	松浦橋	2,900	戦後第二位	200	(飯木ダム)	2009年度	3,800	1/100	3,500	0.76	0.83	再設計算 3,706
48 瀬瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	瀬瀬川ダム	2007年度	3,400	1/100	2,500	0.65	0.86	再設計算 3,400
49 本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム	2005年度	1,070	1/100	810	1.00	1.32	再設計算 1,070
50 白川	熊本県	代蓮橋	2,900	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川治水池群	2000年度	3,400	1/150	3,000	0.68	0.77	観測(上流記差あり) 1,800
51 大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(芥川ダム)、大分川ダム	2008年度	5,700	1/100	5,000	0.93	1.06	観測+ダム調節 4,267
52 大野川	大分県等	白滝橋	9,500	既往最大	0		2000年度	11,000	1/100	9,500	0.66	1.00	観測 8,890
53 香取川	大分県	香取橋	3,100	観測後最大	600		2006年度	3,600	1/100	3,600	0.66	0.86	観測 2,740
54 五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0		2007年度	7,200	1/100	7,200	0.90	0.90	観測 6,441
55 大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(岩瀬・桂北・桂南ダム)	2005年度	9,700	1/150	8,700	0.84	0.93	観測または推定 8,040
56 川内川	鹿児島県等	川内	8,400	戦後最大	2,400	備田ダム改修	2008年度	9,000	1/100	7,000	0.93	1.20	観測+記差戻し+ダム調節 8,400

No.	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の治水調節量 (河川整備基本方針)	工業整備基本計画策定年	河川整備基本方針策定年	河川整備計画策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
37	姫川	新潟県等	722	1/100	山本	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1969年	2008年度	2008年度
38	黒部川	富山県	682	1/100	愛本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年	2006年度	2006年度
39	常陸寺川	富山県	368	1/150	瓶岩	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	2005年度
40	神通川	富山県等	2,720	1/150	神通大橋	9,700	9,700	7,700	7,700	2,000	1979年	2008年度	2008年度
41	庄川	富山県等	1,180	1/150	雄神	6,800	6,800	5,800	5,800	700	1987年	2007年度	2007年度
42	小矢部川	富山県等	667	1/100	津沢	1,300	1,300	1,300	1,300	300	1967年	2007年度	2007年度
43	手取川	石川県	809	1/100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	2006年度
44	梯川	石川県	271	1/100	小松大橋	1,700	1,700	1,000	1,000	700	1966年	2008年度	2008年度
45	狩野川	静岡県	852	1/100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	2005年度
46	富士川	静岡県等	3,990	1/150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	2006年度
47	安倍川	静岡県	567	1/150	手越	5,500(1/80)	6,000	5,500	6,000	0	1966年	2004年度	2007年度
48	大井川	静岡県	1,280	1/100	神座	11,500	11,500	9,500	9,500	2,000	1974年	2006年度	2006年度
49	菊川	静岡県	158	1/100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年	2005年度	2005年度
50	天竜川	長野県等	5,090	1/150	鹿島	19,000	19,000	14,000	15,000	4,000	1973年	2008年度	2008年度
51	豊川	愛知県	724	1/150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	2001年度
52	矢作川	愛知県等	1,830	1/150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年	2006年度	2006年度
53	庄内川	愛知県等	1,010	1/200	枇杷島	4,500(1/200)	4,700	4,200	4,400	300	1975年	2005年度	2007年度
54	木曾川	岐阜県等	9,100	1/200	犬山	16,000(1/100)	19,500	12,500	13,500	6,000	1969年	2007年度	2007年度
	長良川	岐阜県等		1/100	志筋	8,000(既往最大)	8,900	7,600	8,300	600	1965年	2007年度	2007年度
	揖斐川	岐阜県		1/100	万石	6,300	6,300	3,900	3,900	2,400	1969年	2007年度	2007年度
55	鈴鹿川	三重県	323	1/150	高岡	3,900	3,900	3,900	3,900	0	1971年	2008年度	2008年度
56	雲出川	三重県	550	1/100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年	2006年度	2006年度
57	柳田川	三重県	461	1/100	岡郡橋	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2003年度	2005年度
58	宮川	三重県	920	1/100	岩出	8,400	8,400	7,600	7,600	800	1976年	2007年度	2007年度
59	由良川	京都府等	1,880	1/100	福知山	6,500	6,500	5,600	5,600	900	1966年	1999年度	2003年度
60	淀川	滋賀県等	8,240	1/200	枚方	17,000	17,500(琵琶湖からの流出考慮)	12,000	12,000	5,500	1971年	2007年度	2007年度
61	大和川	奈良県等	1,070	1/200	柏原	5,200	5,200	5,200	4,800	400	1976年	2008年度	2008年度
62	円山川	兵庫県	1,300	1/100	立野	6,400	6,400	5,400	5,600	800	1988年	2007年度	2007年度
63	加古川	兵庫県	1,730	1/150	国包	9,000	9,000	7,400	7,400	1,600	1982年	2008年度	2008年度
64	揖保川	兵庫県	810	1/100	龍野	3,900	3,900	3,300	3,400	500	1988年	2006年度	2006年度
65	紀の川	和歌山県等	1,750	1/150	船戸	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	2005年度
66	新宮川(熊野川)	和歌山県等	2,360	1/100	相賀	19,000	19,000	19,000	19,000	0	1970年	2008年度	2008年度
67	九頭竜川	福井県等	2,930	1/150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年	2005年度	2006年度
68	北川	滋賀県	211	1/100	高塚	1,900	1,900	1,900	1,800	100	1971年	2008年度	2008年度
69	千代川	鳥取県	1,190	1/100	行徳	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年	2006年度	2007年度
70	天神川	鳥取県	480	1/100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1988年	2006年度	2006年度
71	日野川	鳥取県	870	1/100	草尾	5,100	5,100	4,600	4,600	500	1989年	2008年度	2008年度
72	斐伊川	島根県等	2,070	1/150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1976年	2002年度	2002年度

No.	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 治水効果量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
73	江の川	広島県等	3,900	1/100	江津	14,500	10,700	10,700	10,700	3,800	1973年	2007年度	
74	高津川	島根県	1,090	1/100	高角	4,200(高津)(既往最大)	4,200(高津)	4,200(高津)	4,900	300	1968年	2006年度	
75	吉井川	岡山県	2,110	1/150	岩戸	11,000	7,500	7,500	8,000	3,000	1973年	2008年度	
76	旭川	岡山県	1,810	1/150	下牧	8,000	6,000	6,000	6,000	2,000	1992年	2007年度	
77	高梁川	岡山県等	2,670	1/150	船穂	13,700	12,200	12,200	13,400	300	1989年	2007年度	
78	芦田川	広島県	860	1/100	山手	3,500	2,800	2,800	2,800	700	1970年	2004年度	
79	大田川	広島県	1,710	1/200	政村	12,000	7,500	7,500	8,000	4,000	1975年	2006年度	
80	小瀬川	広島県等	340	1/100	岡国橋	3,400	1,000	1,000	1,000	2,400	1974年	2008年度	
81	佐波川	山口県	460	1/100	新橋	3,500	2,900	2,900	2,900	600	1974年	2006年度	
82	吉野川	徳島県等	3,750	1/150	岩津	24,000	18,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
83	那賀川	徳島県	874	1/100	古庄	11,200	9,000	9,000	9,300	1,900	1998年	2006年度	2007年度
84	土器川	香川県	140	1/100	蔵川橋	1,700	1,350	1,350	1,700	0	1990年	2007年度	
85	重徳川	愛媛県	445	1/150	出合	3,300	3,000	3,000	3,000	300	1995年	2006年度	
86	砥川	愛媛県	1,210	1/100	大洲	6,300	4,700	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度	2004年度
87	物部川	高知県	508	1/100	深淵	5,400	4,740	4,740	4,900	500	1968年	2006年度	
88	仁淀川	高知県等	1,560	1/100	伊野	17,000	14,000	14,000	14,000	3,000	1989年	2007年度	
89	渡川(四万十川)	高知県	2,270	1/100	具同	17,000	14,000	14,000	14,000	3,000	1983年	2008年度	
90	遠賀川	福岡県	1,026	1/150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	2007年度
91	山国川	大分県	540	1/100	下唐原	4,800	4,300	4,300	4,300	500	1968年	2006年度	
92	筑後川	佐賀県等	2,863	1/150	荒瀬	10,000	6,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度	2006年度
93	矢部川	福岡県等	647	1/100	船小屋	3,500	3,000	3,000	3,000	500	1971年	2007年度	
94	松浦川	佐賀県	446	1/100	松浦橋	3,800	3,400	3,400	3,500	300	1975年	2006年度	
95	六角川	佐賀県	341	1/100	住ノ江橋	2,200	2,000	2,000	2,000	600	1970年	2008年度	
96	嘉瀬川	佐賀県	368	1/100	官人橋	3,400	2,500	2,500	2,500	900	1973年	2006年度	2007年度
97	本明川	長崎県	87	1/100	裏山	1,070	810	810	810	280	1981年	2000年度	2004年度
98	菊池川	熊本県	996	1/100	五名	4,500	3,800	3,800	3,800	700	1970年	2007年度	
99	白川	熊本県	480	1/150	代継橋	3,400	3,000	3,000	3,000	400	1980年	2000年度	2002年度
100	緑川	熊本県	1,100	1/150	城南	5,300	4,200	4,200	4,200	1,100	1989年	2007年度	
101	球磨川	熊本県	1,880	1/80	人吉	7,000	4,000	4,000	4,000	3,000	1966年	2007年度	
102	大分川	大分県	650	1/100	府内大橋	5,700	5,000	5,000	5,000	700	1979年	2005年度	2006年度
103	大野川	大分県等	1,465	1/100	白滝橋	11,000	9,500	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度	2000年度
104	番匠川	大分県	464	1/100	番匠橋	3,000(既往最大流量)	3,000	3,000	3,600	0	1967年	2003年度	2006年度
105	五ヶ瀬川	宮崎県	1,820	1/100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度	2007年度
106	小丸川	宮崎県	474	1/100	高城	3,000	3,000	3,000	4,700	1,000	1967年	2007年度	
107	大淀川	宮崎県等	2,230	1/150	相田	7,500(1/70)	7,000	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度	2005年度
108	川内川	鹿児島県等	1,600	1/100	川内	9,000	7,000	7,000	7,000	2,000	1963年	2007年度	
109	肝属川	鹿児島県	485	1/100	俣瀬	2,500	2,300	2,300	2,500	0	1981年	2006年度	

表2 一級水系の河川整備計画(2009年10月現在)

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/③	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)	
			計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模	③ 計画高水流量(m ³ /秒)				
1 天塩川	北海道	鶯平	4,400	戦後最大	500	(岩内ダム)、サウルダム	2007年度	6,400	1/100	5,700	0.89	0.77	観測	3,760
2 常呂川	北海道	北見	1,400	戦後最大	100	(鹿ノ子ダム)	2008年度	1,900	1/100	1,600	0.74	0.88	観測	1,030
3 留萌川	北海道	大和田	1,050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水池	2001年度	1,300	1/100	800	0.81	1.31	観測+氾濫戻し	710
4 石狩川下流	北海道	石狩大橋	14,400	戦後最大	2,700	(既設ダム群)、夕張ニューハロダム、新橋沢ダム、三幸屋心べつダム、千歳川遊水池、中流遊水池	2007年度	18,000	1/150	14,000	0.80	1.03	観測(氾濫戻し加算)	11,330 (12,080)
5 後志利別川	北海道	今金	1,200	戦後最大	200	(美利河ダム)	2007年度	1,600	1/100	1,250	0.75	0.96	観測	1,130
6 鶴川	北海道	鶴川	3,000	戦後最大	0		2008年度	3,600	1/100	3,600	0.83	0.83	観測	2,981
7 沙流川	北海道	平取	6,100	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム	2007年度	6,600	1/100	5,000	0.92	1.22	観測	5,240
8 釧路川	北海道	榑茶	780	戦後最大	0		2007年度	1,200	1/100	1,200	0.65	0.65	観測	778
9 岩木川	青森県	五所川原	2,900	戦後最大	400	滝巻ダム	2008年度	5,500	1/100	3,800	0.53	0.76	観測+氾濫戻し	3,680
10 高瀬川	青森県	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	1/100洪水	0		2005年度	ピーク水位 1.70m	1/100					
11 名取川	宮城県	名取橋	3,400	戦後最大	700	(釜野ダム、大倉ダム)	2008年度	4,700	1/150	3,400	0.72	1.00	観測+氾濫戻し+ダム調節	3,080
12 鳴瀬川	宮城県	三本木	3,400	戦後最大	600	(南川ダム)、田川ダム、筒砂子ダム	2008年度	4,100	1/100	3,300	0.83	1.03	観測	3,370
13 阿武隈川	福島県等	岩沼	9,100	戦後最大	1,000	既設遊水池の拡充と900万m ³ の遊水池の新設	2008年度	10,700	1/150	9,200	0.85	0.99	観測	7,590
14 米代川	秋田県等	二ツ井	7,800	戦後最大	600	森山ダム、砂子沢ダム	2004年度	9,200	1/100	8,200	0.85	0.95	観測	6,800
15 子吉川	秋田県等	二十六木橋	2,400	戦後最大	400	鳥渡ダム	2005年度	3,100	1/150	2,300	0.77	1.04	再現計算	2,430
16 巖上川	山形県	両羽橋	7,600	戦後最大	600	(釜河江ダム、白川ダム)、長井ダム	2002年度	9,000	1/150	8,000	0.84	0.95	再現計算	7,800
17 多摩川	東京都等	石原	4,500	戦後最大	0		2000年度	8,700	1/200	6,500	0.52	0.69	観測	4,100
18 鶴見川	神奈川県等	末吉橋	1,860	戦後最大	360	遊水池等	2006年度	2,600	1/150	1,800	0.72	1.03	観測	1,050
19 荒川	新潟県等	花立	7,500	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、瀬川ダム	2003年度	8,000	1/100	6,500	0.94	1.15	戦後最大の再現計算	8,000
20 庄川	富山県等	越前	4,200	戦後最大	200	利賀ダム	2006年度	6,500	1/150	5,800	0.65	0.72	観測	3,396
21 手取川	石川県	鶴来	6,000	1/100洪水	1,000	(大日川ダム、手取川ダム)	2006年度	6,000	1/100	5,000	1.00	1.20	戦後最大 観測	4,000
22 狩野川	静岡県	大仁	3,100	1/50洪水	0		2005年度	4,000	1/100	4,000	0.78	0.78	観測	4,000
23 富士川	静岡県等	北松野	14,300	戦後最大	0		2006年度	16,600	1/150	16,000	0.86	0.89	推定	14,300
24 安倍川	静岡県	手越	4,900	観測後最大	0		2007年度	6,000	1/150	6,000	0.82	0.82	観測	4,900
25 天竜川	長野県等	鹿島	15,000	戦後最大	1,500	(美和ダム)天竜川ダム群再編	2008年度	19,000	1/150	15,000	0.79	1.00	観測+氾濫戻し+ダム調節	11,630
26 豊川	愛知県	石田	4,650	戦後最大	550	豊巻ダム	2001年度	7,100	1/150	4,100	0.65	1.13	観測	4,500
27 矢作川	愛知県等	岩津	6,200	戦後最大	600	[矢作ダム]	2008年度	8,100	1/150	6,400	0.77	0.97	観測+氾濫戻し+ダム調節	6,200

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/②	[参考] 戦後最大流量 (m ³ /秒)
			計画目標流量 (m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量 (m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量 (m ³ /秒)	基本方針の計画規模	計画高水流量 (m ³ /秒)			
28 庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	戦後最大	200	小里川ダム、小田井遊水地等	4,700	1/200	4,400	0.89	0.83	戦後(汎濫既し加算)	3,500 (3,800)
29 木曾川	岐阜県等	犬山	16,500	戦後最大	4,000	(既設ダム群)、新丸山ダム	19,500	1/200	13,500	1.22	0.85	戦後	14,099
30 長良川	岐阜県等	志節	8,100	戦後最大	400	遊水地等	8,900	1/100	8,300	0.98	0.91	戦後	7,667
31 揖斐川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(徳山ダム)、徳山ダム再開発	6,300	1/100	3,900	1.28	0.79	戦後	4,540
32 瀬田川	三重県	高部橋	4,100	戦後最大	600	(運ダム)	4,800	1/100	4,300	0.95	0.85	戦後	3,800
33 関川	新潟県等	高田	2,600	戦後最大	0		3,700	1/100	3,700	0.70	0.70	戦後(汎濫既し)	2,580
34 由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0		6,500	1/100	5,600	0.64	0.55	戦後	3,636
35 淀川	滋賀県等	枚方	8,500 程度	戦後最大	?	(日吉ダム等)川上ダム等	17,500	1/200	12,000	—	—	戦後	7,800
36 九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(丸瀬布ダム、真名川ダムなど)の増設活用、足羽川ダム	8,600	1/150	5,500	1.47	0.94	戦後(汎濫既し)十ダム調節	6,200
37 千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	既設ダム	6,300	1/100	5,700	0.68	0.68	戦後	4,300
38 高津川	鳥取県	高角	4,900	既往第二位	0		5,200	1/100	4,900	0.94	0.94	推定	5,000
39 芦田川	広島県	山手	2,600	戦後第二位	500	(八原ダム)	3,500	1/100	2,800	0.74	0.74	(第二位)戦後(汎濫既し)	1,650
40 吉野川	徳島県等	岩津	19,400	戦後最大	2,800	(早明浦・高瀬・新宮・築瀬・池田ダム)	24,000	1/150	18,000	0.81	0.81	戦後	16,400
41 那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の基安口ダムの改造	11,200	1/100	9,300	0.80	0.80	推定	9,000
42 重信川	愛媛県	出合	2,500	戦後最大	0		3,300	1/150	3,000	0.76	0.83	戦後	2,240
43 肱川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、園野川ダム)、山島坂ダム	6,300	1/100	4,700	0.79	0.79	推定	5,000
44 中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム	1,200	1/100	850	1.18	0.83	再現計算	1,000
45 遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大(1/40)洪水	0		4,800	1/150	4,800	0.79	0.79	再現計算	3,243
46 筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,800	1/50洪水	1,700	(松原・下巻ダム)、大山ダム	10,000	1/150	6,000	0.69	0.69	再現計算	9,100
47 松浦川	佐賀県	松浦橋	2,900	戦後第二位	200	(蔵木ダム)	3,800	1/100	3,500	0.76	0.83	再現計算	3,706
48 荒瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	横瀬川ダム	3,400	1/100	2,500	0.65	0.65	再現計算	3,400
49 本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム	1,070	1/100	810	1.00	1.00	再現計算	1,070
50 白川	熊本県	代蔵橋	2,300	1/20→1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群	3,400	1/150	3,000	0.68	0.68	戦後(上流汎濫あり)	1,800
51 大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(岸川ダム)、大分川ダム	5,700	1/100	5,000	0.93	0.93	戦後(汎濫既し)	4,267
52 大野川	大分県等	白滝橋	9,500	既往最大	0		11,000	1/100	9,500	1.00	0.86	戦後	8,890
53 番匠川	大分県	番匠橋	3,100	戦後最大	600		3,600	1/100	3,600	0.86	0.86	戦後	2,740
54 五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0		7,200	1/100	7,200	0.90	0.90	戦後	6,441
55 大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(岩瀬・緑北・緑南ダム)	9,700	1/150	8,700	0.84	0.84	戦後または推定	8,040
56 川内川	鹿児島県等	川内	8,400	戦後最大	2,400	橋田ダム改造	9,000	1/100	7,000	0.83	0.83	戦後(汎濫既し)十ダム調節	8,400

耐越水堤防について

1 淀川水系流域委員会「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」

(平成 20 年 4 月 25 日)

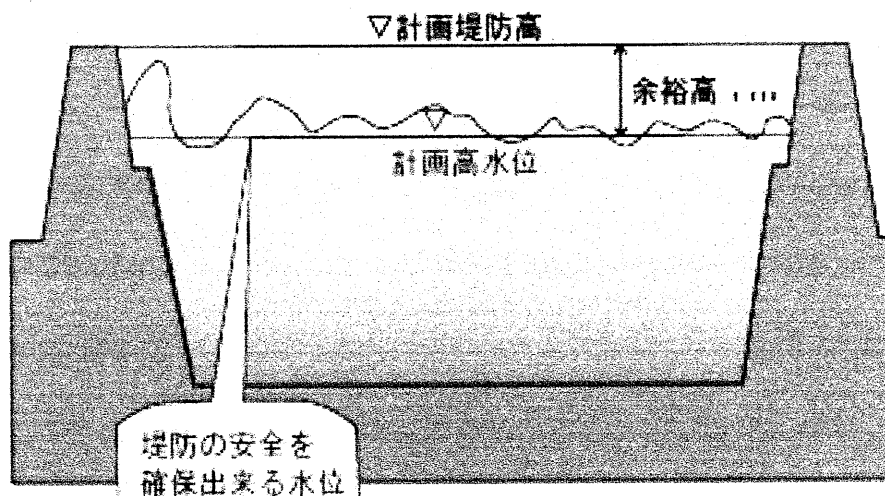
【意見】

3. 洪水対策

・HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取組むための具体的な計画を示すことを求める。

【参考】 堤防とHWL（計画高水位）



堤防の余裕高(計画高水位に加える値) (河川管理施設等構造令)

計画高水流量 (m ³ /秒)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000以上
余裕高(m)	0.6	0.8	1	1.2	1.5	2

2 耐越水対策堤防について

(1) 「河川堤防設計指針」

2000年6月の「河川堤防設計指針」(河川局治水課)

「越水に対しても一定の安全性を有するような堤防(難破堤堤防)を整備する必要がある。」

2002年の「河川堤防設計指針」

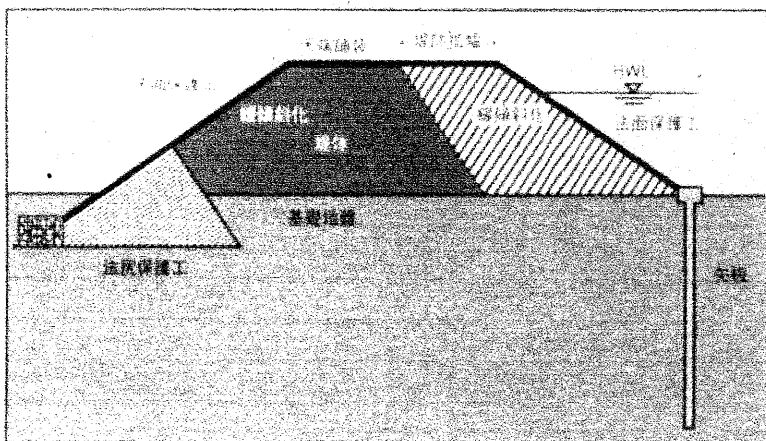
越水に関する記述がすべて削除。

(2) 川辺川ダムとフロンティア堤防

熊本県八代市の球磨川・萩原堤防は、200年に一度の大洪水にも耐えるフロンティア堤防にする計画が進められ、2001年度は施工段階に入っていた。

2001年12月の川辺川ダム住民討論集会でダム反対派が「フロンティア堤防ができれば、八代の治水は川辺川ダムなしでも完べき」と主張。

結局、2001年度はフロンティア堤防の工事は行われず、2002年度には予算化が見送られ、さらに、同年7月に河川堤防設計指針が改訂されたのを理由に、計画自体が中止。



(3) 河川局防災課長の通知「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について」(平成20年6月26日)の「耐越水堤防(巻堤)」

「耐越水堤防(巻堤)」について

「災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤または決壊など堤防に重大な被害を生じた場合について実施」

この文書は、大きな洪水が発生し、堤防が壊れたが、復旧事業として被災時の洪水

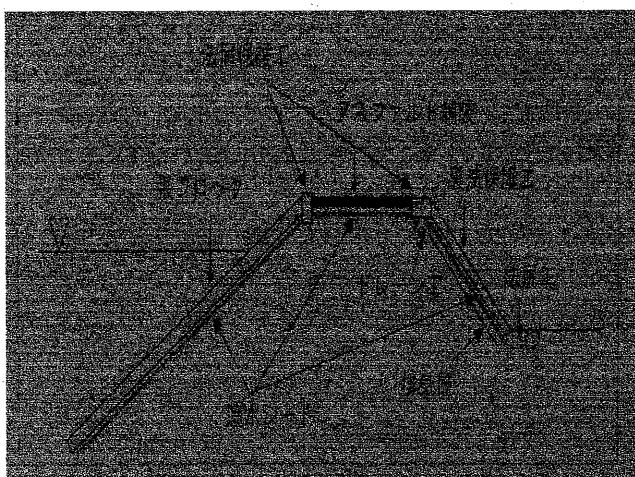
量まで流す河道を整備することができない場合、再度同じ程度の洪水が発生すると洪水が堤防を乗り越え再び堤防が決壊する恐れがあるため、越水しても壊れにくい耐越水堤防整備を積極的に実施することを促している。（淀川水系流域委員会の最終意見書より）

（4）耐越水対策堤防の例

三重県雲出川の耐越水堤防（フロンティア堤防）

延長 約 1.1 km、事業費 約 48 億円（1999 年度に完成）

通常の堤防強化に比べてコストは 1 割増であったとされている。



（5）大熊孝氏提唱の「溢流しても破堤しない堤防」

ソイルセメント連続地中壁工法（TRD工法（Trench cutting Re-mixing Deep wall method））といわれているもので、シートパイル（鋼矢板）を打つように堤防の中央部に土を固化させた地中壁を設けるものである。

大熊氏によれば、1 mあたり 50 万円程度でつくることができる。

ただし、国土交通省はこの工法を本格的な堤防補強工法として認めていないので、現在は遮水工への利用にとどまっている。



3 淀川水系流域委員会の「耐越水対策堤防」が意味すること

① いかなる洪水にも壊滅的な被害を受けない治水対策

確率的には想定外の洪水が来ることはありえることであって、そのときに壊滅的な被害の発生を防ぐ「耐越水対策堤防」は人命を守る上できわめて重要な意味を持っている。

② 現実離れした想定洪水流量の問題からの解放

多くの水系では現実離れした、過大な洪水流量が想定され、それによってダム計画の必要性が作り出されてきた。想定洪水流量が過大であっても、安全側をとる理由で、それに基づく治水計画が策定されてきた。

しかし、耐越水対策堤防を前提にすれば、治水計画の立て方を次のように整理することができる。

- 想定洪水流量は、実際に観測された最大流量として、治水計画はそれに対応できるレベルのものとする。
- 堤防を耐越水対策堤防に改善して想定洪水流量を超える洪水に対応できるようにする。

4 「耐越水対策堤防」の課題

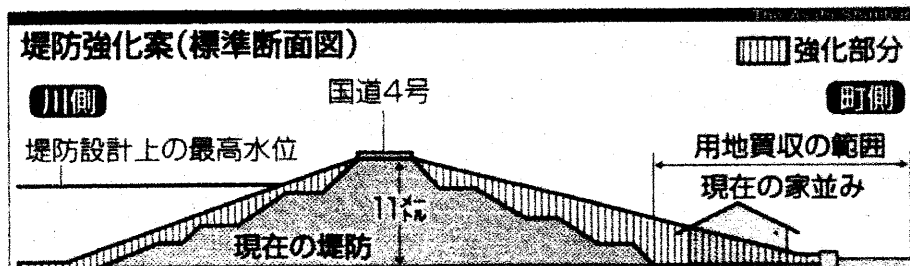
① 川の自然への影響

盛り土でつくられた堤防は草で覆われ、川の流れの風景も相俟ってそれなりの自然度があるが、耐越水対策堤防にするため、堤防の表面がコンクリートブロックで覆われるようになれば、川の自然への影響が避けられないように思われる。

② 不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性

巨額の費用がかかるため、「線」ではなく「点」の整備しかできないスーパー堤防（高規格堤防）は論外として、利根川、江戸川では〔首都圏氾濫区域堤防強化対策事業〕という名で、堤防の裾野を大きく広げる事業が右岸側で進められている（川裏の勾配 1 : 7、川表の勾配 1 : 5）。利根川だけで移転戸数が約 860 戸、現時点の事業費が 1,300 億円にもなるもので、住民と川の自然に多大な影響を与える事業である。これは、耐越水対策堤防を意図したものでないが、もし国土交通省が耐越水対策堤防への改善工事を進めるとすれば、同様に不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性がある。

〔首都圏氾濫区域堤防強化対策事業〕



〔補足〕 浸透による破堤の危険性がある堤防

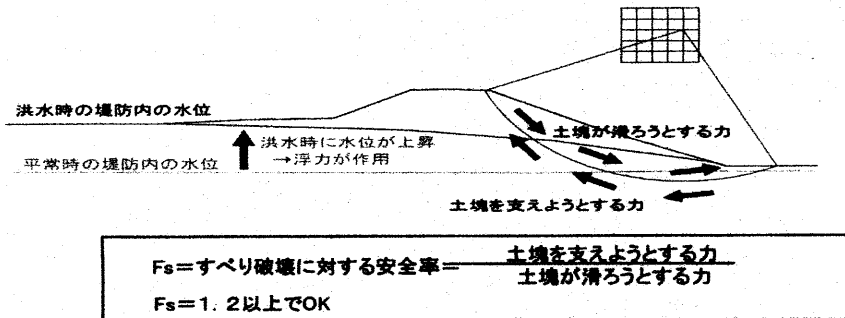
堤防は改修を何度も積み重ねてきたもので、十分な強度が確保されているとは限らず、洪水時に河川の水位が高い状態が維持されると、下図のように、水の浸透で堤体がゆるんで堤防が崩れたり（すべり破壊）、あるいは堤防にみず道が形成されて堤防が崩壊したりする（パイピング破壊）危険性がある。2004年7月13日の新潟・福島豪雨では新潟県の五十嵐川（信濃川の支流）の堤防が100mにわたり、決壊して、凄まじい被害をもたらしたが、堤防というものは場所によっては予想外に脆弱なものなのである。

国土交通省は2002年度の「河川堤防設計指針」に基づいて、一級水系の直轄区間について堤防の強度の点検調査を実施してきている。この調査結果をみると、すべり破壊・パイピング破壊による破堤危険性がある堤防が随所にある。この改善対策の実施が喫緊の課題になっている。

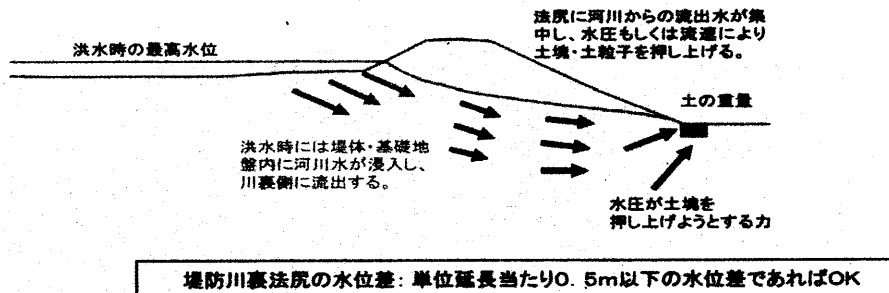
ただし、この破堤の危険性は洪水水位が計画高水位にある状態で検討したものであって、洪水水位が計画高水位を超えた状態は考慮されておらず、計画高水位を超える洪水、さらには堤防越流洪水は検討の対象外になっている。

浸透による堤防のすべり破壊とパイピング破壊 (国土交通省の資料より)

①浸透によるすべりに対する安全性の調査



②パイピングに対する安全性の調査



費用便益計算の抜本的改善を！ (再評価でダム事業を中止に追い込むために)

1 再評価制度

当該ダムの中止を決定するためには、政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）に基づき、第三者機関（事業評価監視委員会等）が再評価を行って「中止が妥当」という答申を出さなければならない。

この再評価は原則として5年おきだが、「社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業」も対象になるので、適宜実施することができる。

形だけの再評価制度であるが、再評価で継続か中止かをきめる最も重要な評価項目は費用便益比（費用対効果分析）である。B/Cが1を超えていれば、継続の判断が出され（B：Benefit C：Cost）、B/Cが1を下回れば、中止の判断が出される。

今まではB/Cが1を超えるように恣意的な費用便益計算が行われてきたが、現実に合わせて費用便益計算を正しく行えば、ほとんどのダム事業はB/Cが1を下回り、中止の判断がされることになる。

2 費用便益計算の例（設楽ダム）

4. 事業の投資効果

事業の投資効果

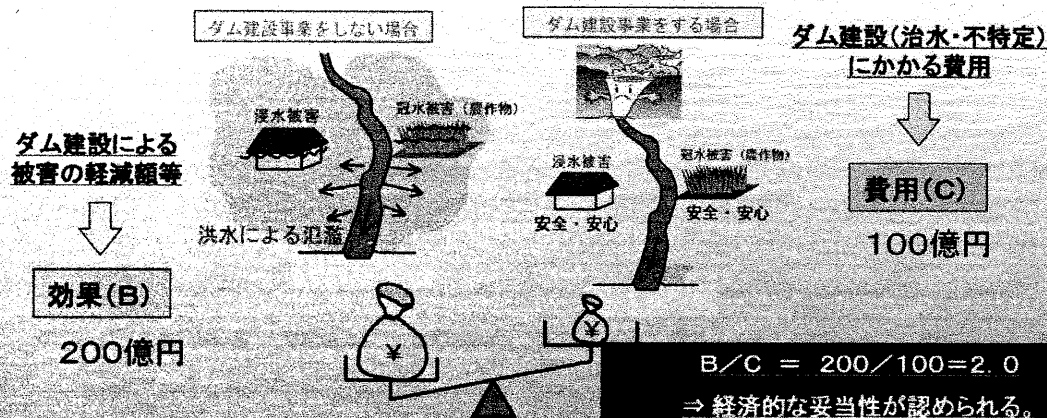
(1) 費用対効果とは

「公共事業が必要とする費用」に対して「その事業によって得られる効果」が上回っているかを判断する指標である。通常、分母を費用、分子を効果（便益）として計算し、費用に対する効果の割合（倍率）で評価する。この割合が1を上回っていれば経済的な妥当性が認められる。

$$B/C = \frac{\text{効果(Benefit)}}{\text{費用(Cost)}} > 1.0 \quad \text{----- 経済的な妥当性あり}$$

ここで、
効果：効果をお金に換算した金額
費用：事業に必要な金額

例えば、ダム建設において事業費が100億円かかるが、その事業において洪水から家屋や田畑などの財産を200億円分守ることができるのであれば、費用対効果は $200 \div 100 = 2.0$ となり、効果のある事業といえる。

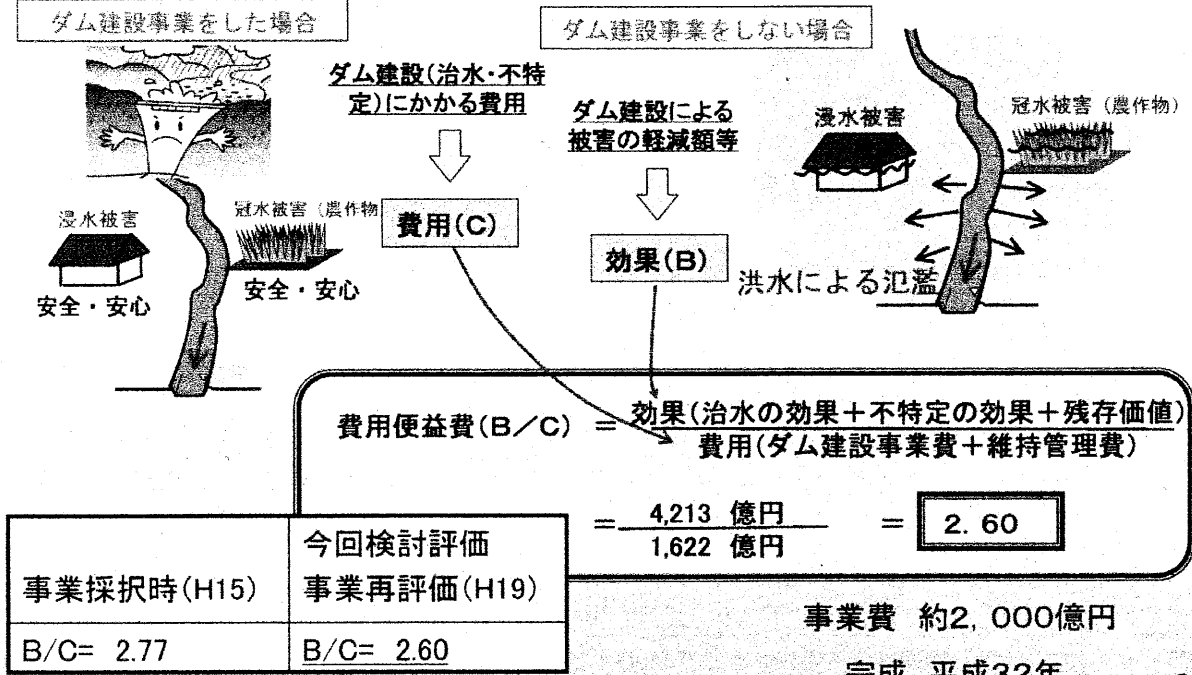


(2) 設案ダム建設事業における費用対効果

事業の投資効果

事業全体に要する費用(C)は1,622億円であり、事業の実施によりもたらされる効果(B)は4,213億円となる。

これをもとに算出される費用対効果(B/C)は2.60となる。



3 費用便益計算の問題点

1) 洪水便益計算の問題点—治水経済調査マニュアルの問題点

ダムの便益の大半を占めるのは治水の便益であるので、その計算のでたらめさを見たい。

通常は次の手順で行われる。

- ① 治水基準点下流の流域をいくつかのブロックに分ける。
- ② 当該ダムがない場合とある場合について6段階の設定洪水流量^[注]を流して現況河道の計算流下能力を超えたところを破堤候補箇所として、そのうち、各ブロックにつき1カ所を破堤箇所とする{氾濫面積が最も大きくなる箇所を選択}。
[注]流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケースを設定する。
たとえば、1/5 1/10 1/30 1/50 1/100 1/150の洪水流量。
- ③ その破堤箇所からの氾濫流量を計算して、氾濫範囲を求める。
- ④ その氾濫範囲の被害資産額を計算する。
- ⑤ 当該ダムがない場合とある場合の被害資産額の差から、当該ダムによる被害軽減額を求める。
- ⑥ 設定洪水流量ごとの被害軽減額とその生起確率から、当該ダムによる年平均の被

害軽減額を計算し、それを当該ダムの治水効果の便益とする。

この計算はあくまで机上の計算であって、実際には起こりえない仮定、現実と遊離した仮定がいくつも含まれている。たとえば、

- ア 各ブロックごとにそれぞれ別個に破堤するとしているが、実際には上流ブロックで破堤が起きれば、洪水水位は下がり、下流側のブロックでは破堤が起きにくくなる。
- イ 現況堤防高から余裕高を引いた高さに洪水水位が達すると破堤するとしているが、実際に破堤が起きるのは洪水水位が堤防天端までを来た場合であり、流下能力が大きく過小評価されている。
- ウ 河道の流下能力の計算が正しくなく、実際の流下能力より過小に求められ、その結果、破堤という扱いになっていることが多い。

このように実際には破堤が起きない場所で、破堤したことによって求められているのがダムの治水効果の便益であって、現実には即して正しく計算すれば、その便益ははるかに小さい値になる。

洪水の便益計算は、「治水経済調査マニュアル」に基づいて行われており、実際に起こりうる氾濫を再現するマニュアルに改正する必要がある。こ

2) 「流水の正常な機能の維持」の便益計算の問題点

「流水の正常な機能の維持」の便益についてはその計算方法がないということで身替り建設費が使われている。身替り建設費は費用そのものであるから、この方法では「流水の正常な機能の維持」単独の費用便益比は必ず1になってしまい、費用便益計算を行う意味がなくなっている。

(次ページの東京新聞 2009年10月11日の記事を参照)

「流水の正常な機能の維持」の便益について合理的な計算方法を確立する必要がある。

3) ダム建設によるマイナス面の費用の計算方法の確立

ダム建設によるマイナス面（堆砂の除去費用、地すべり対策工事費など）の費用が考慮されていないので、それらをダムの費用に加算できるように、その計算方法を確立する。

ダムの費用便益計算において上記の1)～3)の抜本的な改善がされれば、ほとんどのダムのB/Cは1を下回ることが予想される。

ダム費用対効果水増し

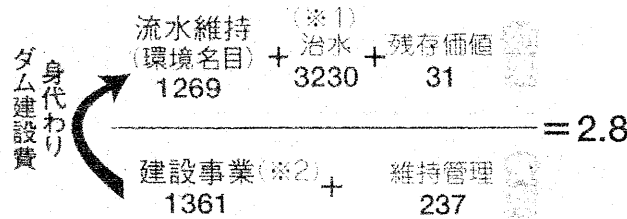
愛知・設楽 便益に建設費計上

国交省試算

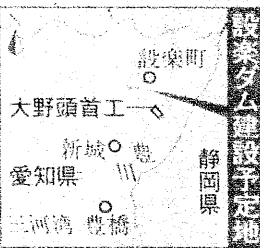
国土交通省が計画している設楽ダム(愛知県設楽町、九千八百万円)の妥当性を示す「費用対効果」の分析をめぐり、環境保全の名目で建設事業費の一部を便益効果として計上、事業効率の値を高めていたことが分かった。同じ算出手法は他のダムにも使われている。前原誠司国土交通相がダム事業の見直しに踏み込む中、議論を呼ぶことになりそうだ。

費用対効果は、事業額を、建設と維持管理の国の公共事業で得られる便益の試算費の支出合計で割った「1」を超える必要が

設楽ダムの費用対効果 (単位:億円)



※1 洪水予想の被害額から算出
 ※2 ダム建設事業費2070億円のうち国負担から算出
 (注)ダム完成から50年分で試算



あり、国交省中部地方整備局(名古屋市)によると、設楽ダムは今年二月の事業評価で「2・8」だった。便益の試算額で、治水(三千二百三十億円)に次いで大きいのが「流水の正常な機能の維持」(千二百六十億円)。国交省は十年に一度の洪水時でも

川が枯れないよう水をた上で「水を確保する確保し、生き物を守るにはダムでためるしか環境保全の効果と説明方法がない。その建設費を効果額とみなすの果を計算できないため、六千万級のダム建設費に当たる千二百六十九億円を、流水機能の維持に伴う効果として計上していた。

こうした試算は「身代わりダム建設費」と呼ばれ、一九九七年の河川法改正で環境保全が重視されて以降、ダムの便益効果に幅広く用いられるようになった。しかし、建設費の一部が効果に計上されれば、結果的に費用対効果を押し上げる。

国交省によると、効果を身代わりダム建設費で代用することを公的に裏付けた計算マニュアルや通知はない。同省は環境保全の効果の試算はできないとした。

建設費を支出と効果に二重計上する手法は、農林水産省も用水やダム事業で用いているが、「費用が効果と」との専門家の批判もあり二年前に廃止した。環境保全を掲げる設楽ダムは、流水維持の水量が貯水量全体の六割を占める。環境保全の効果を生口と仮定すると、費用対効果は「2・8」から「2・0」へ低下する。設楽ダムは一九七三年に計画発表。農業用水、水道用水などを目的とした国直轄事業で、二〇一〇年度に完成予定。

水需給計画の問題点(利根川荒川フルプランを例にとって)

新規ダムを必要としない、実態に合った水需給計画の策定を！

(水資源開発促進法により、利根川・荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、筑後川水系、吉野川水系は指定水系として、水資源開発基本計画(略称フルプラン)という水需給計画が策定され、新規ダム事業の位置づけが行われている。)

フルプランの三つの問題点

(1) 実績とかけ離れた水需要予測

都市用水の需要の実績が増加から横這いへ、さらに減少傾向に変わってきている。

フルプランの水需要予測は改定のたびに下方修正がされてきているものの、いまだに増加傾向が続くという実績無視の予測が行われている。

(2) 現在の保有水源の過小評価

各都府県とも現在の保有水源を過小評価し、その評価値がそのままフルプランに使われている。

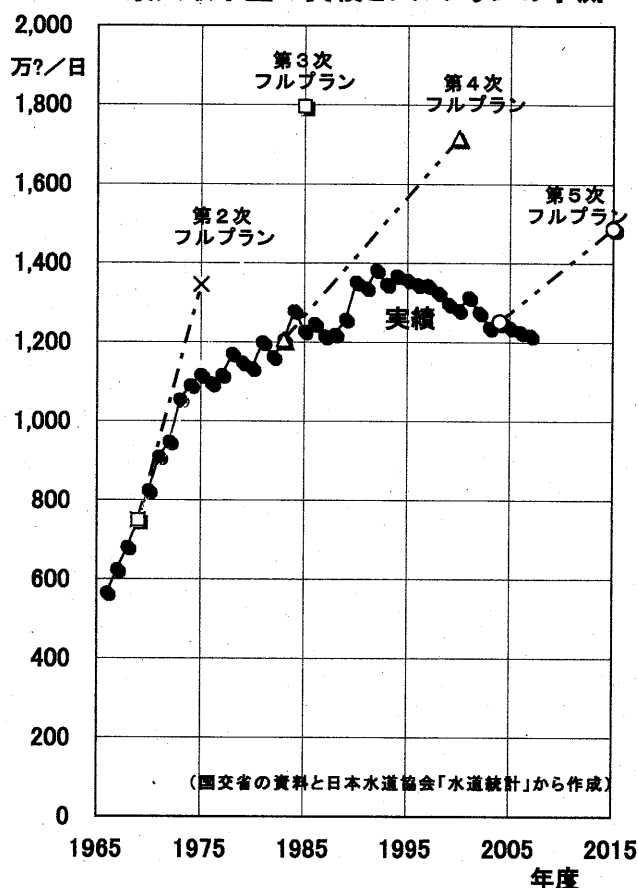
とりわけ問題となるのは水道用地下水の評価である。地盤沈下がほとんどの地域で沈静化しているにもかかわらず、沈下進行

時代の地下水削減計画が今なお生き残っている。その端的な例が東京都である。東京都は多磨地域で現在、利用されている水道用地下水40万 m^3 /日を水源としてカウントせず、ハツ場ダムを地下水の代替水源としている。

(3) 供給可能量の減少という水源開発の新たな口実

都市用水の需要の実績が減少傾向に変わると、実績を無視した過大な予測をするにも限度があり、将来への増加量を従来の過大予測よりも控え目にせざるを得ず、その結果、フルプランの予測の下方修正が行われた。しかし、それでは計画中・工事中の

利根川荒川流域における水道の一日最大取水量の実績とフルプランの予測



水源開発事業の全部についてその必要性を打ち出すことができない。そこで、新たに考えられたのが1/10渇水年への対応である。現行のダムの開発水量は、1/5渇水年で計画されているので、それより厳しい渇水が来ても対応できるように、1/10渇水年における水需給を考える必要があるというものである。

すなわち、「最近20年間で第二位の渇水年(1/10渇水)の流量データをもとに、ダム等からの供給可能量を計算すると、利根川水系は開発水量の79%、荒川水系は72%となり、目減りしてしまう。1/10渇水年に供給可能量が落ち込んでも、水需要を充足できるように、ダム等の新規水源開発が進める必要がある。」というのが利根川荒川水系のフルプランの趣旨である。

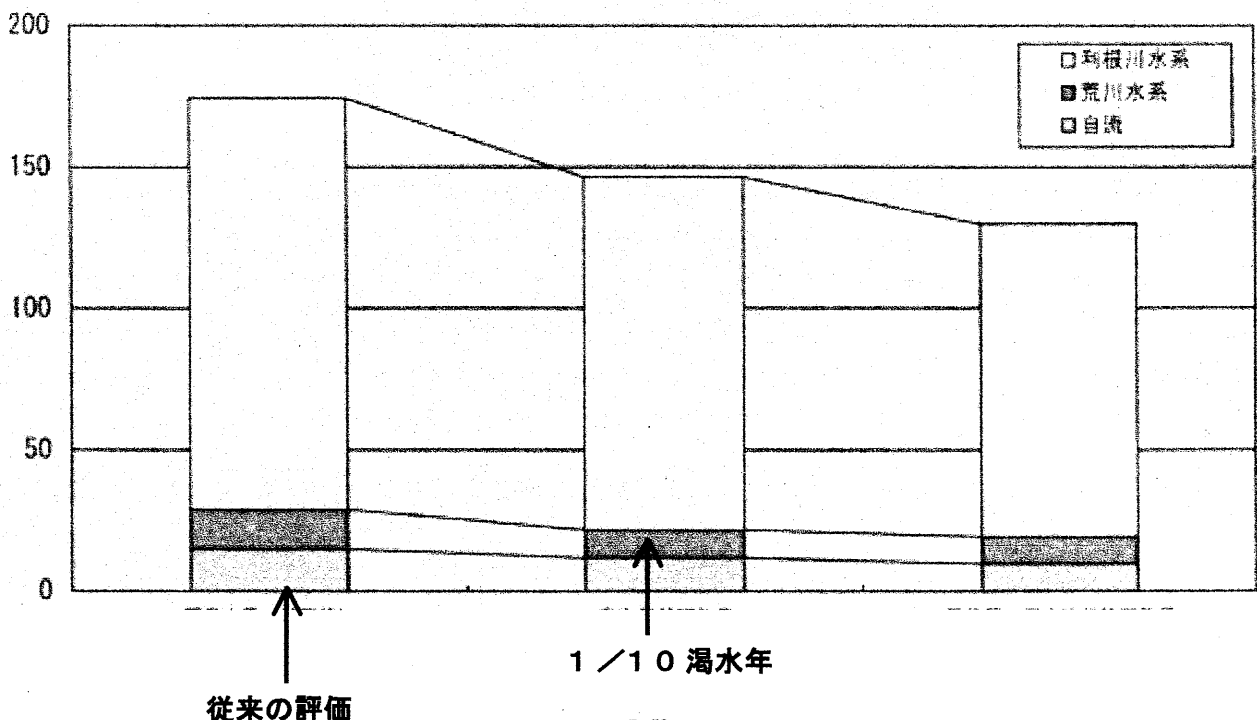
この点は吉野川以外の他の指定水系(木曾川、淀川、豊川、筑後川)も同様であって、都市用水の需要予測では新規水源開発の必要性を示すことが困難になってきたので、新規水源開発の新たな理由として1/10渇水年への対応を持ち出してきている。

一方、吉野川水系フルプランの保有水源は従来の評価のままである。それは吉野川水系では新規のダム計画がなくなっており、その必要性を打ち出す必要性がなくなっているからに他ならない。そのように1/10渇水年への対応という話はあくまで新規水現開発を進めるための口実なのである。

実際に1/10渇水年の供給可能量の減少率の計算根拠を調べてみると、現実と著しく遊離した前提条件が設定され、その結果として供給可能量の大幅な切り下げが必要となるのであって、1/10渇水年において利根川水系ダムの開発水量が21%も減るといふ話はそのように現実遊離の計算が作りだしたものに過ぎない。

【利根川・荒川水系フルプラン】

利根川・荒川水系における安定供給可能量の変化



【参考資料：7】

穴あきダム問題

1 穴あきダムの計画

〔国土交通省が所管する穴あきダム〕

ダム名	事業者	進捗
1 益田川ダム	島根県	2006年度完成
2 三笠ぼんべつダム	北海道開発局	計画中
3 足羽川ダム	国交省近畿地方整備局	
4 立野ダム	国交省九州地方整備局	
5 津付ダム	岩手県	
6 辰巳ダム	石川県	
7 浜田ダム	島根県	
8 西之谷ダム	鹿児島県	
9 城原川ダム	国交省九州地方整備局	
10 最上小国川ダム	山形県	
11 武庫川ダム	兵庫県	計画に位置づけはないまま「穴あきダム」議論が先行している計画
12 丹生ダム	水資源機構	
13 浅川ダム	長野県	
14 川辺川ダム	国交省九州地方整備局	

1～10は2007年4月、国交省河川局治水課提供資料より作成

(グローバルネット 2007年5月号「穴あきダムは本当に環境にやさしいか?—県営・辰巳ダムなどを例に」(まさの あつこ/ジャーナリスト)から転載)

2 穴あきダムの主な問題点 (今本博健氏の論考を一部引用)

① 貯水域の自然と景観に大きな影響を与える。

穴あきダムに洪水時に貯水する水は清水ではなく、土砂や腐葉などの浮遊物、汚濁物を大量に含む濁水である。それらは洪水後に水が引いたのちにも残り、汚れた状態が数ヵ月から場合によっては数年も続くことになる。数日間におよぶ水没と長期間にわたる汚濁物の残留が貯水域の植生等の自然に大きな影響を与えることは必至である。

さらに、このことは貯水域の周辺に住む人たちにとっても重大な問題である。家から見下ろす貯水域が、洪水のあとは長期間、汚濁物がへばりついた状態になるのであるから、不快な毎日を過ごすことになる。

② 土砂の堆積は避けられない

ダムの土砂堆積は主に洪水時に進行する。穴あきダムも洪水時には貯水され、貯水域での流速が小さくなるのだから、土砂の堆積が進むことは避けられない。穴あきダムは洪水時も土砂は下流に流れていくという話は机上の計算によるものに過ぎない。

③ 水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

穴あきダムは単に河床部に穴が開いているだけのものではない。放流側には減勢工という複雑な構造物が設けられ、そこに湛水部もつくられるから、水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

④ ダムの存在そのものが川の自然にダメージを与える。

巨大な構造物「ダム」が川のど真ん中につくられること自体が景観を一変させ、川の自然にダメージを与える。

⑤ 洪水調節機能を果たせるのか

穴あきダムの洪水調節は自然調節方式であって、その調節機能は穴あきダムの放流口の大きさによって変わる。放流口を大きくすれば、大洪水の時にしか機能せず、逆に放流口を小さくすれば、中小洪水の時にしか役に立たない。また、下流の洪水の状況に応じてダムからの放流量を変える操作もできない。放流ゲート付きの穴あきダムも検討されているが、その場合は穴あきダムの宣伝文句とは異なるものになる。

3 水源開発問題全国連絡会の調査

水源連は2008年度から、高木仁三郎市民科学基金から助成金を得て、穴あきダム問題の調査を進めている。

● 現地調査

島根県益田川ダム（日本初かつ唯一の穴あきダム）、熊本県川辺川上流の縦木砂防ダムと朴木砂防ダム、長野県浅川ダム予定地、石川県辰巳ダム予定地、山形県最上小国川ダム予定地、滋賀県丹生ダム予定地ほか

● 研究者への聞き取り調査

角哲也（京都大学准教授）穴あきダム提唱者、
今本博健（京都大学名誉教授）穴あきダム検証者 ほか

● 多目的ダムから治水ダムへ変更する経緯、背景および行政手続きに関する河川管理者、住民団体への聞き取り、文献等調査によるケーススタディ

【参考資料：8】

補助ダム問題について

●補助ダムの事業に関する根拠法令

- ・補助根拠 河川法 第60条第2項(一級河川)
- " 第62条(二級河川)
- ・全体計画 河川法 第79条第1項(一級河川)
- " 第79条第2項(二級河川)
- ・国庫補助金の交付・申請
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第5条
- " 第6条

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

- ・新規事業採択・事業見直し 行政機関の評価に関する法律

●全体計画に定める事項

- 1) 建設の目的
- 2) 位置及び名称
- 3) 規模及び型式
- 4) 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 5) 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 6) 工期

●補助金の交付申請

「国土交通省所管補助金等交付規則」

1. 補助事業等の名称
2. 補助事業等の目的及び内容
3. 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画

4. 交付申請額
5. 交付申請額の算出方法
6. 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

●補助ダムに対する国庫補助金

【一級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外… 河川法第60条第2項
大規模改良工事10分の5.5
その他の改良工事2分の1
- 2) 北海道… 河川法第96条・河川法施行令第42条第4項
大規模改良工事10分の7
その他の改良工事3分の2

【二級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外… 河川法第62条
改良工事2分の1
- 2) 北海道・一・河川法第96条・河川法施行令第42条第6項
改良工事10分の5.5
- 3) 沖縄… 沖縄振興特別措置法第105条第1項・沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項10分の9
- 4) 離島… 河川法第62条2分の1
- 5) 奄美… 奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項10分の6

●国交省担当官との質疑（2005/3/11）

- 補助ダムの建設根拠法令
 - ◇ 河川法に沿っている。
 - ◇ 大臣認可と協議があるがその違い
 - 認可と協議に差があるか？ → 県などが用意する資料は一緒である。
 - ◇ 補助金の交付は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新規補助ダムの採択・見直しは根拠及び全体計画、国庫補助金の交付申請新規事業の採択・事業見直しはいわゆる行政評価法に則っている。
- 補助ダムの全体計画について
 - ◇ 根拠は河川法 79 条にある。
 - ◇ 全体計画では6つの事項について定められている。
 - 建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量・取水及び放流量並びに貯留量の用途配分に関する事項、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、以上の6つである
- 補助ダムの計画申請からの流れ
 - ◇ 見直しの項目も存在する
 - ◇ 地方自治体ことの再評価もある。
- 補助金支出について
 - ◇ 国土交通省所管補助金等交付規則というものがある。
 - ◇ 補助事業等の名称、目的及び内容、予定、金額、算出方法、経費の使用方法などを調査し、判断する。
- 補助ダムに対する国庫補助金などの件
 - ◇ 一級河川、二級河川ともおおむね1/2がほとんどある。（例外もあり）

▶ 補助ダムの審査基準

- ◇ 地方整備局から、上記の内容（書面）が挙がってくる、
- ◇ それを精査して、全体計画としての6つの項目をチェックしていく。
- ◇ 補助金額を決めるプロセスに進む → 河川法 60 条、62 条、96 条などによる。
- ◇ たとえば、ダム自体の必要性などのチェック項目はあるのか？
 - ダムの目的、などに包含されるのではないか。
- ◇ その内容をどうやってチェックするのか？
 - 各自治体からのヒアリングの時に判断している。
- ◇ 拒否することはあるのか？
 - 予算などであることもある。
 - 当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。
- ◇ 今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか？
 - 国交省としては法的な枠組みとしては、中止、というものはない。
 - 事業主体が妥当とするものについては最大限尊重する。
 - 過去にも、中止、という計画が数件ある。

▽ 奥胎内ダムの事例

- ◇ 問題提起
 - 奥胎内の場合は、再評価資料はかなり資料的に乏しい
 - 再評価は、事業者側が設定した人物しか、メンバーにいない。
 - このメンバーは県の資料だけしか見ないので判断はできない。
 - 再評価が、妥当の方向で決まっているのではないか。
 - 評価は、異論がないと妥当という判断をして進んでいく。
- ◇ 国から
 - 本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。
 - 本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。
- ◇ 再質問
 - 可能であれば、公開討論会などの方法をとることはできないか。
- ◇ 国から
 - （再評価委員会は）事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところではないから、評価を決めるのが、委員会ではない。
- ◇ 議員から、
 - 再評価について通達のようなものは出されていないのか
- ◇ 国から
 - 基本的に、国がやっている河川法の精神に則った、事業再評価を、自治体でもやってくれとお願いしている。
- ◇ 問題提起、
 - 各自治体によって、再評価のやり方にデコボコがある。何とかならないか。
- ◇ 国から
 - なかなか本省から、指導ということではできないのが実情である。
 - 不具合があれば、意見は言うが、再評価のやり方とか、中身的には、詳しく指導と言うことはできない。

各地からの報告

サンルダム（北海道自然保護協会）	60
ハッ場ダム（ハッ場あしたの会）	63
〃（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会）	65
太田川ダム（太田川ダム研究会）	67
設楽ダム（設楽ダム建設中止を求める会）	69
徳山ダム導水路（徳山ダム建設中止を求める会）	72

※ この他の団体の活動は、総会資料（2）「中止を求めるダム事業」をご参照下さい

サンルダム

2009年水源連総会資料 報告：佐々木克之（北海道自然保護協会）

1. サンルダム計画

北海道中央部の天塩岳を水源とし、道北の日本海に流れる、長さ256km、流域面積5590km²の天塩川の支流名寄川のさらに支流のサンル川（流域面積182km²、全流域面積の3%）に建設が計画されている。洪水調節容量3,500万m³、利水容量1,520万m³（発電1,520万m³、水道20万m³、流水の正常な昨日1,500万m³）、堆砂容量700万m³、有効貯水容量5,020万m³のダム。

2. 経過

2.1 流域委員会・・・サンルダムは昔から机上の計画として存在したが、名寄市や下川町が過疎になっていく中で、地域振興として陳情されたことから始まった。天塩川流域委員会が2003年5月から始まり、第7回（2005年7月）に原案が示された。しばらくは原案の説明とそれに対する質問で推移した。重要な論点となったのは治水とサクラマス保全だった。私たちは、17回委員会（2006年9月）で堤防高、計画高水位などの資料を出させて、対象水域の名寄川ではほとんどの区間で余裕高が十分であることを明らかにした。余裕高が十分でも計画流量水位が計画高水位より高くなるのでダムが必要という説明に対して、河川改修などで対応できるという論議がされた（18回、11月）ところで、委員長がまとめの提案をして、多くの委員が賛成して、治水の議論が深まらず、19回（12月4日）、20回（12月25日）のまとめの会議で終了した。魚類の専門家が、ダムによるサクラマス資源への重大な影響を予測したため、サクラマス保全については事前から試験をしながら検討していくということとなった。流域委員会終了後、地域説明会があり、北海道知事意見を経て、2007年10月に整備計画が策定された。

2.2 魚類専門家会議・・・流域委員会意見を受けて、サンルダムによるサクラマス減少を防ぐことを検討する委員会（天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議：通称魚類専門家会議）を立ち上げて、第1回委員会を2007年12月に開催、2009年4月に第10回委員会を開催して中間とりまとめを提出した。中間とりまとめでは、ダム建設後に魚道の効果を把握、検証するとしている。

3. サンルダムの問題点

3.1 治水・・・サンルダムは、名寄川の洪水による名寄市の被害を防ぐことが目的となっている。2.1で述べたように、開発局は、名寄川の堤防高はほとんどのところで十分であるが、計画流量の水位が計画高水位を超えるところがあるので、サンルダムが必要と主張している。しかし、調べてみると、場所によってはサンルダムがあっても計画流量水位が計画高水位を超えるところがある。開発局はその箇所は河川改修によって水位を下げるとしている。そうであるならば、他のところも同様に河川改修をして、わずかに残っている無堤区域に堤防を整備すれば、計画流量の洪水を防ぐことができるので、そうすべきであると私たちは主張している。さらに、今本博健氏や宮本博司氏が述べているように、計画高水位より高い場所の

堤防を強化すれば、たとえ洪水が起きても越水による破堤を防ぎ、大きな被害を免れるので、そうすべきと述べてきた。

3.2 利水・・・ダム建設地の下川町で1.5リットル/秒、下流の名寄市で17.5リットル/秒、の水道水をサンルダムから取水するとしている。このような微量の流量は、現在のサンル川および名寄川から十分に取水できるので、ダムの必要性は説得力に乏しい。発電量は最大出力1,000KWなので、このようなわずかな発電量のためにダムが必要というのも説得力に欠ける。どのダムでも利水項目となっている「流水の正常な機能の維持」は、「ダムが引き起こす流水の不正常の緩和」と言うべきで、ダムが流水の正常な機能を破壊する、と主張した。

3.3 環境：サクラマス保全・・・沙流川二風谷ダム魚道はサクラマス保全に失敗（魚類専門家会議中間とりまとめでは、二風谷ダムはスモルト（サクラマス幼魚）の海への降下に問題があることを認めているが、公式には失敗と認めていない）、サンルダム魚道の見本としている美利河ダムではサクラマス保全が成功したとは言えない状況で、私たちは魚道によるサクラマス保全は極めて疑問と考えている。魚類専門家会議中間とりまとめでは、「ダム建設後に魚道の効果を検証する」と述べていることを批判。魚道の効果を検証後にダム建設の是非を検討すべきと主張している。

4. 流域委員会と魚類専門家会議の問題点

上述したように、サンルダムについての疑問が残されたままダム建設が進行しているのは、きちんとした論議がなされなかったことに起因している。私たちは冊子「サンルダムは本当に必要なのか」（pp117）を発行して、その内容を流域委員会で説明する機会を設けるよう要望したが、流域委員会委員長裁定で機会は得られなかった。その後も流域委員会および北海道開発局は、私たちの疑問に対して文書で回答するが、不十分な回答であった。そのため話し合いを要請し続けてきたが、今にいたるまで私たちとの話し合いを拒否し続けている。流域委員会終了後に設置された魚類専門家会議は、開発局と同様に、私たちとの話し合いを拒否している（拒否の理由：話し合いでは誤解が生じるので、誤解を生じないように回答は文書に限ることとします）。

私たちは、開発局および魚類専門家会議が私たちとの話し合いを拒否しているのは、サンルダム計画を説明する正当性をもたないものと考えている。引き続き話し合いを要請していく。

5. 新たな情勢に対応して

5.1 経過・・・8月30日の総選挙で自民党が歴史的後退をして、民主党が大躍進をとげ、民主党を中心とする政権が成立した。前原国土交通大臣は、全国143のダムを凍結し、見直す方針を述べた。サンルダムも凍結・見直しの対象となった。私たちは、サンルダムを凍結の対象とすることを決定するよう要望書を提出し、記者会見を行った。記者会見には全道のほとんどのマスコミがきて、関心の強さを感じた。私たちは、さらに行政刷新大臣と財務大臣にサンルダムの本体工事に係わる予算の凍結を求める要望書も提出した。10月3日に旭川で、「人と川、そのつながりーヤマメ湧く川は今ー」シンポジウムを開催して、100名余が参加、宮本博司氏などの講演が好評だった。

5.2 今後の対応・・・1) 10月9日の前原大臣の今年度凍結を受けて、民意を反映した審議機関の設置を大臣に要望した。このような話し合いの場の設置が当面の最大の課題と考えている。設置が実現した場合には、その後の対応はかなりきつと考えられ、水源連とも共同で運動していきたい。2) 北海道の民主党は現在のところダム推進の考えであるので、さまざまに接触して、国交大臣の考えを基本に、ダムの凍結・見直しを実現するよう働きかける。

2009年 9月29日

国土交通大臣 前原 誠司 様

北海道におけるサンルダム・平取ダム・当別ダムの凍結・見直し、
および二風谷ダムの撤去検討についての要望書

- 要望1 サンルダム、平取ダムおよび当別ダムの工事を凍結して、建設計画の見直しが実行されるよう強く要望いたします。見直しにあたっては、事業見直し機関を設置するか、または河川管理者との公開討論会を行うなど、民意を反映することができる措置が必要と考えています。
- 要望2 二風谷ダムについて、撤去も含めて早急に解決策を検討するよう強く要望いたします。

2009年 10月14日

国土交通大臣 前原 誠司 様

北海道におけるサンルダム・平取ダム・二風谷ダム・当別ダムの
今後の対応についての要望書

- 要望1 サンルダムと平取ダムの凍結後の対応については、従来の河川管理者主導ではなく、住民参加で民意を反映できるものとし、国民の財産である河川を後の世代まで残す広い視点からの論議できるものとするよう要望します。
- 要望2 当別ダムについては、都道府県の事業という線引きで知事にゆだねるのではなく、議論がほとんどなされないまま事業が推進されたことに鑑み、要望1と同様に民意が反映される論議が行われるよう要望するとともに、貴職におかれましてもダム事業の必要性について精査されることを要望します。
- 要望3 二風谷ダムについて、撤去も含めて早急に解決策を検討するよう、引き続き強く要望いたします。
- 要望4 「平成22年度における136の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針は、政府予算案の提出時までには明らかにする」について、以下の5点を重視して検討されることを要望します：1) 上記記載のように民意が反映される場で検討されること、2) 従来の国土交通省の「計画高水」等による考え方を根本から検討して、ダムによらない治水について真剣に検討すること、3) 利水については国民の重要な水資源を大切に利用する管理の視点を重視すること、4) 流域住民の暮らしを第一とし、流域の生態系の保全や漁業への影響を重視すること。

ハッ場ダム現地の状況と今後の課題

渡辺洋子（ハッ場あしたの会事務局長）

ハッ場ダム事業の継続をめざしてきた国土交通省は、総選挙の前から様々な障害を設け、ダム中止阻止に動いていたように見受けられる。

7月7日、群馬県議会庁舎で開催されたハッ場ダム推進議連の会議において、関東地方整備局の金尾健司河川部長は、「ハッ場ダムを中止すると、5都県などが負担した1,460億円の負担金の還付が必要」と説明。翌日の上毛新聞は、この発言を大きく取り上げた。

負担金返還は法律で明確に定められたものではなく、さらに利水負担金の4割は国庫補助金であるという点でも、国交省幹部の発言は不適切であった。

しかし、その後の総選挙の期間を通して、この負担金返還の問題や暫定水利権の問題は、民主党のマニフェストをやり玉に挙げる材料として、関係自治体の知事や市長の口から繰り返し語られることになった。

一方、現地では、ダムが中止になれば、新政権は地元を切り捨てるという憶測が乱れ飛び、補償金が支給されなくなることを恐れる地権者による駆け込み契約も多かったという。

地元住民、関係都県知事による反発は、国交省の現地事務所や関係都県への出向者による“自作自演”である可能性が濃厚だが、地元の問題は57年間のダム計画による根深い住民感情が根底にあるだけに、新政権にとって対応が難しい課題といえる。

1. 政権交代によるハッ場ダム中止政策を地元民はどう受け止めたか？

◆ダム推進派（地元の有力者、土建業者など）・・・怒り、危機感

- 自民党系国会議員、吾妻郡選出の自民党県議らの働きかけにより
ハッ場ダム推進吾妻住民協議会発足（9月10日）
ダム中止反対の署名集め- 継続中
来夏の参院選に向けての自民党の選挙運動の様相

◆ダム中止賛成派・・・

地元では少数派。村八分、バッシングが公然と行われている現状では、マスコミなどの取材を敬遠する人が多く、表に声が出にくい。

◆その他多くの住民・・・不安、焦燥感

- ダム事業を前提とした生活設計が根底から覆り、途方に暮れている。
(ダムがらみの仕事、補償金、代替地への引越しなどはどうなるか?)
57年間のダム事業による政治不信・・・前原大臣の言葉を信じられない。
国、群馬県の今までの説明と新政権の政策とのギャップへの戸惑い

2. 地元住民の理解を得るには

◆新法(ダム中止後の生活再建・地域振興を可能にする法律)の制定

国交大臣、年明け国会に提出と発言(9月26日)

◆生活再建・地域振興の中身の具体化

・ダムの補償金に代わる中止後の直接補償

実際には、補償金をいまだ受け取っていない水没予定地住民は、残り数十世帯と推測。八ッ場ダムによる補償金はきわめて高額である一方で、従来、国が直接補償を支給する事例は少ないことが、住民の不安に拍車をかけている。

・地域振興策

本来、地元住民が中心となって練るべきだが、ダム事業による締め付けを受けてきた地域に、何の前提もなく主体性を求めることには無理がある。ライフラインの整備、交付金の扱い、国有地への対策などの具体的な大枠を提示した上で、住民の主体性を促すきめ細かな働きかけが必要。

◆ダム事業の実態についての情報公開

代替地や周辺住宅地は、ダム湖ができた時、安全か? (地質調査)

代替地計画、ライフライン整備の工程は予定通り進むか?

事業費増大の可能性は?

談合などの不正はないか?

◆ダムの必要性、費用対効果の検証

今まで国土交通省は、治水、利水上ダムが必要であり、下流都県の住民のために水没予定地住民が犠牲になることを求めてきた経緯がある。

地元や周辺地域では、新政権に対して、

- ・ 無駄な公共事業を批判する都市住民の歓心を買うため、
- ・ 八ッ場ダム事業の内容を精査せず、
- ・ 現地の状況を理解しないまま、

manifestoに「財源を生む手段として」八ッ場ダム中止を掲げたとの疑念がある。

こうした疑いを払拭するには、八ッ場ダム事業が実際に不要であるだけでなく、地元住民にとっても今後、大きな重荷となることを立証し、丁寧に説明すると共に、行政が住民を欺いてきたことを明らかにする必要がある。

ダム計画の歴史、地元の現状を考えれば、たとえ新政権がこうした施策を実行したとしても、地元住民が事実を受け入れるには、ある程度の時間が必要だと考えられる。

ハッ場ダム中止への軌跡と私たちの運動

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 神原禮二

歴史

1947年、関東地方を直撃したカスリーン台風は、首都圏に甚大な被害をもたらしました。

1952年、同台風の再来に備えるためにハッ場ダムの構想が浮上しました。吾妻川が強酸性河川であるので、この構想は一度立ち消えましたが、1964年に中和工場ができたため、

1965年、治水利水の多目的ダムとしてハッ場ダム計画が再登場しました。

以来、地元は激しい反対闘争に入り、反対派、賛成派が入り乱れ、地域も生活もずたずたに壊されて行きます。

1985年、生活再建案が締結され、地元は条件付賛成へと転換して行きます。

2001年、補償交渉調印。これをもって地元からの表立った反対の声は消えました。

私たちの運動

住民訴訟

2004年、ハッ場ダムの事業費は2110億円から4600億円に増額されました。

それを機に、群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉、東京の1都5県の市民は呼応して、それぞれに「ハッ場ダムをストップさせる会」を発足し（栃木は湯西川ダム、南摩ダムも対象に「ムダなダムをストップさせる栃木の会」、利根川流域の市民として「ストップハッ場ダム」の声を上げました。

同年9月、各都県の会は「ハッ場ダムへの負担金支出差止め」を求め、一斉に監査請求を行いました。請求人は5000人を超え、稀に見る規模の行動になりましたが、結果はすべて棄却・却下。行政の厚い壁に阻まれました。

同年11月、監査請求の棄却・却下を受けて各地裁に訴状を提出、「ハッ場ダム住民訴訟」へと入りました。訴えは、利水、治水、地すべり・岩盤の危険性、環境と多岐にわたり、30数人の弁護士、専門家、学者の協力を得て主張と実証を重ねてきました。各都県の会は裁判をサポートする傍ら、勉強会を重ね、あるいは公開質問状などで水余りの実態を知事や議会に突きつけ、「ハッ場ダム不要」の世論を高めてきました。

2009年5月に東京地裁、6月末に前橋・水戸地裁は原告敗訴の判決を下しました。3地裁とも原告の訴えを審議した痕跡もなく、被告の主張をそのまま認めるといって正に不当判決そのものでした。私たちは直ちに控訴。現在

に至っています。最初の判決となった東京地裁の判決文を書いた定塚誠裁判長は今年4月に最高裁事務総局の情報政策課長に栄転したエリート司法官僚でした。

政権交代後

8月30日、衆議院選挙は「無駄な公共事業の見直し」「川辺川ダム、八ッ場ダムの中止」をマニフェストに掲げた民主党、日本共産党、社会民主党が勝利し、政権交代が実現しました。新政権は、直ちに八ッ場ダムの中止声明を発表。私たちの主張は民意を得て政権交代という形で成就しました。

八ッ場ダムの中止声明に対して「八ッ場ダム中止バッシング」が待ち受けていました。最初に声を上げたのは各都県の知事でした。彼らは事業費増額の際も、2度にわたる工期延長にも唯々諾々と従いながら、俄かに声を荒げ「既出の負担金を返還せよ」「完成させるより中止の方が金が掛かる」「暫定水利権を失い水が取れなくなる」等と主張しています。

一方で、地元住民が怒りの声をあげました。涙と怨嗟の声は、テレビの格好のソースになり、「新政権の暴政に泣く地元住民」という図が形づくられようとしています。

私たちは冷静な対処を心がけています。

- ① 首都圏の水需要は減少を続けており、現時点で数百万 m³/日の水余りであること。
- ② カスリーン台風が再来しても、八ッ場ダムはまったく機能しないこと。
- ③ 最近50年間で最大の洪水である1998年9月洪水について八ッ場ダムの利根川への治水効果を計算してみると、治水基準点「八斗島」において最大で13cmの水位降下にしかならず、しかもその時の最高水位は堤防の天端から4m以上も下にあった。したがって、この洪水で八ッ場ダムがあっても利根川の治水対策として何の意味もなかったこと。
- ④ 八ッ場ダムの暫定水利権とされているものは実際には取水に支障をきたしたことがなく、安定水利権と変わらないこと。
- ⑤ ダム建設を続けた場合、東電の減電補償、ダム湖の地すべり対策などに1000億円以上の費用が掛かり、中止の方が財政的にもはるかに有利であること。などを、報道機関、市民、政治家に働きかけ粛々と中止への道筋をつけて行きます。

そして何より、計画以来57年にわたってダムに翻弄されてきた地元住民の「生活再建」を、一日も早く実現させるべく、私たちの新たな責任とし、政府に働きかけて行きます。

『想定外』 続きの太田川ダム

岡本尚 静岡県 太田川ダム研究会

建設費の半額を国庫から補助された静岡県太田川ダムは私どもの反対を押し切って08年3月に堤体が完成し、多数のヒビ割れの発生が発覚しながら湛水中止の要求も無視して10月16日から試験湛水にはいり、09年5月18日サーチャージ水位に達し、現在常時満水位で運用されている。このダムでは建設前からいくつもの想定外の事態が引き起こされて来た。

1. ダムの左岸を支えている下流側の岩盤は工事中から最大300mmものすべり、もしくはクリブを起こしており、変位は終熄していない。強い地震によって岩盤と躯体の継目に事故の起こる恐れがある。
2. 原石山の骨材が劣悪で内部コンクリートにしか使えない事が発覚した。
3. ダム本体には合計358カ所のひびわれが発生し、湛水試験までに、修理を必要とする幅0.2mm以上のひびわれ40カ所を修理したが、この1月の調査では新たに発生したり幅が増加したりで依然として39カ所が修理を必要とすることがわかった。つまりヒビ割れは進行中である(資料1)。水を貯めたために上流側は調査さえできない。
県が原因としている施工ミスによる温度クラックとは考えられず他のダムでは滅多に見られない多くの施工目地を貫く長大な縦クラック、斜クラックが多数発生しており、最大長さ29m 最大幅は2.7mm、最深4mに達する。フーチングにも補修を必要としたクラックが7本あり、いくつかは躯体のクラックと繋がって数十mに達することがわかった。
4. ダム本体が湛水試験開始以来暑い夏でも寒い冬でも貯水位が一定であれば上流側に傾き続けており、天端の変位が8月下旬で5mmを超えた。管理基準では下流方向への変位は5mmで注意体制、10mmで警戒体制にはいることになっている。上流側への変位は想定外であるらしく基準がない。流域住民には何の説明も無く、危険があるのかないのかさえわからない。(資料2)

東海地震の震源域の直上26kmにあるこのようなダムに大量の水をためておくのは下流域住民の生命を軽んずる行為である。

私どもの要望； 太田川ダムには水を貯めない事。

◎東海地震による大災害を避けるためには太田川ダムに水を貯めておかない事が必要である。

◎一方、利水のために太田川ダムに水を貯めておく事は全く必要ない(ネットワーク「安全な水を子どもたちに」ホームページ参照)。

◎太田川ダムから水を抜く事によって、洪水調節容量を600万 m³から1,080万 m³に増やすことができる。

また自然放流の状態におく事によって、今問題になっている孔空きダムの是非を解明する研究に利用することもできる)。

資料- 1 太田川ダム要修理箇所の比較 (08年5-6月と09年1-2月)

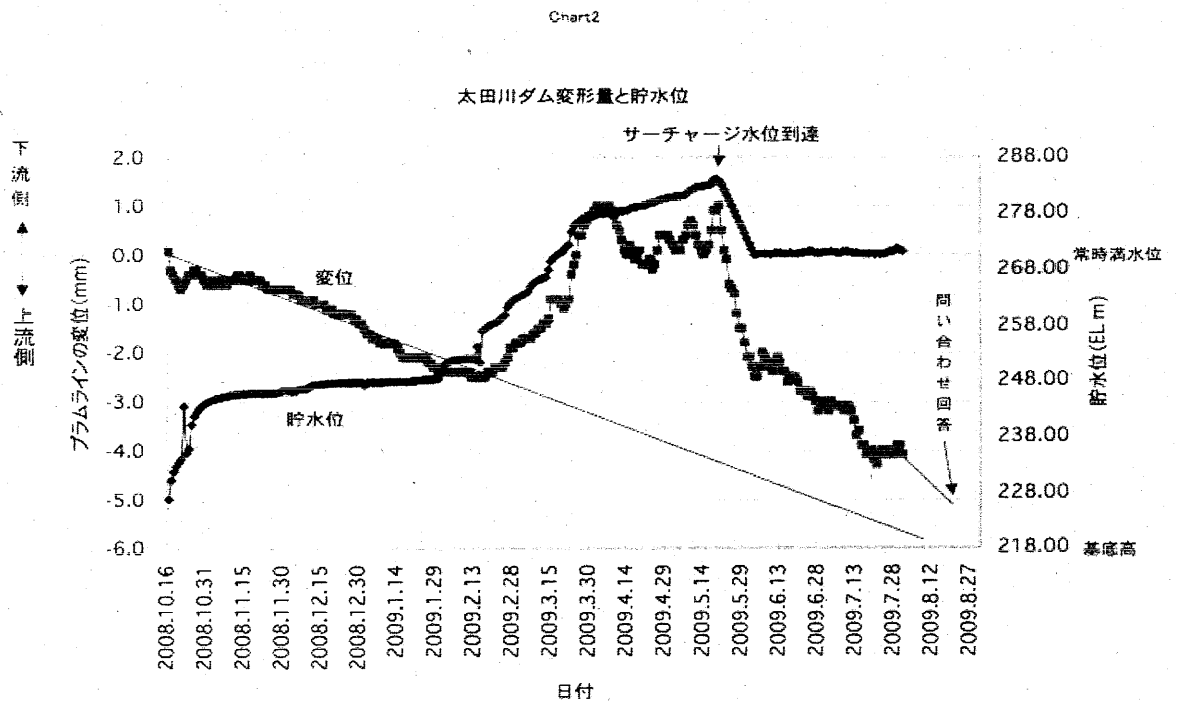
W : ひび割れ幅 ○印 : 幅が増加して0.2mm以上に。◎印 : もともと0.2mm以上が拡幅

	W0.2~0.9	W \geq 1.0mm	合計	要修理箇所 内訳	
H21.1	51	15	66	新生	4
H20.5	25	15	40	幅増加	35
内 幅不変	23	4	27	内 ○22,◎13	
新生と幅増加	28	11	39	計	39

昨年5、6月の調査で見つかった修理を要する幅0.2mm以上のひび割れは堤体上下流両面だけで40本あった(監査廊にも3カ所)。この表によると今回の再調査で認められた要修理箇所は39カ所、うち新生は4箇所、昨年補修した13箇所と0.2mm以下であったひび割れ22箇所が開裂しているから、昨年の補修は結果において差し引き何の効果もなかったということになる。

資料- 2 太田川ダム天端の変位

静岡県開示資料 「太田川ダム試験湛水記録」 プラムラインの変位量より作成



Page 1

設楽ダム問題の現状と運動の課題

市野 和夫（設楽ダムの建設中止を求める会 <http://no-dam.net/index.html>）

I 設楽ダム事業の経緯

設楽ダム建設事業計画は、愛知県東部・豊川上流の、国土交通省直轄の総貯留容量約 9800 万 m^3 、総工費 2070 億円の巨大な特定多目的ダムで、水特法関係の費用を加えると約 3000 億円を超える。1973 年に愛知県が設楽町に調査を申し入れてから、いくたびかの計画変更を重ねつつ現在に至った。その発端は 1962 年に愛知県東三河工業会がまとめた東三河工業開発マスタープランで、高度経済成長の基本路線に沿って計画され、官僚が進めてきた無駄で有害な「公共事業」の典型例である。

II 設楽ダム事業計画の目的

事業者が掲げる設楽ダムの目的は、以下の 3 点である。

- 1) 新規利水：愛知県営水道の新規水源として、約 600 万 m^3 （これが特定多目的ダム法上の唯一の根拠）、他に農業用水の新規水源に、約 700 万 m^3 を当てる。
- 2) 洪水調節：1900 万 m^3 の洪水調節容量を確保する。
- 3) 流水の正常な機能の維持：ダム容量の過半 6000 万 m^3 を「流水の正常な機能の維持」目的とし、豊川用水の開発で水量が減った豊川中下流の流量を管理する。

III 設楽ダム建設事業の問題点

1) 東三河の水は足りている（新規水源は不要）

2002 年 3 月末に豊川総合用水事業が完成し、それらの水源施設が完全運用されるようになった 2003 年 4 月以降、豊川用水の受益地域は渇水被害をまったく受けなくなった。水道用水、工業用水はもちろん、需要の約 7 割を占める農業用水も足りている。（2005 年にこの地域は観測史上最少雨量を記録して、「節水」をしたが、渇水の被害はなかった。）

この豊川総合用水事業が完成する直前に、豊川水系河川整備計画が策定され、そのなかに設楽ダム建設事業が据えられた。水不足が解消されたことが住民に知れ渡る前に、ダム計画を盛り込ませる住民だましの官僚得意のやり方であった。

豊川総合用水事業の完成後、すでに、環境影響評価手続きに入っていた、2006 年 2 月に豊川水系水資源開発基本計画（通称：フルプラン）が全面的に見直しされた。この見直しを行った国土審議会水資源開発分科会豊川部会の審議資料を見ると、水あまり状況は明らかで、ダム建設の撤回という結論をだすべきであったことが分かる。ところが、事務局（国土交通省の土地水資源担当）は、次のようなウソや仮定を持ち出して、設楽ダムの利水上の「必要性」をでっち上げた。①過大な需要増を仮定、②少雨化傾向により水源供給施設（既設のダム等）の実力が低下しているというウソ、③農業用水の既開発水量（供給可能量）の意図的な過少見積もり、④取水堰地点における根拠なしの維持流量かさ上げ。

2) ダムによる豊川の洪水対策は邪道

豊川最上流に造られる設楽ダムがカバーする流域面積は、豊川流域面積の約 10%に過ぎず、最上流に 1 点豪華な設楽ダムを造っても豊川下流の洪水被害をなくすことは

できない。下流域低地の市街化を放置したり、河道整備などの方が肝心である。にもかかわらず、「150年に1度の洪水により、複数個所で破堤して甚大な被害が出るのを設楽ダムで防ぐことが可能である」として、費用便益が見積もられ、大きなB/C値が掲げられている。これはまったくの誤りである。

豊川には、中世以来の不連続堤・遊水地（霞）が残っており、新河川法で推奨しているような流域の総合治水を進めるのに適している。国土交通省は、豊川の治水の目標を、ダムを前提としない方策に抜本的に切り替えるべきだろう。

3) 「流水の正常な機能の維持容量」6000万 m^3 はダムかさ上げのため

総貯留容量9800万 m^3 の61%に当たる6000万 m^3 の目的は、豊川中流の取水堰地点で維持流量を増やすためとされる。ダムで水を貯める最大の目的が、「流水の正常な機能の維持」すなわち、川の環境保全のためとされているが、ダムを造ればダム湖による上流域の水没、ダム堆砂による川砂利の消失と河川生態系の劣化が進み、ダム湖の富栄養化や冷濁水発生など、大規模な環境破壊が生じる。

過去の利水開発が原因で減った河川流量を巨大なダムを造って補うことは、環境破壊をいっそう拡大する本末転倒である。この前代未聞の大規模な「流水の正常な機能の維持容量」設定の本当の目的は、およそ1億 m^3 の計画規模を維持するための「かさ上げ」であることは明らかである。

4) 設楽ダムの建設事業で失われる貴重な自然・生態系

国の天然記念物で伊勢・三河湾地域の固有種、絶滅危惧種に指定されているネコギの高密度生息地、絶滅危惧種で特殊鳥類のクマタカの営巣繁殖も確認されている貴重な森林生態系も水没や道路工事で危機に直面する。また、オシドリやシロドリなどの集団越冬や繁殖が行われ、アユ・アマゴ釣りや川遊びでにぎわう、愛知県一の良好な自然が残る流域は、次代に遺すべき貴重な地域の財産である。その上、ダム貯水と堆砂は、下流の三河湾にも影響を及ぼす。

IV 事業の撤回・中止に向けて

1) 事業者側・自治体の住民無視のダム推進

河川整備計画への設楽ダムの位置づけ、事業再評価等の審議をしてきたのは、「豊川の明日を考える流域委員会」である。委員の構成と選出方法、委員会の運営など、住民主権とは程遠く、抜本的見直しが必要である。愛知県の河川行政のトップは国土交通省の出向者が占め、県・下流市町の首長や議会は一体となって事業を推進してきた。4月～7月にかけて、設楽ダム推進の露骨な広報活動を強めてきた。これに対して、国・県・下流市町の首長の圧力の下に屈する形で、設楽町長は、ダム受け入れを今年1月に表明し、建設に向けて、国・県との調印を2月に行った。

2) 住民投票条例直接請求の取り組み

「設楽ダムの是非を問う住民投票を求める会」が行った住民投票条例制定の直接請求は、1348名の有効署名を集め、町当局を追い詰めたが、昨年11月10日の設楽町議会で、結局、賛成4、反対8の賛成少数で否決された。「住民投票を求める会」は、運動を引き続いて行っていくこと、09年秋に予定されている町長選挙に候補者を立てて争うことを決めて準備を進めた。

3) 設楽町長選挙

10月18日投票の設楽町長選挙では、初めてダムの是非が問われる形で選挙戦が闘われている。推進派、容認派、反対派の候補者の3人の争いとなっている。候補者（「住民投票の会」事務局長）を先頭に、「住民投票の会」のメンバーを中心として、設楽ダムの建設中止を求める会などの支援を受けて取り組んでいる。

8月末投票で実施された衆議院選挙の結果、ダム事業の見直しを掲げる政権に変わって、町長選挙はダム反対陣営にとって追い風となっている。いっぽう、東三河地域選出の民主党国会議員を含めて、ダム推進派が多数を占めており、設楽ダム中止への道は簡単ではない。「ダムは要らない」との住民世論を作り出して、首長・議員の動きを正していく運動をやりぬくことが必要である。

4) 立木トラスト運動

住民投票運動が退けられ、設楽町がダム受け入れ協定を国・県と結び、着工段階に入る情勢を受けて、水没地区の山林所有者との協力の下に、09年3月より、立木トラスト運動を開始した。現在、山林提供に協力していただいている地権者9名、設楽ダム建設中止を求める会が事務局となって立木トラストの申し込みを受け付け、立木の所有を明示する木札をつける行事を組む形で実施している。09年9月末現在で、1800人の申し込みを受付けており、ダム反対の運動に参加する市民の層を広げている。

5) 住民訴訟の取り組み

2007年2月の監査請求（4月から訴訟）から取り組んできた愛知県に対する公金支出差し止めの住民訴訟は、これまでに12回の口頭弁論を済ませ、いよいよ11月9日（全日）、10日（午後）、12月7日（午後）、8日（午後）、14日（全日）、15日（午後）の日程で、証人尋問を集中して行う。結審も間近であり、結審に向けて、シンポジウムや広報活動を通じて、脱ダムの世論で包囲していきたい。

6) 新政権に向けた要請行動

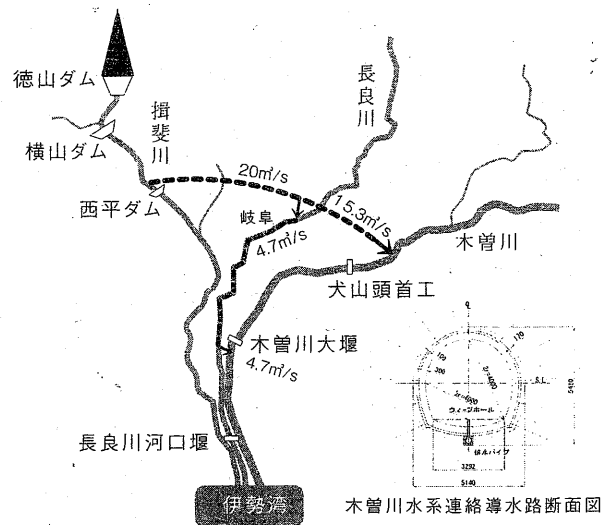
前原国土交通大臣向けの設楽ダム中止・凍結の要請書に資料を添えて、9月18日付で郵送した。今後、政府や各政党への要請行動を行う予定である。

徳山ダム導水路凍結！ 正式な中止と過去の総括・検証を求める

10月9日、前原誠司・国土交通大臣は、国や水資源機構が実施しているダム事業のうちの48事業について、今年度は新たな工事手続きには入らず、事業を一時凍結する方針を明らかにした。また87の補助ダム等事業については、「各知事のご判断を尊重する」としながらも見直しの方向を示唆した。これまでの政府の「税金の使い方」の変更を求めて政権交代を選択した民意の表れであろう。

今年の5月15日、4月26日に当選したばかりの河村たかし名古屋市長は、徳山ダム導水路（木曾川水系連絡導水路）事業への支払日（初回、5月25日）を前に、「導水路事業から撤退したい、支払は当面凍結する」と発表し、激震を走らせた。

そして9月24日には、事業の凍結と中止を求めて前原国交相に「直談判」を行った。「撤退は名古屋市単独でできるんだけどよお、国の事業だもんだで、やっぱり国が責任をもって中止するのがスジや」。10月9日のTV取材には（「国の政策転換に影響を与えたか？」という質問に）「微力ながら、ね」と満面の笑みを浮かべて答えていた。（あくまでも導水路事業の推進に固執する愛知県の神田真秋知事の渋面と好対照であった。）



木曾川水系連絡導水路事業の概略
徳山ダムの水を直径約4mのトンネルで木曾川と長良川に放流する。総事業費890億円。2015年完成をめざしている。

この1年の取り組み ピックアップ

2008年

- 10月15日 第4回長良川市民学習会「長良川の魚たちは、いま？」
- 10月17日 「徳山ダムに係る導水路検討会幹事会資料」全面開示
- 11月2日～4日 設楽ダムを中心に全国集会・水源連絡会・中部地整交渉(愛知県交渉)
- 12月25日 長良川河口堰取水位置に関する情報開示

2009年

- 1月 愛知県住民訴訟に向けて住民監査請求開始
- 1月31日 朝日新聞岐阜県版に意見広告掲載
- 2月07日 第5回長良川市民学習会「長良川への想い」
- 3月01日 導水路はいらない！愛知の会 発足集会
- 3月30日 愛知県に監査請求
- 4月14日 第6回長良川市民学習会「長良川への想いパートII」
- 5月14日 監査請求却下
- <5月15日 河村たかし名古屋市長、導水路からの撤退意向表明>
- 5月15日 「長良川の魚類の生息及び木曾川のヤマトシジミに関する公開質問状」提出 → 8月07日日 中部地整からの「回答」(?)
- 6月06日 トーク&コンサート「このままで、このままで流れよ長良川」
- 6月11日 愛知県住民訴訟提訴
- 6月20日 愛知県住民訴訟スタート集会
- 7月15日 「徳山ダム導水路はいらない！」出版

昨年9月、皆様のご協力を得て、2万3489筆の請願署名を岐阜県議会に提出することができた。請願は不採択となったが、短期間にこれだけの量の署名を集めたことはインパクトがあった。そして度重なる情報開示請求によって、この不自然な「下流施設」付き導路上流分割案が、実は、長良川河口堰中流部取水を前提にして出てきたものであることを突き止め、暴露した。(→1.)。古田肇・岐阜県知事も「将来にわたって下流施設が長良川河口堰取水の兼用施設となることはない」「放流先(主に長良川)の河川環境への影響の調査を十分に行うことを求める」と表明せざるをえず、昨年度中とされた

7月29日 愛知県住民訴訟第1回口頭弁論
 第7回長良川市民学習会「税金の無駄づかい」
 <8月02日 名古屋市公開討論会>
 <8月30日 総選挙 9月16日 鳩山政権発足
 前原誠司・国交大臣就任>
 <9月24日 河村たかし名古屋市長、前原国交相に直訴>
 9月25日 前原・国交相に要請書提出(中部地整前宣伝行動)
 10月21日 愛知県住民訴訟第2回口頭弁論
 第8回市民学習会「これからの川は？」

本体着工が延期されていた。
 いわば市民の声による「時間稼ぎ」が、河村たかし発言の機会を作り、今日の情勢を切り開いてきたといえる。
 岐阜県の市民は、長い長良川河口堰反対運動を担ってきたが、必ずしも全国的に目に見えたものとは言い難かった(河口堰反対運動が盛り上がり

ったとき、梶原拓・前岐阜県知事は「東京や大阪の人が来て勝手なことを言っている」と運動を貶めようとした)。古くから運動を担ってきた人には長い「苦難の時代」があった。そして今、自然と人の暮らしの関係を、もう一度見つめ直そうという若い世代から「天然鮎が往き来する豊かな長良川を再生しよう」という動きが出てきている。川を住民の手に取り戻す新しい実践の一つは、きっと、木曽川水系、特に長良川から起こってくるであろう、という心躍る期待がもてる。

1. 長良川河口堰中流部取水(※)の目論みがバれる

徳山ダムの水を木曽川に導水するのに、わざわざ長良川を経由させるのは不自然である。木曽川水系の水問題を見てきた者はみな「下流施設」には長良川河口堰中流部取水の計画が潜んでいるだろう、と直感した。

繰り返しの情報開示請求で逃げ場を塞ぎ、ついに2008年10月に「徳山ダムに係る導水路検討会 幹事会資料」を全面公開させた。

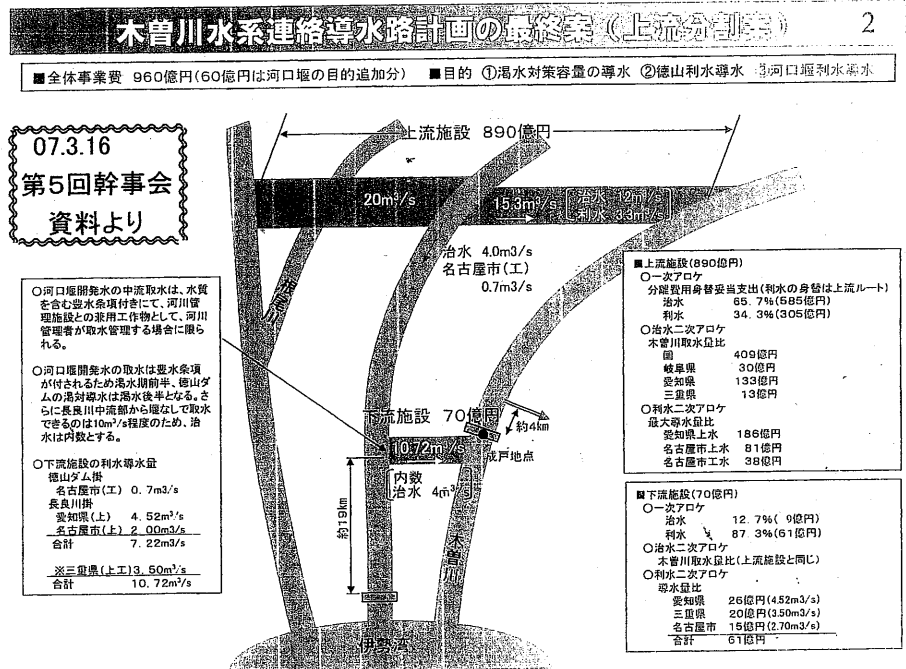
右図の第5回幹事会(07.3.16)資料には、「最終案」と銘打って「下流施設」における長良川河口堰からの取水、毎秒10.72m³が明記されている。

※ 長良川河口堰の取水位置はこれまで今のところ「河川管理上(=長良川の環境への影響)、堰直上流

からとする」となっている。堰直上流、つまり長良川最下流からの取水では愛知県・名古屋市にとっては「使い勝手が悪い」。もともと不要な長良川河口堰の水は、愛知県がごく一部を知多浄水場に送る以外は「取水・導水施設の当てもない未利用水」となっていた。そのため、愛知県・名古屋市は、「使い勝手の良い」長良川中流部成戸付近からの取水を認めるよう、国に求めている。

2. 長良川を守りたいという声が一層高まるー岐阜ー

長良川河口堰で大きなダメージを受けている長良川。その長良川に、徳山ダムの水が流されて、さらに環境悪化を招く…「もうこれ以上長良川を痛めつけることは許さない」という声は一層高まった。特に第4回長良川市民学習会で、長良川河口堰付近の水中映像を見たときの衝撃は大き

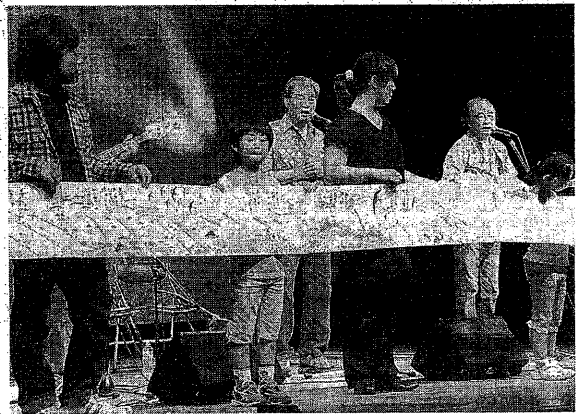


長良川がテーマ
イベントに300人

岐阜

岐阜市金町の市文化センターで6日、「トク&コンサート」このままで、このままで流れよ長良川」（主催・長良川市民学習会）が行われ、市民ら約300人が集まった。

前半は、生態写真家の新村安雄さん、岐阜市内などで地域活性化に取り組み「ぎふNPOセンター」の平井久美子さん、フリージャーナリストの高橋恒美さんが長良川の歴史や自然を語った。新村さんは、住民運動の広がりでタイのダムゲー



会場の市民とともに「長良川」を歌う笠木さん（中央奥）

トが開けられた例を紹介し、「長良川河口堰もできちゃったら終わりではなく、我々は川をちゃんと見続けていかなければならない」と呼びかけた。

後半は、フォークシンガーの笠木透さんらが「長良川」など10数曲を歌った。長さ約13分の和紙に長良川の風景が描かれ、笠木さんらが97年に自費出版した「えほん長良川」を子どもたちが掲げ、会場は長良川の大合唱に包まれた。【鈴木敬子】

かった。とりあえず「長良川に徳山ダムの水はいらない！」で結集した思いは、必然的に長良川を流域住民の手に取り戻そう、という声に結びついて行った。

川の上下流のまちづくりを考える若者達（都市には都市の、山村には山村の問題があるが、その両方を「活かす道」はあるはずだ、と模索する若者達）、からも勇気と希望を貰いつつ、長良川河口堰のゲート開放を求める運動の方向になってきている。

09.06.07 毎日新聞

3. 愛知県住民訴訟—愛知—

この徳山ダム導水路（木曾川水系連絡導水路）事業は、徳山ダムに「渇水対策容量 5300 万 m³」（不特定容量 1 億 1500 万 m³ の他に、である）を位置つけた水を「異常渇水時に緊急水として補給する」という理屈で、治水分（＝税金投入）が事業費の 65.5 %を占めている。「河川環境のため」と称して異常渇水時にダムの水など流されたら、河川環境—河川生態系の大破壊に繋がる。

また、愛知県・名古屋市の新規利水の利水者負担は 34.5 %に抑えられているが、要らないものは要らない、水は十分足りている（大いに余っている。本格運用開始後 15 年近い長良川河口堰の水も使う当てもないくらいだ）。

異常渇水時の緊急水はあくまでも「河川環境のため」であり、計画上は一滴も水道水には使えない。だのに「渇水時に断水を防ぐのに役立つ」という話に化けて一般市民に宣伝されている（河川法 53 条（渇水調整）を適用して調整するなら、既往最大渇水でも発電用水、農業用水との調整で足りた。この調整もできないほどの大渇水であれば、徳山ダムの水も足りず、役立たない）。

事業目的と負担の関係を明らかにし、「要らない」ことを論理的にも明らかにするために、愛知県を相手に導水路事業への公金支出を差し止める住民訴訟を起こそう、と、昨年水源連総会でこの問題に関心をもつ愛知県の主要メンバーが揃ったところで話がまとまった。年明けから監査請求人の募集を始め、この住民訴訟を中心とする運動体として「導水路はいらない！愛知の会」（共同代表：加藤伸久、小林収）を発足させた（09 年 3 月 1 日、発足集会）。利水負担だけの名古屋市は除き、「治水」負担も入る愛知県のみをターゲットにしたが、これは大正解であった。まだ「名古屋市長選候補」と名乗れない状況で発足集会に顔出しをしてくれた河村たかし氏が、4 月 26 日に多数の得票で名古屋市長に当選したからである。

3 月 30 日に監査請求（第一次）提出、5 月 14 日監査請求却下、6 月 11 日に住民訴訟提訴（愛知県庁前で訴え、数百メートルをデモ行進して名古屋地方裁判所に提訴した）。7 月 29 日に第 1 回口頭弁論が開かれ、「愛知の会」の共同代表が意見陳述を行った。第 2 回口頭弁論は 10 月 21 日である。今の情勢で愛知県がどのように出てくるのか、ミモノである。



6月11日名古屋地方裁判所前

4. 河村たかし名古屋市長の撤退表明

5月15日、中日新聞朝刊トップにこの記事が載った。

突然だけど必然。

名古屋市上下水道局幹部は「殿、ご乱心！」とばかり、あらゆる手を使って市長を翻意させようと走り回った。そして愛知

県、岐阜県、三重県も「ケシカラン」と騒いだ。とはいえ、愛知県と岐阜県、三重県では「温度差」がある。岐阜県、三重県には財政上の本音（負担は避けたい）も見え隠れしているようでもある。しかし愛知県は強硬である。も大変な危機的財政状況であることには変わりないのに…。

河村市長はまずは「市民の前で公開討論会を行ってから最終的に判断したい」として、8月2日に公開討論会を行った。名古屋市民に限られた100名の傍聴者募集。実に競争率7倍。なのに、堂々と市長とは真反対の「推進」姿勢を述べる名古屋市上下水道局は、市外の人も含めて50名を招待し、推進論を述べさせた…何とまあ、公平な運営！

公開討論会後の記者会見で河村市長は「総選挙の結果も見て判断する」とした、ところが、この河村発言を聞いた愛知県の神田真秋知事は「河村市長は国に判断を預けて逃げた」と評した。名古屋市が正式に単独撤退の手続きに入れば「100億円程と見込まれる負担増額に同意してでも事業を推進するか、諦めるか」の判断を迫られるのは愛知県なのだ（岐阜県・三重県も負担増加になるが、金額はわず

か）。河村市長は、むしろ愛知県知事が進退窮まってしまう事態を回避してあげた、といえる。それも分からぬ神田真秋・愛知県知事はその後も珍妙な発言を繰り返している。

2009年(平成21年)5月15日(金曜日)

©中日

名古屋市が導水路撤退

徳山ダム河村市長方針

本年度「支払わぬ」通告 負担金

名古屋市の河村たかし市長は14日、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の水を、同市と愛知県の取水口がある木曾川まで流す「木曾川水系連絡導水路事業」から撤退する方針を明らかにした。同ダムから毎秒一・七リットル水で流す権利は放棄する。〔関連図面〕

国と東海3県反発必至



木曾川水系連絡導水路事業
揖斐川と木曾川を直径4尺、全長43キロの地下トンネルで結び、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の水を毎秒4.7リットルは同20分、木曾川に放流する。木曾川には愛知県と名古屋市の取水施設があり、都市用水への利用、濁水時の木曾川、長良川、西河川の環境改善などが目的。上流、下流の2ルートを建設する計画。2009年度に着工し15年度の完成が目標で、総事業費800億円は国と愛知、岐阜、三重県と名古屋市が負担する。

↑ 09.05.15
中日新聞

↓ 09.08.03 読売新聞

導水路問題で討論会

「総選挙後に判断」

名古屋市の徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の木曾川水系連絡導水路事業からの撤退を検討している問題で、市の公開討論会が2日、市公館で開かれ、参加した専門家らが賛成、反対の立場を述べた。討論会ではまず、市上下水道局の担当者が事業の概要を説明。続いて、賛成、反対各2人の大学教授が水需要や財政負担などの観点から意見を述べた。賛成派は「気候変動の影響で今世紀末には大規模な洪水が起る可能性があり、導水路は必要」と強調。一方、反対派は「市の水需要予測は過大。異常洪水時には、ダムの水自体も枯れるので、導水路は意味がない」と指摘した。約7倍の応募者から選ばれた市民ら約100人も討論会に参加。旧徳山村住民の男性は「徳山ダムには50年間振り回され、現在も生活再建に苦しんでいる。古里が水没した住民のことを考え、前向きに事業を検討してほしい」と話した。

河村市長は「活発な意見が出て良かった。導水路事業の最終的判断は国土交通大臣がするので、（総選挙後の）新政権のあり方が重要になる。市としての判断は選挙後」と語った。



木曾川水系導水路計画についての公開討論会で市民の意見を聞く河村市長ら—川口武博撮影

5. 凍結は当然、正式の中止手続きへ

9月16日に鳩山内閣が発足し、前原誠司氏が国交大臣に就任した。前原誠司氏は、2000年7月に民主党NCの社会資本整備担当として徳山ダム現地を視察し、直後の8月に「徳山ダム建設は中止に向けて凍結（&長良川河口堰ゲート開放）」という民主党NC方針を取りまとめている。

9月24日の連休明けに、河村たかし名古屋市長が「導水路事業中止」を前原大臣に「直訴」した。9月25日に、私たちは（長良川市民学習会と導水路はいらない！愛知の会の共同で）前原大臣宛の要請書を提出した。要請事項は右の囲みの通りである。

中部地整は「本省に取り次ぐだけ」との姿勢が明確だったので、交渉相手とはせず、中部地整前で昼休み宣伝行動を行った。

記

1. 国土交通省および独立行政法人水資源機構における「木曾川水系連絡導水路事業」にかかわるすべての業務をただちに停止し 次の段階に入らないこと
2. 来年度予算ではこの事業の予算をゼロとすること(事業の凍結)
3. 速やかに事業の中止に向けた法的手続きに入ること(木曾川水系連絡導水路事業実施計画の廃止と木曾川水系水資源開発基本計画の変更、木曾川水系河川整備計画の変更)

加えて、従前の河川政策の悪しき部分を断ちきり、今後のあるべき河川政策を構築していく上で、以下のことを要請します。

4. この事業を中止する過程で、木曾川水系における過去の河川政策、特に長良川河口堰建設、徳山ダム建設の検証と評価を真摯に行うこと
5. 「同じ過ちを繰り返さない」ために、真に住民が参加し、真つな内容のある議論をする恒常的な「流域委員会」(河川法16条の2第3項に加えて、第4項の趣旨をもきちんと取り込んだもの)を、木曾川水系において設置すること
そのうえで、3で述べた「木曾川水系河川整備計画の変更」を行うこと

9月25日 中部地整前宣伝行動 →



今後は、要請事項の3. 4. 5の実現に向けて力を注ぎたい。事業が廃止されれば愛知県住民訴訟は勝利的に終結する。長良川河口堰-徳山ダム訴訟のいわばリベンジが果たせる。そして来年は生物多様性COP10が名古屋で開催される。長良川河口堰のゲート開放によって、長良川と伊勢湾の再生に向けた一歩を踏み出すことを願ってやまない。

文責：近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会・事務局長）

※「長良川市民学習会」事務局とも打ち合わせの上、両団体の報告を一本の原稿にまとめました。

長良川市民学習会HP <http://dousui.org/>

- ★ 是非「徳山ダム導水路はいらない！」(風媒社 ¥1000) をご一読を。
- ★ 徳山ダム&導水路問題については、(徳山ダム建設中止を求める会)事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/> に随時掲載しています。覗いてみて下さい。

→ 地元ミニコミ誌から

『徳山ダム導水路はいらない！』
風媒社 定価(本体952円+税)

著者の近藤ゆり子さんは、1995年12月、大垣市の仲間と「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げた。以後、同会事務局長を努める。この本は、その活動の集大成で、読めば読むほど、税金の使い道を正したくなる。しかもとてもわかりやすい。折しも今は総選挙真っ只中。8月30日に投票される。国民として、一票を持って蜂起したい！そう思わせる一冊です。

ダムに頼らない 河川政策の実現に向けて

- 河川行政の徹底見直しを実現するための提言
 - 中止を求めるダム等事業一覧
 - 中止を求めるダム事業—その概要と問題点



目 次

河川行政の徹底見直しを実現するための提言	1
中止を求めるダム事業一覧表	3
中止を求めるダム事業	その概要と問題点
国直轄・水資源機構ダム	
サンルダム	5
平取ダム	6
成瀬ダム	7
胆沢ダム	8
ハッ場ダム	9
霞ヶ浦導水事業	10
思川開発事業	12
湯西川ダム	13
設楽ダム	14
木曾川水系導水路	15
丹生ダム	16
天ヶ瀬ダム再開発事業	17
大戸川ダム	18
吉野川第十堰改築事業	19
山鳥坂ダム	20
狩野川ダム改造事業	
トンネル洪水吐新設	21
川辺川ダム	22
遊水池の掘削	
渡良瀬遊水池	
大規模掘削事業	23
稲戸井調整池	24
補助ダム（道府県営ダム）	
当別ダム	25
最上小国川ダム	26
奥胎内ダム	27
静岡県太田川ダム	28
浅川ダム	29
平瀬ダム	30
内海ダム再開発事業	31
石木ダム	32
路木ダム	33
大阪府営安威川ダム	34
砂防ダム	
霞沢砂防ダム	35
島々谷第6砂防ダム	36

中止を求めるダム等事業一覧表(1)

2009.10.26 水源開発問題全国連絡会

直轄ダム 水資源機構ダム (個別説明添付)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	サンルダム	北海道	北海道開発局	北海道自然保護協会
2	平取ダム	北海道	北海道開発局	平取ダム反対連絡協議会
3	成瀬ダム	秋田県	東北地方整備局	成瀬の水とダムを考える会
4	胆沢ダム	岩手県	東北地方整備局	奥州光吉
5	ハッ場ダム	群馬県	関東地方整備局	ハッ場ダムを考える会
6	霞ヶ浦導水事業	茨城県	関東地方整備局	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議 特定非営利活動法人 アサザ基金
7	南摩ダム	栃木県	水資源機構	思川開発事業を考える流域の会
8	湯西川ダム	栃木県	関東地方整備局	ムダなダムをストップさせる栃木の会
11	設楽ダム	愛知県	中部地方整備局	設楽ダム建設中止を求める会
12	木曾川水系連絡導水路	岐阜県、愛知県	水資源機構	長良川に徳山ダムの水は要らない市民学習会実行委員会
13	丹生ダム	滋賀県	水資源機構	関西のダムと水道を考える会
14	天ヶ瀬ダム再開発	京都府	近畿地方整備局	宇治・防災を考える市民の会
15	大戸川ダム	滋賀県	近畿地方整備局	(社)大阪自然環境保全協会
16	吉野川第十堰	徳島県	四国地方整備局	NPO法人 吉野川みんなの会
17	山鳥坂ダム	愛媛県	四国地方整備局	大洲市の住民投票を実現する会
18	鹿野川ダム改良工事	愛媛県	四国地方整備局	肱川・水と緑の会
19	川辺川ダム	熊本県	九州地方整備局	子守り歌の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会
(個別説明なし)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	鳥海ダム	秋田県	東北地方整備局	
2	利賀ダム	富山県	北陸地方整備局	
3	足羽川ダム	福井県	近畿地方整備局	
4	川上ダム	三重県	水資源機構	伊賀の水と緑を考える会
5	城原川ダム	佐賀県	九州地方整備局	

遊水池の掘削事業 (個別説明添付)				
番号	事業名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	渡良瀬遊水地掘削事業	群馬・栃木・茨城・埼玉	関東地方整備局	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
2	稲戸井調節池掘削事業	茨城県	関東地方整備局	利根川の水と自然を守る取手連絡会

中止を求めるダム等事業一覧表(2)

2009.10.26 水源開発問題全国連絡会

補助ダム(道府県営ダム) (個別説明添付)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	当別ダム	北海道	北海道	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会
2	最上小国川ダム	山形県	山形県	最上小国川の真の治水を考える会
3	奥胎内ダム	新潟県	新潟県	奥胎内ダムを考える会
4	太田川ダム	静岡県	静岡県	太田川ダム研究会
5	浅川ダム	長野県	長野県	信州ラブソディ
6	平瀬ダム	山口県	山口県	美しい錦川を未来へ手渡す会
7	内海ダム再開発	香川県	香川県	寒霞溪の自然を守る連合会 環瀬戸内会議
8	石木ダム	長崎県	長崎県	石木ダム建設絶対反対同盟
9	路木ダム	熊本県	熊本県	路木ダムを考える河浦住民の会
10	安威川ダム	大阪府	大阪府	安威川ダム反対市民の会
(個別説明なし)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	倉淵ダム	群馬県	群馬県	
2	増田川ダム	群馬県	群馬県	
3	角間ダム	長野県	長野県	
4	蓼科ダム	長野県	長野県	
5	辰巳ダム	石川県	石川県	辰巳の会
6	槇尾川ダム	大阪府	大阪府	
7	武庫川ダム	兵庫県	兵庫県	
8	五木ダム	熊本県	熊本県	

砂防ダム (個別説明添付)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	霞沢砂防ダム	長野県	国交省 松本砂防事務所	水と緑の会 溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
2	島々谷川第6号砂防ダム			

中止を求める ダム事業	サンルダム
所在都道府県	北海道上川郡下川町
事業者	北海道開発局
事業の概要・問題点	
<p>●事業の概要と経過</p> <p>サンルダムは、天塩川水系の支流名寄川のさらに支流のサンル川に計画されている。サンル川の水は清明で、底質や川の傾斜などがサクラマス産卵とその幼魚のヤマメの生息に適していて、ヤマメ密度が日本で最高の河川であり、釣り愛好家には有名な河川である。すでに用地買収は終了している。コンクリートダム（台形 CSG ダム）、提高 46m、堤頂長 350m、堤体積 49.5 万 m³、集水域 182km²、湛水面積 2.2km²、総貯水容量（堆砂+有効貯水）5,720 万 m³、堆砂容量 700 m³、利水容量（流水正常機能・水道・発電）1,520 m³、洪水調節容量 3,500 万 m³、水道水：下川町 1.5L/秒、名寄市 17.5L/秒、灌漑用水は設定されていない、</p> <p>2006 年 12 月流域委員会を終了、2007 年 10 月天塩川河川整備計画策定、2009 年度本体着工予算がついたが、前原大臣方針で凍結。</p> <p>2003 年以降天塩川流域委員会が 20 回開催され、傍聴し、疑問を提出、私たちの疑問と提案を入れた冊子を作成、流域委員会は私たちの説明の機会を与えず、開発局は疑問には文書で回答するが、話し合いを一貫して拒否。08 年に設置されたサクラマス保全の魚類専門家会議も同様に話し合いを拒否。09 年 7 月に平取ダム・当別ダム反対団体と共同して各政党にダムアンケートを実施、自民・公明・民主はダム推進、共産・社民は反対。前原大臣のダム凍結見解後は、前原大臣宛要望書提出活動をしている。サンルダム反対で共同行動をとっているのは、地元 3 団体と旭川の数団体および北海道自然保護協会、現在は平取ダム・当別ダム団体と共同で対応している。</p> <p>●問題点</p> <p>治水・・・サンルダム集水域は天塩川流域の 3%で治水能力は限定的。ダムによらない堤防強化と河道改修で治水は可能と主張するも、開発局は無視。</p> <p>利水・・・水道水量と発電量は微々たるもので、ダムをつくってまで必要とするものではない。流水の正常な機能の維持については、ダムこそが正常な機能を失わせるものであると批判。</p> <p>環境・・・サクラマス保全が最大の焦点だが、開発局は魚類専門家会議を設置し、ダム建設後に魚道の効果を検証するという本末転倒の方針で進めるも、ダムありきの進め方が矛盾を露呈している。</p> <p>住民等の意見反映・・・私たちとの話し合いを拒否するなどして、ダムありきの考えを強引に押し進めてきた。流域委員会委員や魚類専門家会議委員の多くが直接・間接に開発局から資金を得て、委員会運営も開発局が行い、「開発局の、開発局による、開発局のためのダム建設」が行われたとすることができる。また、下川町でも、ダム問題は禁句状態となり、地方分権が大きな課題となっている中で、住民の自由な審議でダム問題が論議されていないことも、とりわけ大きな問題である。</p>	
団体名	北海道自然保護協会
代表者	佐藤 謙
連絡担当者	佐々木克之
住所	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 11 丁目加森ビル 6F
F 電 話	011-251-5465
F A X	011-251-5465
電子メール	info@nc-hokkaido.or.jp
ホームページ	http://www.nc-hokkaido.or.jp

中止を求める ダム事業	平取ダム
所在都道府県	北海道
事業者	北海道開発局室蘭開発建設部（国）
事業の概要・問題点	
<p>事業の概要：平取ダムは北海道沙流郡平取町の沙流川支流、額平川と宿主別川の合流点に2016年完成予定と公表されている。昭和57年沙流川総合開発事業は2ダム1事業として建設に着手、苫小牧東部工業開発の工業用水として平成9年1ダムのニ風谷ダムが完成したが、目的の苫東開発は道の時のアセスで凍結、ニ風谷ダム裁判では違法判決が出されている。平成14年沙流川水系河川整備計画が9回の流域委員会審議を経て治水対策として平取ダム建設と河道掘削が盛り込まれた。しかし平成18年の台風10号で当初の基本高水流量を上回り、ニ風谷ダム決壊の恐れが在るので高台に非難してくださいという不気味なサイレンとともに街中にアナウンスが流れる事態となった。そこで平成19年3月に計画変更が行われ平取ダムの洪水調節容量は2530万m^3から4380万m^3に利水容量は860万m^3から70万m^3に、堆砂容量は1190万m^3から130万m^3という恐ろしい机上数字でごろ合わせを行った。平成21年度現在、平取ダム建設のための取り替え道路を建設中である。</p> <p>治水の問題点：堆砂の激しいニ風谷ダムは急速に治水能力を失い、このままで行くと15年後には満砂となる可能性が在り、決壊など非常に危険なダムとなる。更に堆積した粒子の細かい泥土被害が既に深刻化している。地質上、ニ風谷ダムより堆砂が激しいと予測される平取ダムの見直し案では1190万m^3から極端に少ない130万m^3という考えられない堆砂量に変更され、現在その根拠を開発に問うているが明確な回答は今だにされていない。</p> <p>利水の問題点：見なおし案によりほとんどが治水容量に回されている。しかもニ風谷ダムでは堆砂の激しさと水質悪化により、農業用水は約束の水温の高い上層の水を取水できなくなり、低温と水質悪化により米の等級低下という米作農家は大きな打撃を受けている。さらに水質悪化で水道水として使用できないため地下水から取水している水道水が河床低下により枯渇してきたため、大晦日に断水という現実も起こっている。</p> <p>既に運用10年となるニ風谷ダムの建設目的として国が掲げたいずれもが、現実には正反対となっている事から見て、平取ダムの弊害と恐ろしさは明確である。</p>	
団体名	窓口：平取ダム反対連絡協議会（11団体）
代表者	代表者をおいていない
連絡担当者	前田菜穂子
住所	〒059-0641 北海道白老郡白老町虎杖浜421
電話	0144-87-3500
FAX	0144-87-3500
電子メール	kuma-n@h3.dion.ne.jp
ホームページ	なし

中止を求める ダム事業	成瀬ダム
所在都道府県	秋田県（東成瀬村）
事業者	国直轄
事業の概要・問題点	
<p>「減反が3分の1以上に及んでいるのに（今の）2倍のかんがい用水が必要」の背景</p> <p>「農業用水ダム」としてスタート ↓ ↓ ↓ 県営ダム規模（県支出、農家負担大きい） 当時の県知事「もっと安くならないか」 土地改良区「農家の合意、得られない」</p> <p>「皆瀬ダムと関連土地改良事業」から40年経過し、頭首工・用水路などの老朽化 土地改良区の本音「この改修事業を安く出来ないか」</p> <p>平鹿平野の一部で「水不足」傾向←（水の無駄使い構造あり） ↓ ↓ ↓ （実態としては）1.2倍程度の増水量で済む事業…「それでは国営事業にはならない」 ↓ ↓ ↓ 2倍水需要の「創出」（国営平鹿平野かんがい事業）</p> <p>土地改良区、関係自治体、県、農水省、建設省（当時）の連携←首長の野望、地元選出代議士の政治的意図（村岡兼造氏…国直轄ダム成瀬ダム・鳥海ダムに影響力行使） ↓ ↓ ↓ 多目的ダム・巨大ダムへ「成育された」成瀬ダム このことによって、「受益者負担」であるべき農家のダム負担が無くなり（秋田県の肩代わり）、農家からの事業合意が得られやすくなった 秋田県は全国一の人口減少率…水需要の減少という真実にはほおかぶり</p>	
団体名	成瀬ダムをストップさせる会
代表者	奥州光吉（おうしゅうこうきち）
連絡担当者	同上
住所	〒019-0513 秋田県横手市十文字植田字一つ屋71
電話	0182-44-5137
F A X	同上
電子メール	oshu@rnac.ne.jp
ホームページ	www.stop-narusedam.jp

中止を求める ダム事業の名称	胆沢ダム
所在都道府県・路線	岩手県（奥州市胆沢区）
事業者	国直轄事業
事業の概要・問題点	
<p>●事業の概要</p> <p>胆沢ダム建設事業は、国土交通省が岩手県奥州市に建設中の多目的ダムである。堤高は132mと北上川水系では最大規模で、総貯水容量1億4300万m³も東北屈指、堤体長723mは全国1位で、堤体積1350万m³は国内2位という巨大さである。</p> <p>2キロ上流には1953年完成の石淵ダムがあるが、石淵ダムは農業用ダムの側面が濃かったにもかかわらず期待されたほどの効果がえられず、治水機能も希薄であったため、胆沢ダム建設により農業用水のさらなる充実に加え、岩手県南部から宮城県にいたる北上川流域の洪水抑制への期待がもたれている。現在、事業費ベースの進捗率は約70%である。</p> <p>●問題点 費用対効果を分析したのか</p> <p>胆沢ダムの有効貯水容量1億3200万m³のうち、利水容量が8100万m³と6割を占めていることから、農業用水確保が最大の大義となるが、胆沢ダムの建設事業費は、当初予算1360億円が2440億円に膨張し、費用対効果に疑問がある。過去の干ばつによる被害と、胆沢ダム建設事業費を比べると、2440億円という予算を投じるに足る事業であるのか。</p> <p>東北の穀倉地帯は「日照りに不作なし」と呼ばれ、冬季の積雪を水源に、農家同士で水をやりくりする「番水制」を駆使し、干ばつを乗り切るのが古来からの手法であった。工期中に発掘された農業生活用水路「旧穴山堰」は、藩政時代の農家の血と汗の結晶であり、そうした史跡に象徴される水文化を消失させる胆沢ダムの必要性を問いたい。</p> <p>●ダムより河川改修を</p> <p>5100万m³という治水容量も、下流域の洪水抑制を担われているが、1948年のアイオン台風以降、北上川の洪水被害は減少傾向にあり、河川改修や避難啓もう活動に一定の効果が出ていること示している。森林の保水力維持に努め、堤防の強化や川床の掘り下げなどで対応できるのではないか。</p> <p>胆沢ダムの水源は、栗駒国定公園焼石岳をはじめ、栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域である。2000年に旧建設省が行ったBOD調査では、胆沢川の水質は東北1位、全国6位という「きれいな川」だ。胆沢川を清流たらしめているのは尿前（しとまえ）川が存在が大きいのが、胆沢ダムはその尿前川を分断し、「きれいな川」が失われることを危惧せずにいられない。</p>	
団体名	
代表者	
連絡担当者	奥州光吉
住所	〒〒019-0513 秋田県横手市十文字植田字一つ屋71
電話	0182-44-5137
F A X	0182-44-5137
電子メール	oshu@rnac.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	ハッ場ダム事業
所在都道府県	群馬県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>○ ハッ場ダムは首都圏の都市用水の確保と利根川の洪水調節を目的とするダムである。1952年に最初の構想が発表され、57年という経過がある。ダムサイト予定地には国の名勝・吾妻溪谷が、水没予定地には800年の歴史を誇る名湯・川原湯温泉があり、水没世帯は340戸（1979年当時）、道路建設等に伴う移転世帯数は470戸にのぼる。</p> <p>○ 川原湯温泉を核とした地元民によるダム反対闘争は1992年に収束したが、1994年に始まったダム関連工事が難航し、今世紀に入ってから計画が三度、変更され、工期の延長、事業費の増額が繰り返されてきた。</p> <p>○ ダム建設事業費はわが国最高額の4,600億円、その他、水源地域対策特別措置法による事業997億円、利根川・荒川水源地域対策基金事業249億円を加算すると6,000億円近くになるが、このうち、ダム本体の工事費は1割足らずであり、9割以上がそれ以外の関連事業の予算である。</p> <p>○ ハッ場ダムの必要性はすでに利水治水の両面で失われており、目的を失ったダムである。さらに、ハッ場ダムは美しい吾妻溪谷など、かけがえのない自然を喪失させ、貯水池周辺の各所で地すべりの危険性をつくり出すダムであるので、約10年前から下流都県でダム反対運動が展開されてきた。2004年には6都県それぞれに「ストップさせる会」がつくられ、6都県を被告として、ハッ場ダム事業からの撤退を求める住民訴訟が提起された。</p> <p>○ ハッ場あしたの会は2007年、前身のハッ場ダムを考える会の活動を継承発展させる目的で発足。「ハッ場ダム本体工事の中止」と「水没予定地域の再生」を目指して活動してきている。</p> <p>○ 2009年9月、前原誠司国土交通大臣はハッ場ダム事業の中止を明言し、ダム本体工事の中止を命令した。</p> <p>○ この中止言明に対してダム予定地から強い反発が出されている。今後はダムの中止に当たって、ダム予定地の人たちの生活を再建し、地域を再生させるため、最大限の取り組みがされなければならない。それは、不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上も苦しめてきた国と群馬県、さらに、ダム計画を後押ししてきた下流都県の責任の下に行われるべきものである。</p>	
団体名	ハッ場あしたの会
代表者	野田知佑、加藤登紀子、大熊孝、澤地久枝、永六輔、池田理代子
連絡担当者	渡辺洋子（事務局長）
住所	群馬県前橋市古市町419-23
電話	027-253-6706
F A X	027-253-6706
電子メール	info@yamba-net.org
ホームページ	http://www.yamba-net.org/

中止を求める ダム事業	霞ヶ浦導水事業
所在都道府県	茨城県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>事業の目的は3つ：1 水質浄化（霞ヶ浦の湖水 COD を 0.8mg/L 低減）2 既得用水の安定化 二水系間の河川水相互互換による渇水被害軽減 3 新規都市用水の確保（9.2m³/s）...</p> <p>事業の内容：直径 3.5～4.5m、全長 43km の地下トンネルで霞ヶ浦と那珂川を繋ぎ、すでに完成している利根導水路と併せて二水系間の河川水の相互互換を行う。</p> <p>進捗状況：利根川機場、那珂川機場、桜機場、立坑および導水路の 1/3 が完成している。 予算額 1900 億円の内約 1450 億円を支出済み</p> <p>事業採択に至る経緯</p> <p>1970 建設省広域利水調査を実施し那珂川を視野にいたした水資源開発計画を策定 1976 実施計画着手、1984 年 4 月建設着工 1993 一次計画変更事業費 1900 億円、工期 2000 年 2001 二次計画変更 工期 2010 年 霞ヶ浦導水を考える県民会議監査請求、住民訴訟棄却敗訴 茨城県事業計画変更を要望（最大取水量 8.7→5.2m³/s） 2002 三次計画変更 最大取水量 12.7→9.2m³/s、最大取水：第 1 機場 35→15、第 2 機場：12.7 →11m³/s、未施工区導水路内径 4.5→3.5m 2007 四次計画変更 工期 2015 年、国土交通省漁協の同意なしに取水口建設着工 2008 那珂川水系 7 漁協取水口建設差止仮処分申立、翌 2009 年 6 月本訴へ</p> <p>事業は不要：1 水質浄化効果がないことが茨城大教授の論文で明らかにされている 2. 両河川の流量季節変動が全く同じ傾向なので相互互換は不可能 3 茨城県新水のマスタープラン（2008）で 9.7m³/s の水余りが明らかになっており新規開発不要</p> <p>事業による負の影響</p> <p>日本一のアユが危ない 全国で唯一 1000 トンを超えるアユ漁獲量が取水による吸込みによる資源減少や流量低下による生産量低下で大きな打撃を受ける</p> <p>献上サケの危機 明治天皇に献上された由緒あるサケが 流量の低下や霞ヶ浦湖水の混入で生まれ故郷の那珂川に戻れなくなる危険性がある</p> <p>生物多様性が失われる 霞ヶ浦からの送水とともにブラックバス、カワヒバリ等外来生物が那珂川に運び込まれ大増殖、那珂川の在来種を絶滅に追いやる危険性がある</p> <p>数少ないヤマトシジミの産地、濁沼の環境破壊 那珂川河川水の逆流量低下で宍道湖や小川原と並ぶ濁沼にのヤマトシジミの漁獲量が低下</p>	
団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議
代表者	柏村忠志・浜田篤信
連絡担当者	浜田篤信
住所	〒319- 0122
電話	0299- 46- 0988
F A X	0299- 46- 0988
電子メール	kaseco@y5.dion.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	思川開発事業（南摩ダム）
所在都道府県	栃木県
事業者	独立行政法人 水資源機構
事業の概要・問題点	
<p>思川開発事業はいまから44年も昔の1964年に計画されながら未だに本体工事の着手に至らず、もはや時代遅れで必要性も希薄になってしまった「無駄な公共事業」です。</p> <p>事業の中核をなす「南摩ダム」は、水がめとしての地形には恵まれているものの、流域が12.4K㎡と小さく自前の水量は少なく計画水量のほとんどをよその川に依存する取水構造にあり、そのため、水を取られる川の流域に住む人たちの頑強な抵抗にさらされ、再三の事業見直しを重ねて当初のほぼ1/3の規模に縮小されて現在に至っています。この間長い時間がたち、利水環境は一変し、見直して取水条件も変わり、ダムありきのその場しのぎの事業目的変更で治水依存が高まったことなどが災いして、今は3つの基本的な問題を抱える欠陥ダムになっています。</p> <p>問題1. ダムが出来ても水は使われない。架空の水需要でダムに参加したことが原因。</p> <p>直近の事業見直しにおける栃木県の事業継続理由は、県南地域の地盤沈下対策としてダム水による代替水源が必要であるというものでした。しかし県南地域は良質な地下水に恵まれていてダム水を必要としていません。水需要は、県が一方向的に地下水規制を前提に必要な水量のアンケートを行いその数値を需要水量としたものであって、各市町が地下水の代替としてダム水が欲しいと要望したものではありません。</p> <p>そもそも栃木県南部の地盤沈下は、地下水利用の80%を占める農業用水と、16%を占める工業用水に起因するものであって、地下水利用の4%しか占めない水道用水のその一部をダム水に代替することが地盤沈下対策になるとの県の言い分は全くナンセンスです。</p> <p>現に、ダム水を使うまでもなく、地下水依存の工夫や揚水量の抑制対策などを実施したことで、地盤沈下はほとんど収まり、水位の上昇や地盤の復元傾向も見られるなど、地盤沈下鎮静化の状況が1998年以降今日まで続いています。つまり、ダムは必要ないのです。</p> <p>問題2. 南摩ダムは水収支が成立せず。利水者に対し約束の水量を提供することが出来ません。</p> <p>市民サイドによるダム運用計算によれば、貯水量5%以下の期間が、19年間のうち延べ日数で1567日にも及び、仮に40%の取水制限をしたとしても、その日数は630日に及びます。</p> <p>問題3. 南摩ダムは流域面積が12.4K㎡しかなく、治水効果は微々たるものに留まります。</p>	
団体名	思川開発事業を考える流域の会
代表者	_____
連絡担当者	伊藤 武晴
住所	〒323-0807 栃木県小山市城東2-10-22
電話	0285-23-8505
F A X	0285-22-5608
電子メール	team0101@beach.ocn.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	湯西川ダム
所在都道府県	栃木県日光市内・鬼怒川支流の湯西川
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>湯西川ダムの問題点</p> <p>1. 水没戸数・・・ 93戸、その他工事での移転は45戸。すべて移転済み。</p> <p>2. 洪水調節（鬼怒川および利根川本川下流の洪水対策）というが・・・ 実際は必要性の希薄なダム。1973年の工事实施基本計画の改訂では、鬼怒川水系の治水ダム計画は、五十里ダム、川俣ダム、川治ダムで完結することになっていた。それにも拘わらず、1980年の工事实施基本計画では新たな治水ダムとして湯西川ダムが追加された。湯西川ダムは治水上、屋上屋を重ねるように付加されたものであり、そもそも、必要性が希薄である。</p> <p>3. 都市用水（宇都宮市、茨城県、千葉県の水道用水と千葉県の工業用水）というが・・・ 他のダムと同じく水余りである。宇都宮市上水道の1日最大給水量の実績は、給水人口が微増している現状においても減少傾向にあり、今後給水人口が多少増えても1日最大給水量が現状より増えることはあり得ないが、市は現実と乖離した水道普及率や有収率の予測を行い、その誤った予測に基づいた架空の水需要を作り出している。</p> <p>4. 宇都宮市は92億円というダム建設にかかる負担金の他にも、取水口の工事費用、浄水場までの導水管敷設費、浄水場の拡張整備費などでさらに多額の費用が必要。</p> <p>2008年末、本体工事に着工。 2004年11月4日、ムダなダムをストップさせる栃木の会が発足 2004年11月9日、宇都宮地裁へ訴状提出し、裁判を闘ってきたが、09年1月28日の判決は、①ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認については却下、②その余の請求すなわち特ダム負担金、水特負担金及び基金負担金の支出差止め並びに既支出分の損害賠償請求については棄却、という原告にとって大変厳しい内容であった。 被告の主張そのままのような判決にはとうてい納得できないため、原告は直ちに東京高裁に控訴した。09年5月14日に控訴審第1回期日を迎える。</p>	
団体名	ムダなダムをストップさせる栃木の会
代表者	高橋 信正
連絡担当者	伊藤 武晴
住所	〒323-0807 栃木県小山市城東2-10-22
電話	0285-23-8505
F A X	0285-23-8505
電子メール	
ホームページ	

中止を求める ダム事業	設楽ダム建設事業
所在都道府県	愛知県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>● 事業の概要</p> <p>総貯留容量 9800 万m^3 の巨大な特定多目的ダムで、水道用水約 600 万m^3、かんがい用水約 700 万m^3、合計 1300 万m^3 の新規利水開発と、1900 万m^3 の洪水調節容量と 600 万m^3 の堆砂容量を持つ。利水容量の 65%（総貯留容量の 61%）を占める 6000 万m^3 の「流水の正常な機能の維持」（不特定）容量が占めるのが最大の特徴である。</p>	
<p>● 問題点</p> <p>必要とする根拠がない</p> <p>特定多目的ダム法に基づいた設楽ダムの法律上の根拠は、水道用水の新規水源開発分 600 であるが、これを必要とする根拠がない。豊川水系では、2003 年度末の豊川総合用水事業の完成によって、供給態勢は十分に整っており、新たな水源開発は必要性がない。少雨化により渇水年には供給不足となるとの国土交通省の主張は、少雨化という事実そのものに根拠がない。</p> <p>農業用水も、農地経営面積が減っており、新規の水源開発は不要である。かんがい用水の料金体系は、面積割となっており、現状では、農家に節水の動機付けが不十分であり、実際に垂れ流しの用水管理が仏に見受けられる。設楽ダムについて、かんがい用水の建設負担金を受益者が払わない前提で事業計画が進められてきた結果、建設事業が始まった現在でも、農家からの計画に対する承諾を得る手続きはなされていない（かんがい受益者が 10 分の 1 を負担すると規定している特定多目的ダム法に違反する）。</p> <p>洪水対策として設楽ダムは有効でなく、ダム抜きの豊川方式を全国の治水モデルに</p> <p>豊川流域面積の 9% しかない最上流域にダムを造ったとしても、豊川下流の水害を防止するには有効ではない。ダム建設に治水費用を投じるのではなく、上流の林野の保全管理、下流の河道整備、低地の市街地対策などに振り向ける方が、はるかに有効である。豊川下流域には、近世以前からの知恵が盛り込まれている、不連続堤・遊水地（霞）が 4 箇所、現在も存在しており、流域の総合治水を進めるモデルになりうる河川である。</p> <p>6000 万m^3 の「流水の正常な機能の維持」容量は本末転倒である</p> <p>根拠があきらかでない正常流量（牟呂松原頭首工地点で 5m^3/s）をもとに、巨大な不特定容量を流水の正常な機能の維持目的に掲げるダム計画は、本末転倒もはなはだしい。用水開発で流量が減ったり、瀬切れを起こしている川の区域の最小流量を確保するために、巨大ダムを建設することによって、ダム上流の清流や里山、森林の水没、水質悪化、土砂堆積、ダム下流の自然に富む河川の用水化、三河湾の汚濁を促進にわたる、大規模な環境破壊を行うことを許せない。</p> <p>川の流量を増やすには、かんがい用水の従量制導入など有効な節水対策を進め、雨水利用やため池、浅井戸などの利用の拡大によって、とりすぎている用水を川に戻すことによるべきである。</p>	
団体名	設楽ダムの建設中止を求める会
代表者	市野 和夫
連絡担当者	市野 和夫
住所	〒441- 1101 愛知県豊橋市賀茂町山屋敷 28- 1
電話	0532- 88- 4358
F A X	0532- 88- 4358
電子メール	Ichinok7@mx3.tees.ne.jp
ホームページ	http://no-dam.net/

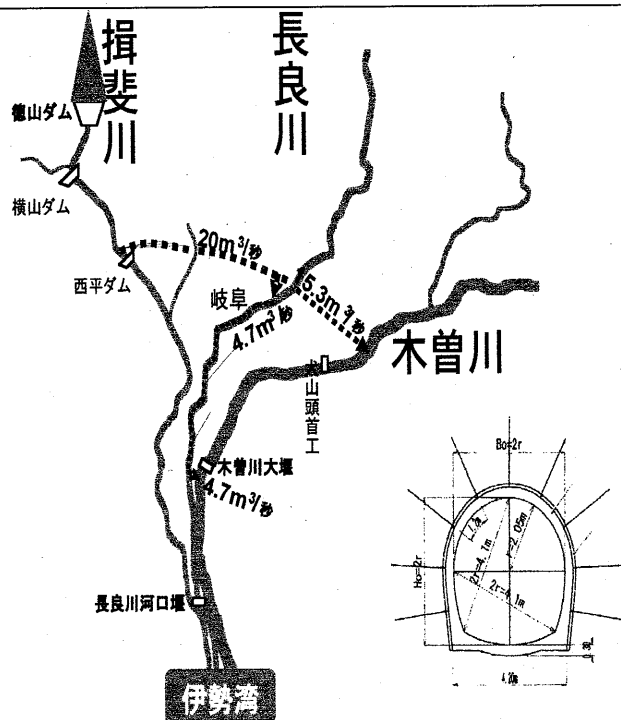
中止を求める ダム事業	木曽川水系連絡導水路
所在都道府県	岐阜県
事業者	国土交通省（2008年9月水資源機構に承継）

事業の概要・問題点

(概要)

徳山ダム（2008年5月運用開始）に貯めた水を渇水時の河川環境改善と愛知県・名古屋市の新規利水（都市用水）を目的として一部長良川を経由させて木曽川に導水しようとするもの。

事業費は890億円で2015年完成を目指し調査を実施し事業は動いているが、一般市民への事業説明がされていないことや長良川の河川環境（鮎や鵜飼への影響）を心配する市民の反発で着工は延びている。また、最大の事業費負担県である愛知県でも水需要が減る中「無駄に無駄を重ねる事業」として500名を超える県民による住民監査請求が本年3月に始まった。



(問題点)


本事業の最大目的である河川環境改善のための放流水は、徳山ダム建設事業が検討される際、名古屋市水道が「要らない」と返上した水利権分を充てたもので、「無駄な公共事業」を存続させるために無理やりに「作った目的」である。渇水時の環境改善の科学的根拠もいまだ明確な説明は無い。

とりわけ長良川を経由して流すという理解しがたい計画の背景には下流側に導水施設を作ることにより、使われていない・使う必要がない長良川河口堰の水利権を「活用」という狙いがあり、「無駄の無駄の上にさらに無駄」を重ねようとする国民不在の事業である。

現在、河村たかし氏が名古屋市長になり、中止を要望している。

団体名	長良川市民学習会（「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習会実行委員会）
代表者	粕谷 志郎
連絡担当者	武藤 仁
住所	〒500-8211 岐阜市日野東7-11-1
電話	090-1284-1298
FAX	058-242-3054
電子メール	mutohitoshi@yahoo.co.jp
ホームページ	http://dousui.org/

中止を求める ダム事業	丹生ダム建設事業
所在都道府県	滋賀県
事業者	水資源機構
事業の概要・問題点	
<p>事業の概要と経緯</p> <p>このダムは昭和47年に策定された琵琶湖総合開発計画において、治水を主目的とするダムとして計画され、その後、淀川下流部（大阪府・京都府・阪神水道）の「利水」や「異常洪水対策」がその目的に追加されて、総貯水量1億5000万m³の大型ダム計画となりました。しかし平成13年に始った淀川水系流域委員会の「提言」において本体着工への否定的な意見が強く表明される中で、近年の水需要の減少の影響を受けた上記3団体が平成16年に利水撤退を表明し、このダムによる水資源開発は昨年策定された淀川フルプランにおいて全面削除されるに至りました。このため、今年3月策定の淀川水系河川整備計画ではダム目的を変更し、高時川・姉川の治水と、淀川下流部等の異常洪水対策を主な目的としています。しかし国交省は変更後のダムの規模や型式などの詳細を、「検討中」として未だに明らかにしていません。</p> <p>問題点1 利水の全面撤退とダム計画の全面的な変更</p> <p>このダムの主目的の一つであった「利水」が、上記の通り全面撤退となり、淀川フルプランにおいて正式に確定していますが、元来「利水容量」はこのダム総貯水容量の4割を占めていたため、この利水撤退はダム規模の大幅な縮小など、計画の全面的な変更を余儀なくさせますが、上述のように国交省は設計変更の詳細を未だに明らかにしていません。</p> <p>問題点2 異常洪水対策容量は不要</p> <p>国交省は、昭和14年～16年に発生した淀川水系最大の洪水をベースにした「洪水シミュレーション」を行い、その結果、琵琶湖水位が「利用低水位」（BSL-1.5m）を下回ることを根拠に、このダムに数千万m³の異常洪水対策容量を設けるとしています。しかしこれについては流域委員会でも強い異論の出たところであり、敢えてこの容量を設けなくても、淀川下流部（大川など）での放流量調節などにより、琵琶湖水位を「利用低水位」まで低下させないことが充分可能であることは既に明らかです。また国交省のこの議論は琵琶湖開発で「補償対策水位」（BSL-2m）が設けられていることとも矛盾します。</p> <p>問題点3 治水は堤防強化で再検討すべき</p> <p>高時川・姉川の治水については、前知事（国松知事）の時代に滋賀県が複数の代替案を検討し、その結果「丹生ダム+河道改修」が最も有効としています。しかし流域委員会が指摘しているようにこの「河道改修」には「堤防強化」が含まれていません。また、この検討では丹生ダム建設を暗黙の前提としていた可能性も否定できませんから、ここはダム計画を一旦白紙に戻し、「堤防強化」などの新たな視点も含めて再検討すべきです。</p> <p>問題点4 貴重な自然と琵琶湖環境問題</p> <p>このダムの周辺地域にはイヌワンやツキノワグマも生息する豊かな自然が残されているだけでなく、冬期には豊富な積雪があり、この雪解け水が琵琶湖に大量の酸素を供給していると言われています。国交省はこれらの問題について「調査中」として、徒らに時間の引き延ばしを図っているようにも思われますが、この貴重な自然・環境に対しては「予防原則」を適用すべきです。</p> <p>※以上のことから私達は、このダム計画を一旦白紙に戻し、治水については堤防強化を中心とした河川対応と流域対応を検討すべきと考えます。</p>	
団体名	関西のダムと水道を考える会
代表者	野村 東洋夫
連絡担当者	(同上)
住所	〒567-0814 大阪府茨木市戸伏町4-14
電話	072-622-9116
F A X	(同上)
電子メール	nomtoyo@wing.ocn.ne.jp
ホームページ	無し

ダム事業の名称	天ヶ瀬ダム再開発事業	
所在都道府県	京都府	
事業者	国土交通省近畿地方整備局	
事業の概要・問題点		
● 事業の概要	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダム再開発事業とは、利水、発電、流域治水、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減対策を理由に430億円（当初は330億円）をかけて巨大放水路トンネル（右の写真・出口直径26m）をダム左岸に建設するものである。 天ヶ瀬ダムの現行の最大放流量は、中央のゲート3門より約900t/sである。事業は豪雨に対する治水対策（“前期放流”）でダムより1140t/sを放流（山科川上流点で1500t/sに。三川合流地点で2200t/sの計画）、後期放流（琵琶湖対策）で1500t/sにするため600t/sを追加放流できるトンネルを建設する事業である。 </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center;"> <p style="font-size: small;">写真：出口部（建設中）完成イメージ</p>  </div> </div>	
● 問題点	下流住民にとって危険、景観・環境破壊、負担増の無駄な公共事業である。	
	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムは、多目的ダムであるが利水・発電にはダム水位を高くしておく必要があり、治水対策には低くしておくもので矛盾するものである。建設当時の市長は、「あくまでも治水ダムに徹してもらいたい。」と要望。昭和28年に宇治川堤防が決壊し甚大な被害を経験している市長としては当然の要望と言える。 整備局の方針は、「戦後最大の洪水に対応する。宇治川は1100t/sで可能。」と提言している。しかし通常操作による現行の天ヶ瀬ダムの放流量は900t/s毎秒であるが、現行ダムの最大放流能力は1100t/sもあり、他の施設の活用も含めれば現行ダムで計画洪水への対応は可能である。 琵琶湖の浸水被害治水対策は、約1兆9千億円の巨費を投じ平成7年に完成した琵琶湖総合開発事業により激減している。基本的には現地に対応できる。したがって1500t/s放流の必要性緊急性はない。 利水では、「新規水道用水の供給のために0.6t/sの増が必要」と計画。しかしすでに1975年より現行ダムで増量されていて何の支障もない。人口減、給水量減からみて必要のないもの。事業に参画することで利水だけで38億円を京都府が負担することになり、水道料金の値上げに連動していくことになる。 天ヶ瀬ダムは、断層や軟弱な地質の条件の上に存在し今でも危険である。再開発による巨大放水路トンネルの建設で、さらに危険性を増幅させることになる。 脆弱な宇治川堤防は、国交省の調査でも26kmのうち22kmで安全度が低いと報告されている。にもかかわらず、堤防強化は、10年間で3.4kmの対策しかされない。工法は他の河川と同じ。これで重要水防箇所を多数抱え、全国にも例のない2週間もの長期高水位放流（人口洪水）に耐えられるのか疑問。 景観の重文に指定された宇治川の景観保全是重要な課題である。すでにこの間の河川工事により宇治川の景観、環境は破壊されている。今回の計画を強行しようとするればさらに破壊が進むことになる。 現在発生している放流時の低周波音の対策もできていない。他多数の問題あり。 何よりも法定協議会である流域委員会も再開発事業の見直し再検討の最終答申を行っている。この答申を無視して進める近畿地方整備局のやり方は、法違反であり再検討されるべきである。 	
団体名	宇治・防災を考える市民の会	
代表者	代表者 志岐 常正（京都大学名誉教授）	
連絡担当者	事務局長 紺谷 吉弘	
住所	〒611-0021 宇治市宇治下居4-7 京建労宇治支部内	
電話	0774-24-2223	
FAX		
電子メール	beambecl@yahoo.co.jp	
ホームページ		

中止を求める ダム事業	大戸川ダム
所在都道府県	滋賀県
事業者	国土交通省(近畿地方整備局)
事業の概要・問題点	
<p>淀川水系には4つの新規ダム計画と1つの既存ダムの再開発事業がある。大戸川(だいどがわ)ダムは新規ダムのひとつで、淀川の3支流(桂川、宇治川、木津川)のうちの琵琶湖直下流の宇治川に合流する左支流の焼き物のタヌキで知られた信楽(しがらき)近くに計画されている。利水は大阪府・京都府・大津市が日量4.4万立米の上水を予定していたが、いずれも撤退を表明し、発電も撤退した。国交省はこのダムを桂川水系の日吉ダムの「利水容量の振替」に使うとして計画の存続を図ったが、結局、2005年7月に、全利水者の撤退が見込まれ、また桂川と木津川の狭窄部を残したままのダムによる治水効果は小さいとして、ダム計画は当面実施せずとした。</p> <p>しかし、淀川水系流域委員会の先駆的動きが、霞ヶ関から睨まれることになり、委員会は委員任期が終わる07年1月末で休止させられた。07年8月に第3次の委員会として再開されたが(委員の選任方法が整備局単独決定に変わった)、その直後に委員会に検討を課せられた淀川水系河川整備計画原案には、大戸川ダムが、大戸川の戦後最大洪水による浸水被害を軽減できるとして治水専用の穴あきダム(洪水調節容量2190万立米)として復活していた。</p> <p>流域委員会は08年4月に上記原案に対する意見をまとめ、「原案を見直し、再提示するよう」求めている。その理由は、委員会と整備局が積み重ねた議論の成果である「整備計画基礎案」とこの原案がかけ離れたものであったからである。その後、整備局は「委員会の意見はすでに十分聴取した」として委員会の審議を露骨な姿勢で突然打ち切り、08年6月に整備計画原案を計画案として公表した。なお、開催経費を打ち切られた委員会は、その後手弁当で淀川水系河川整備計画策定に関する意見書をまとめている。</p> <p>この委員会の過程で、桂川の河道拡幅による淀川本川の水位上昇に対して、大戸川ダムによる水位低減効果が水位にして10数cmしかなく、淀川本川の洪水軽減に対する効果がないことが明らかになり、さらに大阪府・滋賀県・京都府・三重県の4知事が大戸川ダム不要論を声高に公表するなど、大戸川ダム計画自体は追いつめられている。</p> <p>なお、ダム周辺の住民移転は終わり、付け替え道路工事が半ばまで進んでおり、隣接する第2名神高速道路工事から出た膨大なトンネル掘削ズリがダム湖予定地に積み上げられている。</p>	
団体名	(社)大阪自然環境保全協会
代表者	高田直俊
連絡担当者	高田直俊
住所	563-0031 大阪府池田市天神2-1-17
電話	072-761-9246
F A X	072-761-9246
電子メール	takada-n@r8.dion.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	吉野川第十堰改築事業
所在都道府県	徳島県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>【第十堰改築事業とは？】</p> <p>吉野川の河口から15キロのところに、地元産の青石と松杭で作られた古い堰がある。250年以上も前の江戸時代に建造され、旧第十村にあったので第十堰と呼ばれている。</p> <p>第十堰改築事業というのは、この堰を取り壊し、新しく1.2キロ下流に巨大な鉄のゲートをもったコンクリート可動堰を造ろうというものである。事業費1030億円の国土交通省の直轄事業である。その目的は治水と利水である。150年に1度の洪水対策と新たな水源開発だが、実際は水が余っていたためまず利水目的が撤回された。また第十堰は建造以来、水害をもたらしたことは一度もなく、住民から撤去の要望が出たこともなかったため、治水目的の方も当初から疑問視されていた。</p> <p>【徳島市の住民投票】</p> <p>徳島市は吉野川の河口にある人口26万の地方都市である。かつては全国一の藍の集散地として栄えた。この徳島市で2000年1月23日、可動堰計画の是非を問う住民投票が行われた。投票者の9割が反対。徳島市は可動堰の建設予定地であり、この事業の最大の受益地である。つまり事業とのかかわりをもっとも大きい町で圧倒的な反対の民意が出た。住民投票で国の公共事業の是非が問われたのはこれが初めてである。河川事業の是非が問われたのも、それが事業の受益地で行われたのも初めてだし、県庁所在地のような大きな町で行われたのも初めての出来事だった。とうとう国はこの計画を「白紙」に戻すと表明し、公共事業見直しが全国で始まっていく大きなきっかけとなった。</p> <p>【第十堰の議論を棚上げにしたまま・・・】</p> <p>この後、第十堰改築事業は「白紙」のままである。今年8月末、吉野川水系河川整備計画が策定されたが、これまで国が治水上もっとも危険としてきた第十堰については、議論を棚上げしたままである。また、この整備計画の議論については、住民と学識者と市町村長から別々に意見を聴くという3部会方式をとり、民主的かつ科学的な議論ができておらず、住民意見の反映が困難と言わざるを得ない状況となっている。</p>	
団体名	NPO 法人吉野川みんなの会
代表者	豊岡和美
連絡担当者	吉川真紀
住所	〒779-3101 徳島市国府町佐野塚字出口5-7
電話	088-612-9200
F A X	088-612-9200
電子メール	office@daiju.ne.jp
ホームページ	http://www.daiju.ne.jp

中止を求める ダム事業	山鳥坂（やまとさか）ダム
所在都道府県	愛媛県 肱川水系
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>2004年5月肱川水系河川整備計画に、山鳥坂ダムが治水単独ダムとして位置付けられ、与党三党の公共事業見直しにより、宙に浮いた形になっていた山鳥坂ダムの建設の方向が確認された。</p> <p>このダムは、もともと分水と治水の多目的ダムとして計画されたが、流域からはその治水効果と分水が問題にされ、受益地からはそのコストと分水量が問題とされた。その結果流域の中心自治体である旧大洲市では、有権者約三万人の中で市民団体が二万二千人の署名を集め、肱川漁協は一万六千の署名を集め市議会に提出する。これを、市議会は全会一致で受け入れる。</p> <p>ところが、公共事業の見直しが行われるや、これを覆すため建設省や県の必死の画策が始まる。まず、知事は、『洪水問題が起きた時、国・県の怠慢とは言わないでほしい。それを覚悟の上で工事中止を求めたと理解したい。』と発言する。そして、分水量が削減された新たな計画が提案される。</p> <p>ところが、受益地から分水コストが高すぎると新たな計画が拒否される。</p> <p>次に舞台は、新河川法が適用される、治水単独ダムの位置づけへ移る。</p> <p>まず河川整備基本方針の策定、これを決定する小委員会で戦後最大の洪水とされていた1945年9月の洪水の雨量が測定されていなかったことが明らかになる。これは、ダムを造るためにデータを捏造していたことになる。次に整備計画を決定する流域委員会、住民参加で行うことが明らかになっていたが、直前に変更され住民参加は否定される。これにより肱川流域委員会は、ダム審議会以下の委員会にされてしまう。</p> <p>次に、環境アセスが行われた。クマタカをはじめ貴重な動植物の生息が確認されたが、環境アセスも『ダムありき』で進められ、山鳥坂や肱川の豊かな自然が失われる。</p> <p>肱川の治水は、新たなダム建設なしで十分可能である。データをねつ造し、住民の声を否定して『ダムありき』で進められる山鳥坂ダムは、さらに肱川を破壊する。</p>	
団体名	大洲市の住民投票を実現する会
代表者	玉岡政廣
連絡担当者	有友正本
住所	〒795-0082 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496
電話	0893-25-5805
FAX	0893-25-5805
電子メール	ari@snow.odn.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	鹿野川ダム改造事業のうちのトンネル洪水吐の新設
所在都道府県	愛媛県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>●事業の概要</p> <p>鹿野川ダムは愛媛県南部を流れる肱川本川に1959年に建設された総貯水容量4820万トンのダムである。治水・発電のダムであったが、平成16年(2004年)の肱川河川整備計画の策定にともない、このダムの改造が行われることになった。改造事業の内容は、貯水池容量の振り替えによる治水・不特定(環境)容量の増強と、トンネル洪水吐、選択取水設備の新設、ゲートの改造等である。総事業費は420億円。ゲートの改造については、昨年度天端道路の架け替えを完了し、ことし11月1日よりゲート改良工事に着手する予定である。</p> <p>●問題点</p> <p>全国に例のない巨大トンネル洪水吐が、肱川や長浜の海の環境に及ぼす悪影響は計り知れない。</p> <p>情報開示請求をして開示された資料によると、トンネルは肱川右岸ダム軸上流約140mのダムの底EL53mに呑口を建設し、地山を通してダム軸下流約160mに吐口を建設する。大きさは平成18年度報告によるとトンネル内流速8m/sにするには直径13.8m必要とあるが、19-20年度報告ではトンネルの縮小をはかり直径11.5m、流速10-12.5m/sにするという。トンネルを設置する高さは、堆砂容量の中である。トンネルの流量は1000m³/s放流可能。また報告書では、トンネルからの放流が溜まっているヘドロを巻き上げる、急激に水位を下げることによって、現在でも監視体制にあるダム周辺の地すべりがどうなるか等問題ありとされている。鹿野川ダムはダム完成湛水後大がかりな地すべりが起きている。</p> <p>真に肱川流域の安全安心の為には、山鳥坂ダムや鹿野川ダムのトンネル洪水吐ではなく、河道の掘削(今の整備計画では行わないとしている)、堤防の建設、鹿野川ダムの操作規則の再検討等を考えることが、今早急に求められる重要な対策である。</p> <p>鹿野川ダムのトンネル洪水吐建設は、住民には一切知らせないで進められている。</p> <p>平成16年肱川河川整備計画策定時には計画として、山鳥坂ダム建設、鹿野川ダム改造、堤防建設等が説明されただけである。住民は、改造と言うのは何か良いことになるのだろうと言うくらいの認識であった。鹿野川ダム改造事業は、平成18年度の新規事業になっているが、住民への説明は全然ない。山鳥坂ダム工事事務所のホームページの「事業概要」の「鹿野川ダム改造事業」には内容はない。知らなければ見つけられない所に簡単な図があるが、トンネルの大きさも設置する高さも数字はない。平成20年7月「山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会」において、委員長がトンネルの大きさを聞き、13.8mと言う国交省の答えに、「大きいですねえ」と驚いた。(この部分は議事録には記載されていない。)彼は流域委員会の委員長であり鹿野川ダム改造を決めた学識経験者である。鹿野川ダム改造事業説明会で、聞こうとした住民に「洪水吐については説明を控えたい」と言った等等。住民はトンネルについて何も知らないので抵抗もない。問題なく建設できる状態がつくられている。</p> <p>鹿野川ダムトンネル洪水吐建設の中止を強く要請する。</p>	
団体名	肱川・水と緑の会
代表者	池田亀菊
連絡担当者	池田亀菊
住所	〒795-0012 愛媛県大洲市大洲306-4
電話	0893-24-0287
FAX	0893-24-0287
電子メール	k-iked@shikoku.ne.jp
ホームページ	http://www.hijikawa.com 山鳥坂ダム建設の中止をもとめるHP

中止を求める ダム事業	川辺川ダム計画
所在都道府県	熊本県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>事業の概要</p> <p>川辺川とは熊本県南部を流れる球磨川最大の支流で、九州脊梁山地に端を發し、五木村、相良村を南流し、人吉市の境に近い相良村柳瀬で本流球磨川に合流する、流域面積533km²流路長61Kmの川である。</p> <p>■川辺川ダム計画</p> <p>川辺川ダムは五木村頭地のすぐ下流、相良村四浦の溪谷に計画されたダムである。人吉球磨地方には、1963年、1964年、1965年と三年続いて豪雨による被害が起こった。特に1965年の水害は人吉市その他球磨川流域に昭和年代最悪の被害を生ぜしめた。其の為、国は1966年治水目的でダム計画を發表し、後に多目的ダムとして計画を変更發表した。総貯水量1億3300万m³、水没面積391hr、本体の高さ107.5m、堤の長さ274mのアーチ式コンクリートダムである。</p> <p>■川辺川ダム計画の問題点</p> <p>人吉市民及び流域住民は1965年水害について、球磨川本流上流部にある市房ダムの放流が被害の最大の原因であるとして、ダム治水には大きな不信とダム反対の気持ちを持っている。その他ダムの水による農業利水問題、球磨川流域の協同漁業権の問題、流域の治水の問題、ダムによる環境破壊、五木村の振興、ダムの費用対効果等の財政問題などが川辺川ダムの持つ根本的問題としてあげられる。</p> <p>■ 諸問題と住民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業利水問題- - 対象農家が事業計画への異議申立を国が拒否したことに對して利水裁判を起し2003年5月6日農民勝訴の結果、農水省は計画から撤退している。 ・ 漁業権の問題- - 国による漁業補償交渉の申出を漁民側が拒止したため、国が起した漁業権の強制収用申請は2005年8月事実上却下となった。 ・ 環境問題、治水問題- - 2001年12月に始まった住民討論集會に於、国及び住民双方からの主張及び討論を行ったが、住民が納得する説明を国交省が果たしたとは言えず、現在住民側は独自の治水案を發表し、又国交省の基本高水を基とした治水についてはこれを拒否する意向を示している。 ・ 住民運動と今後行うこと <p>流域住民他県内からはダム反対の運動とこれを支援する動きが活発で、其の結果が相良村長、人吉市長のダム反対の表明であり2008年9月11日熊本県知事の川辺川ダム計画の白紙撤回要望の表明となった。現在、この知事表明は県下で85%以上の人々が指示している。この結果から川辺川ダムを全国のモデルケースとして、ダム中止をスタートさせることを切望する。</p>	
団体名	子守唄の里、五木を育む清流川辺川を守る県民の会
代表者	中島 康
連絡担当者	同上
住所	860-0073 熊本県熊本市島崎 4-5-13
電話	096-324-5762
F A X	096-354-2966
電子メール	
ホームページ	http://kawabegawa.jp/

中止を求める ダム事業	渡良瀬遊水池の大規模掘削事業
所在都道府県	栃木県、茨城県、埼玉県、群馬県
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>1990年に「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ事業」(第二貯水池造成)計画が出され、治水・利水を目的として1,140万㎡の貯水容量を確保する大規模掘削が進められることになった。この計画は、10年におよぶ「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」の反対運動で、2002年に中止が決まった。</p> <p>ところが、2003年に第二貯水池計画のうち、治水目的500万㎡の掘削を復活させる計画が浮上してきた。掘削の対象は、遊水池の3つの調節池のうちの第二調節池で、もしこの大規模掘削が行われれば、野鳥、植物等で自然の宝庫である広大なヨシ原の生態系は、大きな打撃を受けることになる。</p> <p>渡良瀬遊水池は、もともと洪水調節を目的につくられたもので、17,180万㎡の洪水調節容量がすでに確保されている。500万㎡の掘削は、わずか3%増加させるに過ぎず、この計画の必要性は希薄である。</p> <p>国の計算では、増加する500万㎡が必要となるのは、200年に1度の洪水がきた時だけである。現在、遊水池に流れ込む3つの河川の河道の整備状況は、5年～20年に1度の洪水に対応できるかどうかの段階にある。遊水池に500万㎡を増強しても、それが役立つ前に周辺河川が氾濫してしまう。</p> <p>治水対策は、周辺河川の河道整備に力を入れるべきで、遊水池の500万㎡の掘削に巨額の公費を投じるのは誤った選択である。</p> <p>一方で、国土交通省は、環境保全・再生を目指した掘削の方法を検討するというので、2002年に「渡良瀬遊水池湿地保全・再生検討委員会」を設立し、実験池をつくり、湿地再生試験を進めている。</p> <p>しかし、大規模な掘削と湿地再生を両立させることは困難であり、大規模掘削で遊水池の生態系の破壊が進むことは必至である。必要性の希薄な治水目的の大規模掘削計画を白紙にして、湿地再生のみを目的とした遊水池の保全再生計画を策定すべきである。</p>	
団体名	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
代表者	高松健比古
連絡担当者	猿山 弘子
住所	〒328-0035 栃木県栃木市片柳町4-16-1
電話	0282-23-1078
FAX	0282-23-1078
電子メール	watarase@cc9.ne.jp
ホームページ	http://www.watarase-kyougikai.org

中止を求める ダム事業	稲戸井調整池
所在都道府県	茨城県守谷市～取手市地先
事業者	国土交通省
事業の概要・問題点	
<p>● 事業の概要</p> <p>国土交通省は200年に一度降るか降らないかの大雨を想定し、洪水を防ぐとして調整池化事業を進めている。</p> <p>事業の概要は全体面積、約4.48k㎡を越流施設を配した囲繞堤で囲む。囲繞堤内部は現況地盤高(YP+8.0m)から約5m程度、面積2.4k㎡を掘削予定としている。</p> <p>現況治水容量1,800万㎡から3,000万㎡へと増やす計画である。</p> <p>越流施設を配した囲繞堤の工事は完成し、排水路の付け替え工事もかなり進んでいる。試験掘削も始まった。25年度完成の予定としている。現在進められている事業は、平成18年2月に新たに決定された「利根川水系基本計画」の高水設定に基づいているがこの高水設定に疑問を持つ研究者が多い。</p> <p>● 問題点</p> <p>稲戸井調整池の予定地は利根川の守谷市から取手市にまたがる河川敷でもともと稲戸井遊水地と呼ばれ、大雨が降れば遊水池になり、晴天が続けば陸地になるところである。</p> <p>湿地性の植生が豊かで、タコノアシ、ミゾコウジュなどの希少植物がある。美しいマユミの林もあり市民の憩いの場となっている。ワシ、タカ類の餌場にもなっている。これは多数の小動物の生息地であることを示す。調整池が完成し、運用が始まれば、10年に1度くらいしか囲繞堤内に水は入らないので、現在の植生、生物相に多大な悪影響をおよぼすと推察できる。</p> <p>稲戸井遊水地は遊水地のままで何ら差し支えもない。「調整池」ではなく「遊水地」のままでの活用を望む。</p>	
団体名	利根川の水と自然を守る取手連絡会
代表者	近藤欣子
連絡担当者	同上
住所	〒302-0001 取手市小文間 5160-52
電話	0297-74-7263
F A X	同上
電子メール	hanamaku@marble.ocn.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	当別ダム建設事業
所在都道府	北海道石狩郡当別町字青山十万坪地先
事業者	北海道
事業の概要・問題点	
<p>当別ダムは、石狩川水系当別川に建設される総貯水容量 7,450 万 m³の多目的ダムであり、事業目的は洪水調節、灌漑用水、水道用水、流水の正常な機能の維持とされている。</p> <p>1980年に北海道が事業着手し、2012年度完成予定であるが、北海道が予備調査を行ったのは、1970年にさかのぼり、計画からすでに 38 年が経過している。1992年に札幌市、小樽市、石狩市、当別町に水道用水を供給することも目的とされ北海道と上記各自治体により石狩西部広域水道企業団が設立された。</p> <p>総事業費は 684 億円となっているが、ダム建設に伴う国営灌漑排水事業の 187 億円、水道広域化施設整備事業の約 600 億円を含めると 1,400 億円を超える巨大公共事業である。</p> <p>当別ダムは北海道に残された最後の大型公共事業といわれている。そして利権も絡むという。高橋北海道知事は、知事権限により指名停止業者まで参加させて入札を強行した。そして、2008年8月、知事は多くの道民の疑問の声をまったく無視し、当別ダム本体工事を着工させた。</p> <p>しかし、まだ、あきらめることはできない。私たちは、札幌市、石狩市、当別町の市民団体 8 団体で、当別ダムの休止を求め活動をすすめている。</p> <p><問題点></p> <p>治水：当別川の基本高水流量が過大に設定されていて、ダムをつくる根拠になっている。</p> <p>利水：石狩西部広域水道企業団に参画している各受水自治体（札幌市、小樽市、石狩市、当別町）は、過大な人口予測に基づき水需予測を行っており、水需要の見通しと実績が乖離している。2007年に実施された石狩西部広域水道企業団の事業再評価委員会で、受水量は計画当初 225,700 m³/日から 77,800 m³/日へと約三分の一に大幅減量となることが明らかとなり、当別ダムの必要性に疑問を残した。どこの自治体も深刻な水不足は起きていない。水は余っている。</p>	
団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会
代表者	安藤加代子
連絡担当者	安藤加代子
住所	〒002-8071 札幌市北区あいの里 1 条 6 丁目 3- 1- 1002
電話	011- 778- 6855
F A X	011- 778- 6855
電子メール	Kayo0727@hotmail.co.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	最上小国川ダム建設事業
所在都道府県	山形県 最上川 支流。
事業者	山形県
事業の概要・問題点	
<p>最上小国川は山形県を貫く最上川水系の主要な支流の中で、唯一流域にダムが建設されていない河川である。このため古くからの手付かずの自然が多く残され、特に水産資源においては山形県有数のアユ遡上河川として知られ、年間平均で推定 100 万匹のアユが遡上する。この為アユ釣りを生業とする漁師の他、年間 3 万人に及ぶ釣り客が流域を訪れる。現在年間 8 回もの友鮎釣りの全国大会がおこなわれている。流域の温泉街、「赤倉温泉」「瀬見温泉」は、鮎釣り客でにぎわい経済を育んでいる。流域の鮎漁などを中心に営む「小国川漁協」は 1300 名の組合員がおり、健在。鮎を求めて 1 ターンをし、現在も鮎釣りガイドや漁協関連の仕事のみで生計をたてている方がいるほどである。</p> <p>この上流部、赤倉温泉地域の治水対策を目的に 1995 年（平成 7 年）より「最上小国川ダム建設事業」として実施計画調査が開始され、治水策をめぐり、流域委員会は、ダム推進論のみのメンバー構成で固められ、それを受けた形で 2007 年 12 月、当時の斉藤山形県知事が、「穴あきダム」計画推進を表明した経緯がある。</p> <p>反対運動としては、ダム建設によってアユ遡上への影響を憂慮する最上小国川漁協（組合員 1,300 名）はダム建設に反対を表明し、現在にわたる強固な反対運動を展開。環境 NGO ウォーターワッチネットワークが、「最上小国川の真の治水を考える会」を 2004 年に立ち上げ、それを支援しながら「真の治水」を問う反対運動を展開している。</p> <p>東北に残る日本有数の天然河川、「小国川を守ろう」と、2006 年から菅直人民主党代表代行をはじめ、天野礼子氏、今本博健氏、大熊孝氏、五十嵐敬喜氏、矢上雅義氏などを、流域の現地視察に招き、「真の治水」を叶える代替プランを作成するなどの運動を展開している。</p> <p>その後、国土研の詳細にわたる流域調査により赤倉温泉地域の河川流域河床の堆積の土砂の除去や、温泉を維持するための堰堤の改良などによる代替プランが発表されている。約 100 億円の予算規模といわれている最上小国川ダム（穴あきダム）の効果はほとんど赤倉温泉地域の治水にしか役に立たないことは明らかになってきている。また、本来河道だったところへ旅館がせり出している箇所もあり、老朽化した旅館群を考えれば、ダム治水よりも流域の嵩上げ、河床土砂除去、河道確保などを考慮した流域温泉地域全体の改修やまちづくりをおこなうことが、「持続可能な流域のまちづくり」に貢献する「真の治水」であると考えている。</p> <p>過大な基本高水流量、河床掘削不可能といいはる県の姿勢だが、情報の多くに欺瞞があり、ダムに依らない治水が可能であると考え運動を展開中である。</p>	
団体名	最上小国川の真の治水を考える会
代表者	押切喜作
連絡担当者	草島進一
住所	〒997-0837 山形県鶴岡市道田町 21-29
電話	0235-28-3338
F A X	0235-28-3338
電子メール	Stern8@mac.com
ホームページ	http://www.ogunigawa.org

中止を求める ダム事業	奥胎内ダム
所在都道府県	新潟県
事業者	新潟県
事業の概要・問題点	
<p>● 事業の概要</p> <p>奥胎内ダムは、磐梯朝日国立公園内の藤十郎山(1332m)より胎内市笹口浜で日本海に注ぐ流路延長 39.1 k m、流域面積 143.4 km²の 2 級河川胎内川の上流部、国立公園第一種特別地域内に計画された多目的ダムである。総貯水量 1000 万 m³、有効貯水量 770 万 m³、堤高 82m、堤頂長 189.9m、重力式コンクリートダム、集水面積 32.4 km²、湛水面積 0.48 km²、堆砂量(100 年) 230 万 m³、平成 2 年より工事用道路・トンネル・橋の工事着工。平成 1 6 年～2 1 年本体掘削流面保護工。平成 2 1 年～コンクリート打設・基礎工事の予定だが、9 月末現在でまだ掘削中。予算ベースで 4 9 %の進捗率とのこと。しかし、政権交代の後急ピッチで工事を進めている。(ここ数年 1 日数台のダンプが 1 0 台位に激増、例年 1 2 月から 5 月までは積雪の為工事は中断する。)</p> <p>● 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内第一種特別地域は国民には何一つ改変することを許さず、景観を保護すべきとしながら、行政が計画した工事は大規模改変破壊がまかり通っていること。 ・ 費用対効果も河川改修案を意図的に過大に見積り、着工後に事業費が大幅に殖えて行くなど民間では考えられない無責任ぶりである。他の新潟県営の既設ダムもほとんどが最終的には 2～3 倍に増えている。このダムも B/C は 1 以下の筈である。 ・ 1967 年の羽越水害は、櫛形山の幼若人工林の崩壊による土石流災害であって、すでに多数の治山ダムと胎内川ダム(建設当初は治水ダムと称していた)も完成し、堤防余裕高も特別に 2 m もある。過大な県の雨量流量計算を認めたとしても奥胎内ダムの豊川橋基準点に於ける水位低減効果は 1 5 c m でしかない。奥胎内ダムを計画した理由とされる 1978 年、81 年の大雨による堤防決壊は上流ダム群による土砂供給阻害による河床低下と設計ミスによる欠陥護岸によるものであって、すでに改修工事は終わっている。胎内川ダム完成後一定量放流に至った洪水は一度も無かった。治水にはこのダムは全く不要である。その上、利水容量を胎内川ダムに移し替える為胎内川ダムの夏期洪水期の水位は現在より 180 c m 上昇することになる。もしもゲートの無い奥胎内ダムが五十嵐川の大谷ダムのように計算通りに調節効果を果たせなかった時には、現在よりも危険になる筈である。(県は本当はそれでも安全と認識しているのではないか) ・ 旧黒川村が必要と称した日量 1500 トンの水道水の水利権も、漏水率の高い老朽施設の修理を優先すべきであった。又、観光開発による将来の需要増大の予測もホテル閉鎖等ですでに破綻している。その上、中条町と合併し全く不要となった筈である。以上の理由で奥胎内ダムは全く不要で、国と県の税金の無駄遣い、環境、景観の破壊以外の何ものでも無い。補助金の支出は不当である。 	
団体名	奥胎内ダムを考える会
代表者	三橋允子
連絡担当者	三橋允子
住所	新潟市西蒲区鱸 1 7 6
電話	025-266-9623 夜 0256-88-2290
F A X	025-231-1358
電子メール	

中止を求める ダム事業	静岡県太田川ダム
所在都道府県	静岡県
事業者	静岡県
事業の概要・問題点	
<p>このダムは今年6月に試験湛水をほぼ終了し、7月から運用を開始しているが、安全面に以下の問題があり、湛水をやめ、不必要な利水事業を中止することを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中左岸下流の斜面に4回にわたって最大累積値水平、垂直300mmの岩盤クリープをおこし、4億7000万円の想定外の費用をかけて最長40mのアンカー437本を打込んだが、変位はまだ完全に終熄していない。 2. 40億円の予算で開発製造する予定であった原石山産骨材が不良で外部コンクリートに使用できないことがわかり、想定外の費用をかけて天竜川産の骨材を導入せざるをえなくなった。 3. H20年3月に完成した重力式コンクリートダム躯体の上流面、下流面に合計358カ所にクラックが発生した。最大幅は2.7mm、総延長604m（幅0.2mm以上だけで）、深さ最大3.5~4.0mのものがある。修理を要する0.2mm以上のクラック40本を昨年10月の湛水試験開始前に補修したが、今年1月の調査で新たに修復を要するクラックが39見ついている。ヒビ割れはまだ進行中と考えざるをえない。多くの施工つぎめ（打設面）を貫き、最長29mに達する長大な縦クラック、また不規則な斜クラックがこれほど多数発生したダムは全国でも稀である。 4. 昨年10月16日に試験湛水が開始されて以来、このダムは季節の寒暑を問わず、水位の急な上昇期以外では一貫して上流側に傾き続けており、今年8月31日には6.1mmに達した。水圧で下流方向に傾斜する場合は5mmが注意体制に入る限界であるが、上流側への変位は想定外らしく基準がない。原因のひとつとして躯体基底部地下の断層に沿った滑りの可能性がある。静岡県当局は以上の事実のすべてを市民の情報開示請求、または直接観察（クラックの場合）によって発覚するまで自ら公表することはなかった。この隠蔽体質は静岡空港の立ち木、霧の問題に共通する。 <p>このようなダムの直下26kmでは近い将来M8~8.4、またはそれ以上と想定される東海地震の発生が、又それと連動する東南海地震の勃発が予測されている、県は委託した耐震性能照査によって基底部の最大加速度676ガル、上流側堤趾に軽微な亀裂が生じ、貯水を保ち得ない事態はおこらないとしているが、676ガルという予測は過小評価という専門家の意見があり、又この照査の前提条件には応力集中のおきる躯体のクラックが入っていない。また躯体と岩盤をつなぐフーチングに発生した亀裂（最大時幅3mm）7カ所のうち少なくとも数カ所が躯体の水平クラックと連続して数十mに達している事も考慮されていない。強大な地震の加速度によって、躯体だけでなくコンクリートダムの泣き所といわれる躯体と岩盤の継目に異常がおきる可能性が考えられる。</p> <p>このダムに利水のために水を貯めておく必要が全くないことが「ネットワーク安全な水を子どもたちに」HPで指摘されている。ダムを常時空にしておけば東海地震による大災害はおこらないし、洪水調節容量を600万m³から1080万m³に引き上げることもできる。</p> <p>詳細なデータは「太田川水未来」HPを参照されたい。</p>	
団体名	太田川ダム研究会
代表者	岡本 尚
連絡担当者	岡本 尚
住所	〒437-0221
電話	0538-85-1634
F A X	同上
電子メール	okmt@k3.dion.ne.jp
ホームページ	太田川水未来 http://www.geocities.jp/netmizu/

中止を求める ダム事業の名称	浅川ダム
所在都道府県	長野県
事業者	長野県
事業の概要・問題点	
<p>1. 事業の概要 2007年8月に河川整備計画の認可を取得した浅川ダムは、自然調節の重力式コンクリート・治水専用ダム・河床穴あき型、堤高53m・貯水容量110万m³、穴の大きさが1.35m×1.30m×1門。 総事業費380億円のうち、先行建設した付け替え道路等で約200億円を支出済みで、残額180億円をダム本体と地滑り対策等に当てる。09年度予算は17億円で、これからダム本体の入札・請負契約と建設工事着工へと暴走しようとしている。16年度完成と予定。(浅川ダムは、1971年以降の多目的ダム計画を2000年11月、田中康夫前知事が中止と決定。01年2月に脱ダム宣言。その事業を村井知事が治水ダムとして復活させた)</p> <p>2. 治水効果 計画変更して治水専用ダムと自称しているが、「洪水調節の治水効果も怪しい治水ダム」である。浅川の過去の水害はすべて、合流する千曲川の水位上昇と逆流によって生ずる内水災害であり、水害地点は千曲川関連の下流部に限定されている。内水災害常襲地域の上流約10～12kmの地点に、自然調節の穴あきダムを建設するという本事業は、発想そのものに基本的過ちがある。大雨の水害時に貯水した水が穴から流れ続け、内水災害の水位低下を妨げ、水害時間を長引かせるという逆の事態を招くからである。数年前から県も「浅川ダムは下流部の内水災害に治水効果を持っていない」と認めている。ムダな公共事業の典型といえるだろう。</p> <p>3. 災害の誘発 地質条件は、軟質の凝灰岩と熱水変質の大量分布で脆弱劣悪そのもの。1971年の予備調査からダムの地点を選定するまでに四転五転逆戻りを繰り返し20年かかったという事実で明らかである。他にも、①地滑り等防止法の指定地が6区域、面積計303ヘクタールも現存する地滑りの巣の中心部であること、②ダム直下を横断する第四紀断層が確認されていること、③1847年発生の善光寺地震の震源と1.5kmであること、・・・など。このダムの建設は、地滑り・土石流等の災害を誘発する条件を作ることを意味している。</p> <p>4. 計画決定の違法性 浅川の河川整備計画は07年2月、治水専用穴あきダムの計画決定と実施の方針を発表し、70日後に「原案」をまとめ、その後に住民公聴会と学識経験者の意見を聴く手続きを採り、同年8月のスピード認可へとこぎつけた。この計画決定手続きは明らかに重大な瑕疵を持つ違法なものといわざるを得ない。 この他、①基本高水流量の過大性、②治水のためではなく新幹線用地交渉のためにダムを決定した事実・・・などなど。</p>	
団体名	信州ラプソディ
代表者	内山卓郎
連絡担当者	内山卓郎
住所	〒381-0063 長野県長野市向去242
電話	026-244-0204
FAX	026-244-1876
電子メール	
ホームページ	

中止を求める ダム事業	平瀬ダム
所在都道府県	山口県岩国市
事業者	山口県
事業の概要・問題点	
<p>西中国地方随一の清流と言われる山口県の錦川は、島根県との県境付近を水源とし、周南市と岩国市を流れて瀬戸内海に注ぐ、幹川流路延長 110km、流域面積 890km² を誇る県下最大の河川である。</p> <p>そのエメラルドグリーンの清流は、名勝 錦帯橋のかかる川としてもよく知られており、堰や護岸工事などの手があまり加わっていない、自然に近い景観と水質を未だに残している日本でも数少ない貴重な川である。</p> <p>錦川の中流域より上には、すでにダム・堰が合わせて6カ所あるが、7カ所目となるのが岩国市錦町に建設中の平瀬ダムである。1968年に調査開始、1988年に建設事業が始まって以来、その目的や事業費を変えつつ、総額 700 億円を超える長期の大型公共事業として現在に至っているが、2000年に完成予定だったダム本体は県の資産不足もあり未だ建設されていない。水没予定地の 21 戸の移転は十数年前に終わり、転流工も 2008 年に完成。</p> <p>問題点</p> <p>ダムが無い木谷川の清流を堰き止め、水質、自然環境、名勝「猿飛の石庭」など、自然財産の損失となる</p> <p>全国の川を下っているプロのリバーガイドの話では、「錦川は、北海道ニセコを流れる 1 級河川清流日本一になった尻別川よりきれい」とのこと。まさに錦川は「日本の宝」であり、掛け替えのない財産である。ダムができると水は巨大な金魚鉢の様に濁り、山のミネラルは堰き止められ、自然環境に多大な影響を与えてしまう。</p> <p>ダムありきで他の治水方法を検討していない</p> <p>錦川水系の森林は、平瀬ダムの約 2.3 倍の保水力があり、大半を占める針葉樹林を、間伐や広葉樹との混合林にすれば、自然環境を保全しながら治水効果が期待できる。</p> <p>平瀬ダムに頼りきった河川計画により、平成 17 年の台風 14 号で大洪水となった</p> <p>洪水になるような大雨が降れば、ダムは満水になり放流するので治水効果はなく、ただ水が通過するポイントでしかない。台風 14 号の際菅野ダムは、非常用・発電用合わせて毎秒 49 トンの放流をほとんど行わず、深夜の一斉放流が洪水を増長させた。</p> <p>その後、激特事業で南桑、藤川地区の河川整備が始まったが、局地的で区間外の被災地も対象にした、ダムに頼らない洪水対策が必要である。</p> <p>2009 年以降の工費に 250 億円以上という巨額の税金が注ぎこまれようとしている</p> <p>山口県の借金は 1 兆円を超え、昨年度だけでも 600 億円の赤字になっている。より安価で環境に配慮した治水法にするべきである。</p>	
団体名	美しい錦川を未来へ手渡す会
代表者	吉村 健次
連絡担当者	同上
住所	〒740-0501 岩国市美川町小川 420-10-202
電話	0827-76-0303
F A X	082-282-9233
電子メール	neo-kenji@car.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www42.tok2.com/home/hirasedamumondai/

中止を求める ダム事業	内海ダム再開発事業
所在都道府県	香川県小豆島
事業者	香川県

事業の概要・問題点

巨大堰堤の新内海ダム建設中止を求める理由

1. 「現ダムは堰堤が沈下し、地震には危険」との県の説明に、地元は修繕を依頼。それが「巨大堰堤の新内海ダム計画」に一転。もっと地震に弱く、多くの人命を失うおそれ。

- ① 堆積地で地盤が軟弱。堰堤の高さ2倍となり、沈下が速くなる恐れがあります。
- ② 西日本一長い堰堤が途中で小山をまたぐ、世界に例のない変形ダムなので、堰堤各部の沈下速度の違いから決壊の恐れがあります。
- ③ 県が知らさなかった3本の断層が堰堤の真下にあることが判明したこと。
- ④ 堰堤両端は花崗岩が風化したもろい山です。当初県は両端を強固な岩盤に取り付けるので、安心と説明していたが、岩盤でないところに造成したコンクリート塊に取り付ける事が判明。県の説明によれば、景観・環境への配慮と費用節減のため。

ア 別当川の新内海ダム下流域は、直下 200m～2 km下の内海湾まで、人家約 1000 戸、3000 人が暮らしています。決壊した場合、逃げる暇がありません。

イ 景観修復のため、ダムのコンクリート壁下方に 15 万トンの盛り土と植栽の計画。盛り土は人家に 10mまで迫り、大雨で地滑りして、人家が埋まる恐れが大きい。

2. 小豆島では、水不足は解消され、将来的にも心配はない見込みです。

平成9年の吉田ダム完成で、島内ダム貯水量が2,5倍となって以来、取水、給水制限は一度もありません。島外の香川県が渇水で早明浦ダムの水位0報道の時も、吉田ダムは200日分を超える貯水量がありました。県、町の水需要予測は過大です。島の人口は減り続けているのが現状です。ダムの溜り水は上下の対流が起きない夏場カビ臭が付き、ヘドロが溜まります。別当川流域の約8割の家にある井戸や、田畑に多い溜池を守るの方が大切です。

3. 巨大堰堤の新内海ダムは町のこの地域の治水対策として有効ではありません。

別当川はS49(1974年)、51年(1976年)集中豪雨で、小豆島が大災害の際も死傷者はなく、多数の死者が出た島内の他の川に比し、被害は軽かったのです。土石流の出た地域の被害は水系が異なるので、このダム計画では防げません。下流域の台風時の浸水は巨大ダムではその大量放水と高潮で一層ひどくなります。H16年(2004年)の台風でひどい高潮被害を受けており、高潮や津波対策の方が急がれます。

4. 国立公園寒霞溪のすばらしい自然環境、景観を破壊します。

奇岩怪石の渓谷美を誇る寒霞溪は、明治時代に島の先覚者が私財を投じて、他国の買収から守った、ナショナルトラスト先駆けの地であります。その麓、寒霞溪への道中に現ダムの2倍の高さ42m、長さが早明浦ダムより長い、西日本一の447mもの堰堤のコンクリート壁が立ちはだかるのです。寒霞溪山頂から内海湾越しに「二十四の瞳の岬の分教場」も望める絶景。その手前にコンクリートの巨大堰堤に加え現ダムまで出現することもあり、景観が損なわれます。また生態系としての環境保全の必要性が認識されるようになった現在、山、里、海の間の循環を破壊して、山頂付近だけの保全をはかれると考えるのは無理があります。

5. 国民、県民の185億円もの血税をこのような事業に使わせては申し訳ありません。

国がただで造ってくれると言う人がいますが、県も町も応分の負担をしなければなりません。いずれにしても、みんなの懐から出たお金で、大手ゼネコンを潤すだけです。四国一の水瓶、早明浦ダムより堰堤が長いのに、貯水量は300分の1と効率が悪い上、肝心の渇水時に水が溜まらないダムです(山頂からダムまでわずか2km。狭い谷川で、湧水もなく、堆積地なので、ダム底は礫で水が抜ける恐れがある)。

6. まだダム本体工事は始まっていません。止めるのによい時期です。

寒霞溪への道路付け替え工事が、急峻な山肌を削り、盛り土をして進められ、環境を破壊し、景観を損ね、川へ濁流が流れ込み、すでに地元住民を危険にさらしています。

【 現 状 】

●09年2月 土地収用事業認定 ●6月30日 内海ダム再開発事業認定取消請求 ●7月 本体工事入札公告(9月7日締め切り 目下、「総合的評価」の段階) ●8月31日 県の土地収用裁決申請(3月)を香川県土地収用委員会が審理開始決定 ●9月7日 内海ダム再開発事業認定取消請求第一回口頭弁論 ●10月上旬 香川県知事、国交大臣に直訴後の記者会見で「法的には事業の正当性は認められている」と年内に本体工事着工を表明

団体名	寒霞溪の自然を守る連合会	環瀬戸内海会議
代表者	山西克明	阿部悦子 石井 亨
連絡担当者	同上	
住所	香川県小豆郡内海町神懸通甲 1689-2	岡山市北区下中野 318-114
電話	0879- 82- 4634	086- 243- 2927
電子メール		kannseto@mx36.tikitiki.ne.jp

中止を求める ダム事業	石木ダム
所在都道府県	長崎県
事業者	長崎県

事業の概要・問題点

● 事業の概要

事業主体の長崎県が、2級河川である川棚川水系の支流石木川中流域の川原（こうばる）地区に計画した、川棚町と隣接する佐世保市の水源確保、川棚川の洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とした多目的ダム。計画堰堤高55.4m、幅234m、総貯水容量約548万トン。佐世保市へ1日4万トンを送水する計画。ダム建設計画が表面化したのは半世紀前の1962年。1975年に事業採択され、総事業費285億円のうち2007年度までに129億円を支出している。

1982年には、土地収用法第11条に基づく強制測量調査が機動隊を導入し1年間に亘って行われた。それでも石木ダム建設絶対反対同盟などの強固な反対で着工の目途は立っていない。これに対し、県は昨年7月、12年度にダム本体工事に着手し、16年度までに完成させる工程表発表した。

● 問題点

- ① 多目的ダムの欺瞞性→石木ダムの多目的ダム採択はおかしい。当時「治水は付け足し、付け足し」と平気で言っていた長崎県職員。多目的ダム計画化は、補助率を上げるために無駄な治水対策を付け足し、利水に係る地方負担を少なくするための手法である。無駄な予算を確保するために流域住民の不安を仰いでダム建設を推進する旗振り扇動的手法である。石木ダムの集水面積は、川棚川全体の9分の1しかない。
- ② 漏水が1日1万トンの佐世保地区水道→佐世保地区の水道は、日本全体の大規模事業体の中で有収率等が最低の水準であり、2017年度の有収率の目標値87.7%は、既に215の大規模上水道事業体のうち172事業体が達成しているという低水準である。こんな低水準の佐世保市水道には石木ダム開発など言う資格がない。
- ③ 石木ダムありきで努力しない佐世保市、努力させない長崎県→有収率や利用率が大規模事業体の平均水準に到達することが先決で、それが達成されると石木ダムを造る必要がなくなる。また、渇水期はどこでも水は少ない。水道の広域連結化や農業用水等からの転用など努力の跡も見えない。
- ④ 自然破壊は時代のニーズに合わない→自然破壊してまでダム建設を進める時代は終わった。
- ⑤ 強制収用に道を開く事業認定申請を窺う長崎県→過去の反省もなく、強引に事業認定申請を行う構えを見せる長崎県の姿勢は、住民無視もはなはだしい。事業認定申請回避の署名簿をコピーして配布し、反対運動の封じ込めに利用するなど基本的人権を無視した汚いやり方も横行中。

◆地域社会を破壊し、人心の荒廃を招いてきたダム建設中止。人にやさしい地球にやさしい政治を。

◆都市が農山村を飲み込む政治の急先鋒「石木ダム建設」をやめてください。

「10年ひと昔」と言う。計画から30年～50年を経過してもなお本体工事にも着手できない工事など、その必要性からして疑わしい。

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟
代表者	代表者は置かず
連絡担当者	岩下 和雄
住所	〒859-3603 長崎県東彼杵郡 川棚町岩屋郷1249番地1
電話	0956-82-3453
FAX	0956-83-3472
電子メール	sumijun.koubaru@ac.auone-net.jp
ホームページ	現在無



強制測量調査阻止行動
1982/05/22 団結小屋前

中止を求める ダム事業	路木ダム
所在都道府県	熊本県天草市
事業者	熊本県：治水、天草市：利水（水道水）
事業の概要・問題点	
<p>概要：1993年に天草市河浦町の路木川に建設が計画された総事業費90億円、総貯水量229万t、治水・利水（生活用水）を目的とした多目的ダム。 これまでに付替え道路等がほぼ完成し、2008年度末での進捗率は41%で2013年に完成予定。 2009年3月の県議会、市議会で本体着工予算が可決され、2010年度には堤体工事を行なう予定。</p> <p>問題点：《治水》熊本県が2001年1月に作成した「路木川河川整備計画」には「昭和57年7月等の豪雨による洪水時には、下流宅地において約100棟の床上浸水が発生した」などと書かれている。しかし、旧河浦町が作成した「昭和57年7月24日 集中豪雨関係綴」を見ると路木地区の床上浸水数は「ゼロ」となっている。我々は2008年11月、当該地区である路木地区住民に直接聞き取り調査を行なった。昭和57年7月等の路木川氾濫による家屋災害に関して、全ての世帯が「記憶がない」と回答した。「河川整備計画」に書かれた路木地区の水害に関する記述は全部「ねつ造」である。08年10月の公共事業再評価委では全く別の川の洪水のニセ写真を路木川のものとして紹介した。県は、「過去の災害の有無に関わらず、30年に1回の災害に対応するためにダムが必要」と説明する。ところが、家屋が集中する氾濫想定区域の破堤地点（右岸）は山付きで左岸より60cm以上も高く、川幅も2倍以上に広がっている。地形上、路木集落には路木川氾濫による水害は起こりえないのだ。本ダム事業は補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反している。 《利水》路木ダムの給水（水道水）予定である河浦、牛深地区ではダム計画策定時から人口、給水量実績共に激減している。にもかかわらず天草市は、路木ダムからさらに4600t/日の水が必要、としている。しかも、現在水源としている既存ダム貯水量の70%を温存した上での前代未聞の計画だ。</p> <p>直近の動き本ダムも前原国交相が見直し表明したダムの一つだ。しかし、熊本県は補助金を得られる見通しが立たない中で09年10月、本体工事全体の入札を駆け込みで強行した。前原国交相は09年2月、野党議員として「路木ダム建設事業に関する質問主意書」を提出し、完全に経済的合理性が破綻している路木ダムの建設根拠の問題点を鋭く指摘した。前原国交相は補助ダムについて、「知事の意向を尊重する」などとコメントしているが、ねつ造した水害報告を基に作成された「河川整備計画」への同意は撤回すべきだ。さらに、補助金適正化法違反である本ダム事業への補助金交付は打ち切るべきだ。国交省では今後、見直し対象のダム等について事業評価をやり直す、などと報道されているが、反対運動が起きているダムについては、反対する個人・団体からのヒアリングをぜひ行なってほしい。</p>	
団体名	路木ダムを考える河浦住民の会
代表者	小川浩治（おがわ こうじ）、若杉数太（わかすぎ かずた）
連絡担当者	松本基督（まつもと もとすけ）
住所	〒863-1204 熊本県天草市河浦町崎津 1350-4
電話	0969-79-0166 090-2262-1759
F A X	0969-79-0166
電子メール	mm1117@wonder.ocn.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	大阪府営安威川ダム建設事業
所在都道府県	大阪府
事業者	大阪府
事業の概要・問題点	
<p>●事業の概要（大阪府資料より）</p> <p>安威川ダムは、昭和42年の北摂豪雨により、死傷者61名、浸水家屋約2万5千戸等の被害を受けたことを契機に計画。安威川の治水対策は、100年に1回の大雨に対応するよう、河川改修とダムによる治水手法を選択している。この対策により、時間雨量80ミリ程度の大雨で想定される被害（氾濫面積23.6km²、浸水家屋6万8千戸、被害額約1兆1600億円）を防ぐことができる。</p> <p>経緯：1967（S42）北摂豪雨とダム構想、71（S46）調査着手、95（H7）水没地区と基本協定締結、05（H17）利水機能縮小（7→1m³/d）、府建設事業再評価で事業継続、08（H20）府河川整備委員会意見具申→河川整備計画の策定、09（H21）利水撤退を決定</p> <p>事業の目的：洪水調節・水道用水・河川維持用水・農業既得用水のための多目的ダム ダム本体の緒元：中央コア型ロックフィルダム、総貯水量1800万m³、集水面積52.2km²、総事業費：約1370億円、（他に水道新規施設等で約40億円、周辺整備事業で数百億円） 進捗状況：用地取得約99%、水没4地区の代替地への移転完了、付け替え道路約83%概成</p> <p>●問題点</p> <p>◆<u>不必要なダムである</u>：S42年の北摂豪雨レベルの洪水は対応済み。 ・府のアンケート調査でも、必要と不必要の意見が40～50%の間で拮抗。 ・絶対にダムが必要と思っている人が誰一人いない府庁の現実。知事も迷っている。</p> <p>◆<u>アンフェアな手法を使い不必要に人心の不安を煽り、府民をミスリードしている</u>。：S42年水害の死者は、農業水路での1名であり、死傷者61名と誇大表示。 ・同時6箇所破堤を想定した氾濫域をつくり被害額を過大に水増し。 ・水害の主因は内水氾濫であるのに、安威川破堤のみを指摘。 ・ポンプ操作の人為ミスによる水害発生も、安威川が原因であるように扱う。 ・ダム建設決定20年後に、治水法の比較検討を実施。ダムの正当性を強弁。</p> <p>◆<u>貴重で莫大な自然環境を失い、取り返えすことができない</u>。：オオサンショウウオやオオタカなど希少種な動植物がたくさん棲息する。 ・市民の憩いの場である水系が死滅する。</p> <p>◆<u>危険なダムである</u>。：ダムサイトは、国および府の危機管理室により、震度6強及び6弱の地域に指定。 ・ダムサイトは、上町断層および有馬高槻断層帯の影響を強く受ける。 ・ダムサイトは、発生確率の高い南海・東南海地震の影響を強く受ける。 ・ダムサイトの地盤は不安定であり、ダムに適していない。 ・ダムサイト近傍やダム湖中心部に活断層が分布する。</p> <p>◆<u>耐震化の設計や建設費のために本体事業費はまだまだ膨張する</u>。：当初380億円の総事業費が、いまや1400（1370）億円に、今後どこまで増えるのか？</p> <p>◆<u>大阪府は、ダムの必要性でなく、中止するより府の負担が小さいことを理由に継続を承認した</u>。</p> <p>●補助があるから事業を継続する。 補助をなくせば真に必要な事業しか着手しなくなる。</p>	
団体名	安威川ダム反対市民の会
代表者	江菅 洋一
連絡担当者	同上
住所	〒567-0007 茨木市南安威2丁目2-5-109
電話	090-5045-5133
F A X	072-643-1533
電子メール	y-esuga@muc.biglobe.ne.jp
ホームページ	

中止を求める ダム事業	霞沢砂防ダム
所在都道府県	長野県松本市安曇地区
事業者	国土交通省松本砂防事務所

事業の概要・問題点

・ **霞沢川砂防ダム建設と目的の概要**

松本市安曇沢渡地区で梓川に合流する川で、合流点からおよそ1.5km上流に建設される予定。(スリット型、高さ13.5m、スリット外幅28m)既に砂防ダム10～20m級3基が存在する。平成12年予算付けされ、06年の上高地豪雨ころから急浮上してきたものだが、08年ダムサイトまでの道路の一部が着工され、早ければ今年秋には本体右岸壁強化のためのロックボルト打設工事の可能性がある。調査費用など除き、工用道路3億円、本体4億円が計上されている。

建設根拠は、100年に一回の規模の土石流により20万立米の土砂が梓川本線を止める可能性がある。本線が閉塞すれば沢渡地区一帯が浸水する可能性がある。そこでダムを造り8万立米の土砂を調節して本線の閉塞を防ぐ計算であるという。

・ **問題点**

ダムありきが前提のため代替案などが議論されないことが問題であるが、下記の様な事が挙げられる。

- 1、ダム建設根拠のための様々な数字や環境調査の内容などが公開されないこと。計画流出土砂量の推定計算は、流域面積×流出係数という一様な土砂の出方が基本となっている。
- 2、こまめに沢を歩き調べるのではないため、ダムサイト前後の崩壊現場の実情が考慮されていない。そのためダムが完成したとしても目的に合致した機能が出るのか疑問である。
- 3、ダムサイトの上流数百メートルに超狭窄部が600mくらい存在するが、この部分がスリット式砂防ダムと同様な機能を有している。私たちの調査によると狭窄部内にできたり壊れたりする幾つかの滝の持つ土砂調節量は数千～10万立米前後あり、この機能が考慮されていない。流域平均を基本とした土砂算出方法では考慮することはできない。
- 4、梓川合流点から下流数百mに奈川渡ダムへの流れ込みがある。バックウォーターからの土砂堆積によるせり上がり作用の河床上昇が沢渡集落近辺まで影響を及ぼす可能性もある。これを防ぐためのダム付近の浚渫、ダム水位を下げることなど議論もされていない。
- 5、工用道路の維持による川環境の悪化が大きい。工用道路を川の中に造るため、蛇行や落ち込みなどの変化に乏しい環境になる。また、急な山腹を切り崩しているため、かえって土砂供給を加速させる要素が高くなっている。
- 6、土砂災害防止法の理念が無視されている。霞沢出口付近の土地利用が進められており、想定以上の土砂が出た場合の対策がない。ハードの限界という視点が欠落した対策は、災害を大きくしてしまう。
- 7、イワナノの生息環境がダムサイト上下のためダム建設は影響が大きすぎる。イワナが狭窄部を通過することが難しいため、特にダムサイト付近の環境が重要になる。
- 8、この沢さつての美しい景観部に影響がでる。建設は断じて不要である。

・ **結論**

上記のようなことを協議する場がない。まずは現計画を凍結し、市民が参加できるシステムを作り、白紙の状態から協議するべきである。

団体名	水と緑の会	渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
代表者	常田長時	田口康夫
連絡担当者	常田長時	田口康夫
住所	〒390-0864 松本市宮渕本村 4-15	〒390-0814 松本市本庄 2-1-18
電話	0263-35-5781	0263-32-1511
F A X	0263-35-5781	0263-32-1511
電子メール	taguchi@matsumoto.ne.jp (田口)	
ホームページ	水と緑の会 http://www.shiojiri.ne.jp/~harry/ 渓流ネット http://www5.plala.or.jp/Y_YUKI/SABO/	

中止を求める ダム事業	島々谷川第6号砂防ダム	
所在都道府県	長野県松本市安曇地区	
事業者	国土交通省松本砂防事務所	
事業の概要・問題点		
<p>・ 事業の概要と反対運動経過</p> <p>1998年に梓川支流島々谷川北沢に建設されようとしていた砂防ダムで、建設目的は下流部の梓川合流点付近の住宅密集地を土砂災害から防止することだという。当初は高さ42mクローズ型、最近では高さ20mスリット型に変更してきている。流出土砂に関しては、流域面積に流出係数を掛けて想定している。流域面積：77.8平方km（北澤24.1平方km）計画流出土砂量：127万6千立米。今までに環境調査委員会の提言や模型実験などを経てダムの高さ形状などを変えてきている。これまでに高さ31mのダムを含め7基のダムが造られている。工事用の道路とトンネル3個、水抜き用トンネルは完成している。しかし、10年間本体着工を止めている間に、何回かの豪雨による崩壊があり、道路の状態はよくない。2007年の豪雨により二俣までの道路が被災し、今年辛うじて修復された。二俣から先は見修復である。</p> <p>99年に反対運動を始めて現在まで本体着工を止めている。この先の反対運動次第で決まってくる状況。6号ダム建設に先立ち工事用道路と3個のトンネルは既に建設されているが、島々谷川の環境問題や調査の不十分さを指摘する要望書などを提出して着工を遅らせてきた。</p> <p>今まで要望書、質問主意書などの提出、公共事業チェック議員の会の勉強会と視察、県知事の視察などをおこなってきた。その後、環境調査委員会の提言や模型実験などを経てダムの高さ形状などを変えてきている。</p> <p>建設理由は、梓川合流付近の島々集落防災のためであるが、主な根拠は1945年（昭和20年）の島々集落の災害などを根拠としている。しかし、当時の山の状況を調べてみると山の樹木は切られ裸状態だったこと、集落と川の境である堤防もなかったこと（今はある）、800mほど上流の小嵩沢からの土砂流出で島々谷川がせき止められ鉄砲水がでたこと、危ない水衝部に家があったことなど現在と状況がかなり違ってきている。また既に7基の砂防ダムが入っており、3号砂防ダム（高さ31m 堤長114m）は建造後46年経っても堆砂率が半分くらい。このような状況の中で6号ダム新設は止め、代替案として既存砂防ダムのオープン化改修、浚渫などを提案している（詳しくはホームページ参照）。</p> <p>・ 問題点</p> <p>計画流出土砂量そのものに疑問があるが、計画流出土砂量をコントロールしようとするれば、今後予定のダム以外にいくつかのダムを建設していかないと解決しないことになる。またダム以外の防災対策という選択肢が複数あるが考えようとしない。北沢で最も景観のよい場所にあえて造る根拠はない。模型実験は便宜的であり、6号砂防ダムの数百メートル下流二俣あたりまでしか想定していない実験で、肝心の集落部までの土砂移動を考慮していない欠陥のあるものであった。</p>		
団体名	水と緑の会	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
代表者	常田長時	田口康夫
連絡担当者	常田長時	田口康夫
住所	〒390-0864 松本市宮渕本村4-15	〒390-0814 松本市本庄2-1-18
電話	0263-35-5781	0263-32-1511
F A X	0263-35-5781	0263-32-1511
電子メール	taguchi@matsumoto.ne.jp（田口）	
ホームページ	溪流ネット http://www5.plala.or.jp/Y_YUKI/SABO/ 水と緑の会 http://www.shiojiri.ne.jp/~harry/	

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

河川行政の徹底見直しを実現するための提言

ダム事業を所与とする河川行政を徹底的に見直し、合理的かつ民主的な河川行政に転換しようとする前原国土交通大臣の取組みに、深く敬意を表します。

水源開発問題全国連絡会は、不合理なダム事業の徹底見直しを求め活動する、全国の市民団体の集まりです。1993年の発足以来、「公共事業チェック議員の会」等の超党派国会議員とも協力し、河川行政の問題点を明らかにしてきました。

その結果、得られた知見に基づき、河川行政を見直すに当たり必要と思われる事項について、以下のとおり提言を取りまとめました。

つきましては、国務のご参考としていただくよう要望いたします。

- ① 流域住民の暮らしを第一とし、流域の生態系の保全や漁業への影響を重視する河川行政に転換すること。
- ② 国土交通大臣の下に専門家からなる「河川行政見直しタスクフォース」を設け、事業の是非や検討のルール等、河川行政見直しの全般について調査審議させ、大臣に勧告させること。
- ③ 「タスクフォース」では、客観的基準に基づく「中止勧告基準」を策定し、それに該当する事業・補助事業については、一律の中止を大臣に勧告すること。
- ④ 「中止勧告基準」に該当しない直轄事業については、「タスクフォース」の下に事業ごとの「部会」を事業地域に設け、情報公開・住民参加により、あらゆる角度から事業を徹底的に精査した上で、中止・縮小・続行の勧告をすること。
- ⑤ 「中止勧告基準」に該当しない補助事業については、「タスクフォース」で見直しルールを策定し、それに基づく事業精査を事業者に課すこと。この事業精査を受け入れない補助事業については、国の予算において計上及び執行をしないこと。
- ⑥ 「中止勧告基準」の策定、「部会」及び補助事業の見直しに際しては、「聖域なき情報公開」「住民参加の徹底」「見直し中の工事凍結」の三原則を基本とし、住民や事業見直しを求める専門家、市民団体等が、事業者の主張をタスクフォース外部からも徹底的に検証できるようにすること。
- ⑦ 「タスクフォース」及び「部会」には、社会資本整備審議会や事業評価監視委員会等の委員として従来の河川行政に協力してきた専門家を入れないこと。

- ⑧ 河川整備基本方針について、基本的に将来の課題とするものの、球磨川水系河川整備基本方針のように、事実上、ダム事業以外の代替手段を阻む方針については早急に見直すこと。
- ⑨ 各事業のあり方について、「タスクフォース」の勧告に基づき国土交通大臣が決定次第、速やかに河川整備計画及び水資源開発基本計画（フルプラン）等、関係する行政計画に反映させること。
- ⑩ 水需給計画について、「タスクフォース」の監視の下で、水需要予測や保有水源評価の方法、渇水年の保有水源減少率の適正算出法等、水需給計画策定のガイドラインを策定すること。
- ⑪ 都道府県に対し、上記ガイドラインに基づく水需給計画の見直しを求めるとともに、国土交通省はその状況について「タスクフォース」に報告すること。
- ⑫ 水利権のあり方について、国土交通大臣のリーダーシップで関係する府省の副大臣・大臣政務官らを含めた会議を設け、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、見直しに着手すること。
- ⑬ 事業の費用便益計算について、「タスクフォース」の監視の下で、実際に起こりうる氾濫を再現できるように治水経済調査マニュアルを抜本的に改正し、環境への負荷をマイナスの便益として計算するなど、計算方法を適正かつ合理的なものに改め、各事業の再計算を行うこと。
- ⑭ ダムに拠らない治水対策を確立するため、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、正しい流下能力の計算方法や耐越水堤防の技術、その他の治水対策技術の検討を進めること。

以上

2009年10月26日

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言

必要性が失われた新規ダム事業の全面見直しの明言に厚く感謝いたします。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」のうち、補助ダムについては、一部の事業県が、駆け込みでダム建設に向けた既成事実作りに躍起となっています。是非とも、緊急な対応をお願いいたします。

補助ダムに関する最新情報

① 石木ダム（長崎県）

長崎県はダム予定地に住む13世帯の所有地を強制収用すべく、土地収用法に基づく事業認定申請に先立つ事前説明会を10月23日に行いました。県は近々、九州地方整備局に対して事業認定申請を行うとしています。

② 内海ダム再開発（香川県）

10月21日、新内海ダムの本体建設工事の入札で、飛島・田村・安井特定建設工事共同企業体（JV）が落札し、本体工事の直前まで進みました。地権者は土地収用の事業認定取り消し訴訟を提起していますが、現行法では係争中であっても工事を止めることができません。

③ 辰巳ダム（石川県）

辰巳ダム予定地の未買収地（地権者約650人）について、土地収用法が適用され、事業認定取り消し訴訟が提起され、係争中です。更に、係争中にもかかわらず、石川県収用委員会は県の強制収用を認める裁決を出し、10月21日までに関係者に送付しました。来年4月までに県はすべての用地取得が完了することになっており、それに対して地権者は裁決の取り消しを求める行政訴訟を提起する予定です。

④ 路木ダム（熊本県）

熊本県は来年1月に路木ダムの本体工事の入札を行うこととしています。10月上旬に行われた入札で、落札者の確定前に参加業者名と入札金額がインターネット上に公開されるミスがあり、やり直しとなった日程ですが、県が今年度中に本体工事まで進めようとしている状況です。地元住民が蒲島郁夫県知事に対して路木ダムへの支出差し止めを求め住民訴訟を提起し、10月21日に初公判が行われています。

緊急対応の提言

1 土地収用法による強制収用のための事業認定申請がされる石木ダムについては事業認定の審査をストップすると同時に平成21年度以降の補助金を凍結してください。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④の審査を進め、同ダムの不要性が明らかになった段階で認定申請を却下してください。

2 土地収用法による強制収用に向けた手続きが進み、事業認定取り消し訴訟で係争中の内海ダム再開発、辰巳ダムについては平成21年度以降の補助金を凍結し、住民による司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④でこれらのダム事業の見直しを進めてください。

3 住民訴訟中の路木ダムについては、平成21年度以降の補助金支出を凍結し、地方自治法に基づいた住民の司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④で同ダム事業の見直しを進めてください。

以上

連絡先 水源開発問題全国連絡会 遠藤保男 電話 045-561-8186

中止を求める ダム事業	淀川水系河川整備計画川上ダム建設事業
所在都道府県	三重県伊賀市
事業者	近畿地方整備局・水資源開発機構
事業の概要・問題点	
<p>川上ダムの建設目的は、大阪府・京都府・三重県などの淀川水系の治水対策。三重県・奈良県・西宮市の都市用水の開発。発電を含む多目的ダムとして建設する。としてきました。</p> <p>総事業費は、850 億円でしたが 380 億円追加して 1230 億円で完成させると近畿地方整備局は説明しています。しかし、この事業費の枠内で完成するとは確認されていません。</p> <p>ダム建設における問題点の一つは、この事業費の肥大化があります。国民に約束できないのがダム建設であると思われます。</p> <p>治水の問題点は、効果が期待できないと科学的に検証しても建設に突き進もうとしているのが近畿地方整備局です。淀川水系流域委員会の審議の結果は極めて川上ダムの治水効果は小さい、緊急性も無いと結論付けました。</p> <p>利水については、奈良県・西宮市の撤退、三重県のみ利水が残りました。しかし、三重県すなわち伊賀市のみの水道水の開発です。わずか日量 23000 トン国土交通省木津川上流河川事務所の試算です。このためにダム建設の必要性はありません。というのが多くの国民の合意点になっていました。発電は、建設目的から撤退しました。</p> <p>すると近畿地方整備局は、新たな課題を提起してきました。他のダムの堆砂がすすんでいる、よって除去のために長寿命化の為にという理由で、川上ダムは建設すると一方的に河川整備計画に位置づけました。長寿命化という最新の課題について十分な審議もせず、打ち切りにして計画策定をしました。</p> <p>淀川水系流域委員会の審議の最終段階に入り、近畿地方整備局は民主的な手続き、住民合意などすべてかなぐり捨てて、8 年前の方針に後戻りさせました。</p> <p>多くの問題を残したのは近畿地方整備局の強引な手法によるものでした。</p> <p>特別天然記念物オオサンショウウオ、オオタカなど貴重な動植物の宝庫が川上ダム建設予定地でありダム建設により自然環境が重大な影響を受けます。さらに言えば、川上ダムも地質の問題があります。近畿地方整備局は、奈良県大滝ダムの地質についての反省を公にしています。責任を感じてほしいというのが国民の声です。</p> <p>川上ダムは建設中止が国が取るべき最良の施策であります。</p>	
団体名	NPO 法人伊賀・水と緑の会
代表者	理事長 畑中尚
連絡担当者	理事長 畑中尚
住所	〒518-0226
電話	0595-52-1721
F A X	0595-52-1721
電子メール	Htnk1289@asint.jp
ホームページ	

訂正：「奥胎内ダム」の訂正です。3ヶ所あります。訂正箇所は丸ゴシックにアンダーラインが付いたところです

中止を求める ダム事業	奥胎内ダム
所在都道府県	新潟県
事業者	新潟県
事業の概要・問題点	
<p>● 事業の概要</p> <p>奥胎内ダムは、磐梯朝日国立公園内の藤十郎山（1332m）より胎内市笹口浜で日本海に注ぐ流路延長 39.1 km、流域面積 143.4 km²の2級河川胎内川の上流部、国立公園第一種特別地域内に計画された多目的ダムである。総貯水量 1000 万m³、有効貯水量 770 万m³、堤高 82m、堤頂長 189.9 m、重力式コンクリートダム、集水面積 32.4 km²、湛水面積 0.48 km²、堆砂量（100 年）230 万m³、平成2年より工事用道路・トンネル・橋の工事着工。平成16年～21年本体掘削流面保護工。平成21年～コンクリート打設・基礎工事の予定だが、9月末現在でまだ掘削中。予算ベースで49%の進捗率とのこと。しかし、政権交代の後急ピッチで工事を進めている。（ここ数年1日数台のダンプが10台位に激増、例年12月から5月までは積雪の為工事は中断する。）</p> <p>● 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内第一種特別地域は国民には何一つ改変することを許さず、景観を保護すべきとしながら、行政が計画した工事は大規模改変破壊がまかり通っていること。 ・ 費用対効果、ダム以外の河川改修案の事業費は意図的に過大に見積って B/C を小さく見せかけている。有利として採択したダム案の事業費は着工後大幅にふくらんで行く。新潟県の既設ダムの事業費も最終的には殆どが2～3倍に増えていた。奥胎内ダムも完成時の B/C は恐らく1以下であろう。 ・ 1967年の羽越水害は、櫛形山の幼若人工林の崩壊による土石流災害であって、すでに多数の治山ダムと胎内川ダム（建設当初は治水ダムと称していた）も完成し、堤防余裕高も特別に2mもある。過大な県の雨量流量計算を認めたとしても奥胎内ダムの黒川橋基準点に於ける水位低減効果は15cmでしかない。奥胎内ダムを計画した理由とされる1978年、81年の大雨による堤防欠壊は上流ダム群による土砂供給阻害による河床低下と設計ミスによる欠陥護岸によるものであって、すでに改修工事は終わっている。胎内川ダム完成後一定量放流に至った洪水は一度も無かった。治水にはこのダムは全く不要である。その上、利水容量を胎内川ダムに移し替える為胎内川ダムの夏期洪水期の水位は現在より180cm上昇することになる。もしもゲートの無い奥胎内ダムが五十嵐川の大谷ダムのように計算通りに調節効果を果たせなかつた時には、現在よりも危険になる筈である。（県は本当はそれでも安全と認識しているのではないか） ・ 旧黒川村が必要と称した日量1500トンの水道水の水利権も、漏水率の高い老朽施設の修理を優先すべきであった。又、観光開発による将来の需要増大の予測もホテル閉鎖等すでに破綻している。その上、中条町と合併し不要となった筈である。以上の理由で奥胎内ダムは全く不要で、この事業は国と県の税金の無駄遣い、<u>自然環境</u>、景観の破壊以外の何ものでも無い。補助金の支出は不当である。 	
団体名	奥胎内ダムを考える会
代表者	三橋允子
連絡担当者	三橋允子
住所	新潟市西蒲区鱸176
電話	025-266-9623 夜0256-88-2290
F A X	025-231-1358
電子メール	mituhasi-m@mua.biglobe.ne.jp